

平成21年 2 月宮崎県定例県議会（当初）

総務政策常任委員会会議録

平成21年 3 月10日～13日

場 所 第2委員会室

平成21年 3月10日（火曜日）

置について

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計予算

○議案第2号 平成21年度宮崎県開発事業特別
資金特別会計予算

○議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第26号 宮崎県土地開発基金条例を廃止
する条例

○議案第28号 県指定統計条例及び宮崎県個人
情報保護条例の一部を改正する
条例

○議案第29号 職員の勤務時間、休日及び休暇
に関する条例等の一部を改正す
る条例

○議案第31号 包括外部監査契約の締結につい
て

○議案第32号 全国自治宝くじ事務協議会への
岡山市の加入及びこれに伴う全
国自治宝くじ事務協議会規約の
一部変更に関する協議について

○議案第33号 西日本宝くじ事務協議会への岡
山市の加入及びこれに伴う西日
本宝くじ事務協議会規約の一部
変更に関する協議について

○議案第72号 平成21年度宮崎県一般会計補正
予算（第1号）

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

・印刷物における一般競争入札（条件付）の導
入及び請負契約への変更について

・宮崎国際音楽祭を考える懇談会（仮称）の設

出席委員（9人）

委 員 長	外 山 衛
副 委 員 長	新 見 昌 安
委 員	米 良 政 美
委 員	中 村 幸 一
委 員	黒 木 寛 市
委 員	中 野 一 則
委 員	中 野 廣 明
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総 務 部

総 務 部 長	山 下 健 次
総 務 部 次 長 （総務・職員担当）	吉 瀬 和 明
総 務 部 次 長 （財務・市町村担当）	稲 用 博 美
危 機 管 理 局 長	後 藤 厚 一
部 参 事 兼 総 務 課 長	馬 原 日 出 人
部 参 事 兼 人 事 課 長	岡 村 巖
行 政 経 営 課 長	加 藤 裕 彦
財 政 課 長	西 野 博 之
税 務 課 長	後 藤 文 雄
市 町 村 課 長	四 本 孝
市町村合併支援室長	坂 本 義 弘
総務事務センター課長	柄 本 寛
危 機 管 理 課 長	武 田 久 雄
消 防 保 安 課 長	川 野 直 記

事務局職員出席者

総務課主幹 黒田 渉
議事課主査 湯地 正仁

○外山委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付している資料「委員会審査の進め方（案）」をごらんください。今回の委員会は新年度当初予算の審査が中心となりますので、当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、県民政策部ほかの審査を行いたいと存じます。また、総務部及び県民政策部の審査につきましては、長時間に及ぶことが予想されますので、お手元の資料のとおり、数課・室ごとに説明、質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案等の説明を求めます。

○山下総務部長 今回御審議をいただきます議

案につきまして、私のほうからは、お手元に配付しております平成21年度当初予算案の概要について、予算書と別冊の……。

○外山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時9分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

○山下総務部長 最初から始めさせていただきます。連絡不行き届きで、使う資料の伝達が行き届かなかったようで申しわけございません。

私のほうからは、今、お手元にございます平成21年度当初予算案の概要についてと総務政策常任委員会資料を使って説明させていただきます。

まず、平成21年度当初予算案について御説明いたします。1ページをお開きください。今回の予算編成の基本的な考え方でございます。平成21年度当初予算は、昨年10月に決定いたしました予算編成方針に基づきまして、財政改革の着実な実行、新みやざき創造戦略等に基づく重点施策の推進、役割分担等を踏まえた見直し・県民総力戦による実行、この3つを基本方針として検討してまいりました。平成21年度当初予算は、厳しい社会経済情勢のもとにあっても、県民に温かいサービスを提供するとともに、未来への確かな礎を築くため、財政改革を推進しつつ、重要施策に積極的に取り組む「未来へつむぐ新みやざき展開予算」として編成したところであります。なお、経済・雇用情勢は厳しい状況が続いておりますことから、平成20年度補正予算の対策と一体となった切れ目のない措置を講じてまいりたいと考えております。

2ページをごらんください。一般会計当初予算案の規模であります。5,625億3,800万円と、

前年度に比べて0.6%の増となります。下のほうにある棒グラフを見ていただきますと、予算の規模は平成14年度から20年度まで7年連続のマイナスとなっておりましたが、21年度は、公債費、貸付金、補助費等の増などによりまして、わずかではありますが、8年ぶりにプラスとなったところであります。

3ページをごらんいただきたいと思います。歳入予算の特徴であります。まず、自主財源比率は37.0%と、前年度に比べ1.6ポイント減りましたが、これは、県税が減少したことに加えまして、基金からの繰入金が増えたことなどによるものであります。県税のシェアは1.6ポイント、繰入金のシェアは0.9ポイント、それぞれ減っているところであります。一方、依存財源では、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債が大幅に増加したことによりまして、県債のシェアが3.8ポイントふえる一方、地方交付税のシェアは3.3ポイント減となっております。以下、特徴的な事項について、自主財源、依存財源ごとに御説明いたします。

4ページをごらんいただきたいと思います。自主財源の状況であります。まず、県税は、法人事業税の一部が国税の地方法人特別税となった影響、あるいは景気後退による企業収益の悪化等によりまして、法人二税や軽油引取税等が減少し874億8,000万円と、前年度に比べまして87億円余の大幅な減となっているところであります。昨年度も40億円の減でありましたので、2年連続で県税のシェアが小さくなっているところであります。一番下に県税の伸び率の推移を表にしております。17年、18年、19年と順調に伸びてきたのですが、全国的に税収が減少している中で、本県でも9.1%の減となっております。なお、先ほど申し上げた地方法人特別

税の影響を除きますと、5.4%の減でございます。また、繰入金は、財源調整のための基金繰入金が増えたことにより、前年度に比べまして45億円減ったことなどにより、309億4,800万円となっております。

これらの結果、5ページの基金残高の推移の表を見ていただきますと、21年度末における財源調整のための基金残高は、161億円程度の見込みと表上はなっておりますが、昨日議決をいただきました2月の追加補正を含めると、220億円程度になるものと見込んでおります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。依存財源の状況であります。まず、歳入の最大費目となります地方交付税は1,689億1,500万円と、前年度を大きく下回っておりますけれども、7ページの上にございますように、地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債との合計で見ますと、2,163億3,600万円、前年度に比べまして69億円余の増となっているところでございます。この臨時財政対策債は、平成21年度における地方の財源不足補てん分の措置などによりまして、大幅に増加したところであります。2つ目の地方譲与税は、地方法人特別譲与税が平成21年度から新たに譲与されることなどから、先ほどの地方法人特別税の見返りの部分でございますけれども、それもあつて96億3,700万円と、大きく増加したところであります。3つ目の地方特例交付金は、減収補てん特例交付金の減などによりまして10億300万円と、約2億円の減となっております。その次の国庫支出金はマイナスでありますけれども、前年度と大きく変わってはおりません。次の県債は、先ほど御説明いたしました臨時財政対策債の増によりまして905億1,700万円と、219億円余の増となっておりますけれども、臨時財政対策債を除いた通常分では約20億円の減となっていると

ころでございます。なお、平成21年度末の県債残高は9,229億円ということで、平成20年度末に比べまして、136億円の増となる見込みですけれども、これも同じく臨時財政対策債を除いた通常分では6,996億円ということで、平成20年度末に比べて270億円の減でございます。7ページの下グラフでは、棒グラフと折れ線グラフとございますが、平成元年以降の県債発行額と残高の推移を示しているところでございます。

次に、8ページをごらんください。歳出予算の特徴であります。まず、性質別の状況を記載しておりますが、内容につきましては9ページのほうに書いておりますけれども、大きく3つの歳出に分けております。1番目の義務的経費につきましては、人件費は減少いたしますけれども、公債費の増加によりまして2,673億5,300万円、前年度に比べまして44億円余の増となっているところであります。このうち人件費は、退職手当が増加するものの、職員数の減などにより前年度に比べまして6億円余の減となっているところであります。公債費は、平成20年度に引き続き増加いたしまして、前年度より47億円余の増となっているところであります。次に、②の投資的経費であります。公共事業費の減等によりまして、前年度に比べまして40億円余、率にして3.3%の減となっているところであります。このうち普通建設事業費は、国費割合の変更に伴います地方道路交付金事業の増加や、高速自動車国道等の直轄事業負担金の増加はありますものの、補助公共事業が減少することによりまして、3.7%減となっているところであります。③の一般行政経費は、貸付金、補助費等が増加することなどによりまして、前年度より30億円余の増となっているところであります。このうち貸付金は、中小企業融資制度貸付金の増

額あるいは広域拠点工業団地整備促進事業貸付金の創設などによりまして、23億円余の増となっているところであります。また、補助費等は、後期高齢者医療制度に係るものなど、社会保障関係経費や選挙関係費の増などによりまして、15億円余の増となっているところであります。

次の10ページから12ページまでは款別の歳出予算の状況を記載しているところであります。こちら後ほどごらんいただきたいと思います。

14ページをお願いいたします。財政改革の取り組みについてであります。平成21年度当初予算の編成におきましても、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムの着実な実行を図るため、引き続き義務的経費の圧縮、あるいは投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、また財源確保対策等を推進したところであります。財政改革プログラムの中期財政見通しでは、平成21年度の収支不足額を278億円と見込んでいたところでありますけれども、見込みを上回る歳入の減あるいは歳出の増などによりまして、337億円程度に拡大したところであります。これに対して、さらなる事務事業の見直し等に努め、最終的な収支不足額を240億円程度にまで圧縮したというところでございます。また、県としては、県債残高の縮減にも努めているところでありますが、平成21年度は、先ほども申し上げましたように、臨時財政対策債の大幅な増加によりまして、年度末の残高が増加する見込みでございます。なお、この臨時財政対策債を除いた通常分では、先ほどグラフにもありましたように、着実に減少しているところでございます。さらに、事業の必要性など徹底した事務事業の見直しを行って捻出した財源の一部を県政の重要施策に充当することといたしまして、新規事業が98件、改善事業が47件を計上したと

ころでございます。収支不足額は20年度予算よりも縮小はいたしましたけれども、依然として多額に及んでおります。基金の取り崩しを行わざるを得ないということで、平成21年度末の基金残高は、先ほど申し上げたとおり、厳しい状況になっているところであります。

15ページから16ページには、ただいま申し上げました具体的な取り組みを記載したところでありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、17ページをごらんいただきたいと思っております。その他の特記事項を記載しております。まず、①のゼロ予算施策の推進についてですが、引き続き積極的に推進することとしております。詳細につきましては、248ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。最後に、②の不適正な事務処理に関する再発防止策の着実な実施についてであります。二度とこのようなことが起きることのないよう、再発防止策に基づきまして、引き続き予算執行システムや物品調達システム面での対策等を推進することといたしております。具体的には、平成20年度から措置しております調整事務費、流用手段の簡略化、物品管理事務の指導強化のほか、平成21年度予算につきましては、経費の節約を奨励するため、平成20年度予算の執行残額について、その一部を調整事務費に加算しているところであります。

平成21年度当初予算案の概要については以上でございます。

次に、委員会資料をお願いいたします。1ページでございますが、平成21年度当初予算に係る補正予算案（議案第72号）の概要についてでございます。この議案は、2月25日に追加提案させていただいたものでございます。この補正予

算は、国の生活対策及び生活防衛のための緊急対策に伴う事業の追加に係る経費について措置するものでございます。補正額は一般会計で23億9,928万1,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は5,649億3,728万1,000円となります。今回の補正によります一般会計の歳入財源は、財産収入が1,245万円、繰入金で23億8,683万1,000円でございます。

2ページをお願いいたします。一般会計の歳出の款ごとの主な内訳でございますけれども、労働費については、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費あるいはふるさと雇用再生特別基金事業費を計上することから、17億円余の増額となっているところであります。

平成21年度当初予算に係る補正予算案の概要については以上でございます。

次に、同じく委員会資料の7ページをお願いいたします。総務部の平成21年度当初歳出予算の各課別集計表であります。総務部計でございますけれども、平成21年度の当初予算額は1,364億5,031万5,000円で、前年度当初予算と比べまして26億7,930万3,000円、率にして2.0%の増となっているところであります。

次に、予算議案以外の議案につきまして御説明いたします。同じ資料の目次をごらんいただきたいと思っております。2の特別議案関係でありますけれども、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」外4件をお願いしているところであります。さらに、3のその他報告でありますけれども、本日御報告いたしますのは、印刷物における一般競争入札（条件付）の導入及び請負契約への変更についてであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、御審議のほどよろし

くお願いいたします。私からは以上でございます。

○西野財政課長 財政課でございます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いしております平成21年度予算当初及び補正の一般会計歳入一覧であります。平成21年度の区分のところですが、当初予算・議案第1号とありますが、議会初日の2月19日に提案させていただいた分でございます。また、補正予算・議案第72号とありますが、国の2次補正に伴い2月25日に追加提案させていただいた分でございます。議案第1号の内容につきましては、先ほど部長のほうから平成21年度当初予算案の概要についての冊子によりまして説明を行いましたので、省略させていただきます。私のほうからは、議案第72号の内容について御説明いたします。

今回の補正は自主財源のみでありまして、財産収入につきまして1,245万円の増額、繰入金につきまして23億8,683万1,000円の増額となっております。この結果、この補正による歳入合計は23億9,928万1,000円の増額となっております。したがって、補正後の一般会計の予算規模は5,649億3,728万1,000円となります。

次に、4ページをお開きください。補正予算・議案第72号に係ります歳入科目別概要について御説明いたします。まず、財産収入についてであります。財産運用収入の利子及び配当金が、ふるさと雇用再生特別基金と緊急雇用創出事業臨時特例基金に係る利子の積立金としまして、1,245万円の増額となっております。次に、繰入金であります。増減の主なものの欄に議案第72号として記載しておりますように、3つの基金からの繰り入れによりまして、23億8,683万1,000円の増額となっております。以上であり

ます。

○後藤税務課長 県税収入及び地方消費税清算金の当初予算について御説明申し上げます。

4ページでございます。まず、地方消費税清算金であります。地方消費税につきましては、各都道府県の消費に合わせまして、その税収を配分する必要がありますので、各都道府県間で清算することになっております。21年度の予算額は211億9,475万8,000円を計上いたしております。前年度に比べまして6億1,497万1,000円、3%の増となっております。これにつきましては、国からの払い込み期日の関係で、本来20年度分の収入となるものが21年度の収入となるものもあることから、地方財政計画等で増加するものと見込まれるからであります。

続きまして、県税収入予算につきまして御説明いたします。6ページをお開きください。県税収入につきましては、県内の経済動向や主要企業の業績見通し、20年度の税収状況、地方財政計画等を総合的に検討して見込んだものであります。当初予算は874億8,000万円を計上したところであります。増減額の欄であります。前年度に比べ87億2,000万円の減、90.9%となっております。税目別の内訳であります。増減幅の大きな税目について御説明いたします。増減額の欄をごらんいただきたいと思います。個人県民税が、配当割、株式譲渡所得割の減少によりまして4億9,400万円余の減収、次の法人県民税が企業収益の減少によりまして5億5,900万円余の減収、法人事業税であります。企業収益の減少や地方法人特別税の創設による影響によりまして53億9,200万円余の減収、次の譲渡割地方消費税が2億9,500万円余の増収と見込んでおります。消費は減少すると見込まれますが、この増収につきましては、本来20年度分の収入

になる3月分が国からの払い込み期日の関係で一部が4月にずれ込んで21年度の収入となることによるものであります。自動車税でございますが、課税台数の減少により4億2,500万円余の減収、自動車取得税が新規登録台数の減少等により6億9,300万円余の減収、軽油引取税が販売数量の減少により15億1,500万円余の減収と見込んでいます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○外山委員長 議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終了しました。ここまでのところで質疑がございましたらお願いいたします。

○米良委員 税務課長、後学のために一つだけ今の点でお聞かせいただけませんか。昨年と比較して今年度の税収予算というのが相当落ち込みをされているようでありますが、これだけ自動車関連の影響というのが大きいかなというのが一つと、やっぱり県税というのが、87億ですが、ずっと減っていますね。法人県民税、法人事業税、その両方を見たときに、例えば昨年も建設関連産業を中心に相当の倒産がありました。21年度の税収の予算の数字を見てみると、どのような業種がまた考えられるのか、これは予測ですから、なかなかわからないところがあると思いますけれども、考え方なりお聞かせいただけませんか。

○後藤税務課長 法人関係でございますが、主として事業税で申し上げますと、19年度から20年度につきましては25億ぐらいふえております。これは、前回の補正のときに申し上げましたように、電気・ガス供給業の増というところでありまして、この部分はかなり増となっているところでありまして、それ以外の建設業、製造業、小売業、サービス業につきましても、20年度は19年度からは減であります。また、21年

度の見通しにつきましては、全業種、減ということで見込んでおります。平均といたしましては、20年度の*80%を21年度の税収と見込んでおります。

○米良委員 ということは、過去3～4年の業種とほとんど変わらないということで推移していくという理解ですか。今までの業種と21年もほとんど変わらないという認識でいいですか。

○後藤税務課長 19年度から20年度の状況がそのまま21年度も影響すると思っています。訂正で申しわけございませんが、21年度は20年度の80%と申し上げましたが、これは地方法人特別税を含めた額でありまして、これを除きますと、20年度に対しまして21年度は65%ぐらいということになります。地方法人特別税分が35億ぐらい、これは、地方法人事業税が国税のほうに21年度は35億ぐらい回りまして、それが譲与税となってまた県のほうに返ってくるということになっております。

○鳥飼委員 先ほどの当初予算の概要のことで基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思えます。まず、7ページに県債の状況とか、県債残高、推移の表もございます。ここは8兆円ぐらいのものを国債でということですから、宮崎県の場合は減になった分を臨財債ということになるのかなと思っているんですけど、臨財債の問題につきましては、何カ所か書いてありますけれども、位置づけ、考え方、括弧書きがしてあったりとかしてなかったりするわけです。臨財債もトータルに含めるときもあるし、含めなければ、こう減っていますという説明があるんですけど、臨時財政対策債の性格についてお聞きしたいと思えます。

○西野財政課長 臨時財政対策債ということで

※このページ右段に訂正発言あり

すけれども、まず、予算編成という過程で見ますと、本来であれば、地方交付税——投資的経費以外に使える県の一般財源として来るべきものが、国の特別会計の事情ですべて現金という形では来ないと。それだけ国税五税の一定割合を原資としております交付税の財源がないという中で、国は国で一般会計から加算を行って、交付税の原資に継ぎ足しをしますが、それだけでは足りないと。それで、地方のほうもこれだけの額を起債して賄ってくれと。本来であれば交付税として県に来るものという意味では、交付税と同列の扱いということで、県の一般財源として認識すべきものということですので、書き方を分けておるといふことですが、地方交付税として見たときには、地方交付税本体だけでなく、臨時財政対策債もあわせて実質的な地方交付税ということで見るといふふうにも考えております。一方、県債につきましては、臨時財政対策債が地方債、起債ということでは、借金であることには変わりないということですので、一応トータルでは県債に含めて、県債残高であるとか、借金の元利償還であります公債費につきましても、トータルとしては含めております。しかしながら、臨時財政対策債につきましては特例がございまして、元利償還につきましては、すべて後年度、交付税に算入されて、しかるべき措置がされるということで、実質的に県の一般財源負担を伴わないという意味で通常の県債とは違う、将来的に公債費、元利償還費用を純粋に一般財源として負担するものとは異にしているということで、例えば括弧書きにしたり、別扱いとしているというところで、基本的には、地方交付税の一部として認識していただいても差し支えない性格のものであるというふうにも考えております。

○鳥飼委員 確かに、後年度、基準財政需要額に、交付税の算定に100%編入しますということですね。何年か前までを聞いてきたのでは、県債残高が6,000億、7,000億、8,000億とふえてくる、そういう制度の中で業務をやるわけですから、これを全部否定するものではないんですけれども、そのうち6割5分ぐらいは交付税で後で国が面倒見てくれますから、県の純粋な借金は3割ぐらいですという説明がずっとなされてきたわけです。いつの間にか、三位一体改革で、話が違うじゃないかということで、地方は国にだまされたと思っているんですけれども、そういうとらえ方というのを基本的にはやっておくべきではないかというふうに思っているわけです。

そこで、臨財債の今後の行方ということになるんですけど、本来的には交付税法の中で一定の比率というのが32%とかいろいろあって、それを一般会計から交付税会計にというふうに入れているわけですが、交付税措置のほうに、原資にしていくわけですが、この比率を見直すとかいうのも、地方財政法といいますか、いろんな財政関係の法律の中にはあるわけで、今そういう議論というのは全く出ていないようなんですけれども、その辺について総務部長でも財政課長でもいいんですけれども、考え方ですね、地方として国の言うとおりに、「はい、はい」言っていたらいけませんよという意味で、基本的な考え方のところを聞いておきたいと思います。

○山下総務部長 確かに、7ページのグラフでもおわかりのように、財源対策債の比率というのが非常に高くなってしまっていて、特に21年度はこういった多額に上っておって、本当に担保されるのかなという不安はある意味ではいつもあ

るわけですし、ただ、少なくとも法律に明記してあるという部分は信じないといけないし、そういうシステムの中で我々地方行政をやっているということは基本的に置いた上で申し上げますと、地方財源の充実という観点からは、御指摘の国税五税の一定比率ということの議論と、さらには消費税の議論が今ございますけれども、これは社会保障財源との絡みで議論もされておりますけれども、一方では地方財源の議論というのもしっかりとその中に含めてやっていただきたい。ちょっと長いスパンで申し上げますと、そういう視点をいつも持っているということは事実でございます。

○鳥飼委員 確かに、いろんな法制度の仕組みの中で自治体の財政が担保されているわけですから、それに従って、業務をやっていくということになると思うんです。しかし、基本的なところはしっかり押さえていく必要があるんじゃないかと。まただまされるかもしれないとか、そういうことを思われていないかもしれませんが、三位一体改革であればほど言われたことで苦い水を飲まされたわけですから、そこをしっかりと押さえておいていただきたいのが一つと、臨時財政対策債の今後の行方をどんなふうに見ておられるのか。

○山下総務部長 先ほどの国税五税の一定割合ということが基本ですので、国税五税というのは景気動向に左右されます。今回も、21年度景気の動向を見た上で、地方交付税財源が足りないということで措置されたわけですので、景気をどう見るかということにある意味ではかかってくる部分もございます。ただ、根本的に申し上げれば、地方財源を景気変動に応じて上下するというところとはちょっと違う形の財源保障もあってもいいのではないかとというのが私ども

の考えでございます。

○鳥飼委員 いつも私、本会議でいろいろ知事にも申し上げたりしますけれども、ふるさと納税制度のとき厳しく批判しました。国がそのようなことで知事を引っ張り出して旗を振らせるようなことをやって、結局、宮崎県の場合は100万に満たないぐらいだったと思うんですけど、基本はやっぱり地方交付税なんです。地方交付税をどう総額確保していくかというところで、地方は、宮崎県はあるべきじゃないかというふうに思っておりますので、言わずもがなですけれども、ぜひそこはお願い申し上げたいというのが一つです。

県債の発行額ですが、県債の発行額、先ほどいきますと、トータルで9,229億円、臨財債を除いたもので6,996億円ということで見込まれているわけですが、債券の場合も利率の高いのがあったと思うんですけれども、利率の高いものをそのまま返していかなくちゃならないというのがあって、合理化をやれば借りかえを認めさせるということも国はやっているわけですが、その辺含めて、県債の今後の行方についてどんなふうに見ておられるのか。

○西野財政課長 現在、償還中の県債の借り入れ利率につきましては、ほとんどが3%以下ということで、3%以下のものが9割以上を占めております。御指摘の、恐らくは公的資金の繰り上げ償還の特例措置の活用ということでございますが、本県につきましては、特例の対象となります金利7%以上のものというのがほとんど残されておられませんので、そういった意味では、公債費の管理ということは常々行っておりますし、また現在の状況としても、3%以下というのがほとんどでございますので、今後も順次3%以上のものも償還を終えるというような

状況になっていくと思いますので、今後、毎年の残高が膨らまない限り、これにつきましては、国の経済対策であるとか、恐らく国のいろんな制度の変更とかございますので、なかなか確かなことは申し上げられませんけれども、今後とも抑制基調というのを続けられるのではないかとすることは考えております。

○鳥飼委員 なかなか面倒なところが多いと思いますけれども、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に、14ページの、先ほど総務部長から説明のありました総括的事項の中の事務事業の見直しにより捻出した財源の一部をとということであるいろいろ書いてありますけれども、新規事業についてはわかるんですが、見直された事業についてはどこも記載ないと思うんです。例えばどういう事業を見直して、どれだけの捻出して、こうやったというようなところがないと、見直しましたということとそれだけに終わると思いますので、例示を、幾つかで結構ですが、お願いしたいと思います。

○西野財政課長 事務事業の見直しの具体的な例でございますが、同じ資料の16ページにございます。事務事業の見直しとありまして、参考という欄を見ていただきますと、主な見直し例がございます。これには額が付されておられません、例えば1つ目の例として挙げております総合文書管理システム運営管理事業につきましては、削減額は2,352万4,000円ということでございます。また、もう一つ具体例を申しますと、2つ目の例のみやごき産業創造設備貸与事業につきましては、必要性を見直して新規貸与を廃止とございますが、削減効果は3億4,000万、こういった削減額という効果を上げております。

○鳥飼委員 私どもにもできるだけ見える形で

こういう事業を見直しましたというのを、これもトータルとして書いてあるんですけども、今、説明を聞いて、これですかということなんです、私たちにわかるということは県民にわかるということですから、県民の側からすると、どういうふうにして予算が決まっているんだろうかという思いがあって、なぜこれが補助がもらえなくなったのかというのは大きな関心事になるわけですから、そこはぜひまた今後、参考にしていただけたらと思います。

もう一つ、全員協議会が議会の議運の前にありまして、総務部長以下、各部の新規事業について説明がございました。あのときに参考資料で説明がなかったんですけども、予算要求、部の要求と査定額というのが載ってまして、説明がないから何のことかわからないということだったんですけど、先ほど申し上げたように、私たちの側、県民の側からすれば、こういうことをやってもらいたいんですけどということ、私ども高く評価しています障がい児の高等部の設置とか、そういうのをずっと十数年、西諸県とか運動してこられて、それにこたえたということなんです。本当に英断であったと思うんですけど、それが県民にわかる形でやっていただきたいというふうに思っているんですけど、その辺総務部長はどんな考えでおられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山下総務部長 予算編成過程の透明化ということだろうと思いますけれども、今回初めての取り組みということで、当初の要求と査定結果という形でお示ししたと思います。この手続、透明化をどんな形で図るかということについては、多少試行錯誤もございますし、編成そのものが、他県の例を見ますと、IT化されている、当然査定過程が克明になるという、そういった

システムもあるようでございます。そういったシステムを入れるとなると、相当高額になりますので、透明化という方向に向けてどんな方法をとるのかということについては、これからもさらに検討したいと思います。ただ、事務的に申し上げれば、編成過程で事務作業がふくそうする中で、同時並行でそれもやるということはきついなという感じは持っておりますけれども、基本的には進める、そして明確化する方向でまいりたいと思います。

○鳥飼委員 こういうことを一歩踏み出したということは非常に評価すべきことだというふうに私は思っているんです。素晴らしいことだと。ずっとみんなの思いがあるけど、はい、これですよと、ある日突然、議会にも県民にも示されるということやってきたわけですけども、それを一歩踏み出したということで、それは高く評価したいと思います。実務をやられた財政課長は、今回これをやることで、今、部長からも話がありましたけれども、苦労した点とか、今後の課題とか、何かあれば教えていただきたいと思います。

○西野財政課長 何しろ初めての試みであるということで、本来目的としては、透明性の向上であるとか、意思決定過程の一部がわかるような形にするということで、県民への説明責任の向上、そういったことを目的としたものでございます。各県どのような取り組みをしているか、我々が調べた限りでは、半数程度の団体が何らかの形で予算の要求状況等を公表しているということですけども、予算の要求額しか公表しないところもあれば、段階を追って、ある程度つぶさに過程も追えるような形で公表しているところもあると。そういったところで本県として最初どのような形で公表するのかということ

は、こちらのほうでも検討させていただきましたが、まずは今回は初めての試みということで、その中でもオーソドックスと言えるような公表の方法というのを検討させていただきました、公表させていただいたと。どのような公表の仕方が今回初めての公表に当たって適切なのか、そういったことで苦心したという思いがございます。また、そういった初めての試みでありますので、委員御指摘のようなところ、まだまだ不十分なところもあるのかもしれませんが、それは今後こちらの事務的な作業スケジュールとか、他県と意思決定過程というのが違うという事情もございますので、そういったところも含めまして、今後よりよい形にできるような研究も進めていかなければいけないというふうに考えているところです。

○鳥飼委員 なかなか苦労も多いと思いますけれども、ぜひ進めていただいて、新規の説明会するときにもこういうふうにして大きく変えたんですよということを総務部長は誇って説明してよかったんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○中村委員 鳥飼委員の質問に関連するんですけど、6ページに、「平成21年度末の県債残高が9,229億円程度で、平成20年度末見込み(9,093億円)に比べ136億円増。なお、臨時財政対策債を除く通常分の県債残高は6,966億円程度で、平成20年度末見込み(7,266億円)に比べ270億円の減」、こうなっていますね。後年度、交付税で措置されるということはずっと言い続けてきましたね。普通なら、こういうことが後年度に措置されるのであれば、下がってしかるべきなのに、一回も下がったことがない。実は後年度措置されるので、ここにも書いてあるように、平成20年度末見込みが7,266億円程度、こういうふ

うに本当は違うんだよというようなことが書いてあるんです。県民に対しては、県債残高がありますというのをどちらのほうを示すべきなのか。いつもこういうまやかしをされているような気がする。数字のマジックみたいな感じで、ずっと言い続けた。有利な交付税措置によって後年度措置されると。後年度措置された金額に下がったものが提示されたことは一回もないんです。この辺は数字のまやかしで、本当は9,229億円程度あるんだけど、それじゃないんですよ、6,966億円程度なんですよと、これは県民にどう説明するんですか。

○西野財政課長 何点かあったと思うんですけども、まず、県債残高につきましては、増の一方だという御指摘に対しましては、実は19年度、20年度は減少しておりました。それで21年度は、先ほどの臨時財政対策債の大幅な増加に伴い残高がふえるということです。

交付税措置との関係につきましては、実際に公債費、元利償還の費用につきましては、地方交付税の基準財政需要額に確実に算入されております。ただ、それが算入されたから残高が減らないように見えるといたしますのは、そもそも県債、起債が、元利償還というのは通常20～30年かけて行います。発行後3年なり5年なりは据え置き期間、元金を償還しない期間がございますので、償還をする際に、例えば20年後、30年後まで薄く借金を返すときに措置されるというものでございますので、例えば来年度増発されます臨時財政対策債につきましても、確実に元利償還について財政措置があるわけですがけれども、来年度は見かけ、例えば臨時財政対策債を100億なら100億発行するということであれば、残高は100億積み上がります。ただ、それが財政措置されるのが10年とか20年かけてになります

ので、その間、徐々には減るものの、交付税措置されているから残高が一遍に減るというわけではございません。現在、残高が非常に多いというのは、過去の国の経済対策に伴って公共事業等を増加してきたことによるものが非常に多いということですがけれども、そういったものの償還が一段落するところになりますと、現在ある県債残高につきましては相当程度が、交付税措置されたものも含めまして、ちゃんと償還される、そういうことになるかというふうに考えております。

○中村委員 20年、30年かかってという話でしたけど、その間に起債を起こしたりするわけですから、結局は変わらないわけよ。我々にまやかしたいな数字を、地方交付税あるいは臨時財政対策債の関係で返ってくるとおっしゃるけど、20年、30年かかってくる間にまた起債を起こしていくわけだから、本当はこれほうそなわけです。7,000億とか6,000億ということはその表現で、安心させるために書いているだけのことです。本当は1兆円近いなんなんとする県債残高があるということです。

○西野財政課長 ここにあります例えば残高、9,000億余りというのが、これは臨時財政対策債もある、すべての県が発行している県債の残高であるというふうな理解でいいと思います。また、20～30年かけて償還するという意味につきましては、例えば県債というのは、原則として投資的経費以外のものに充当することはできないということで、それはなぜかと申しますと、例えば道路であるとか橋梁であるとか、そういったものに例えますと、その年度のみ、それによる受益が発生するものでございまして、将来世代もそれを使って受益を得るということで、将来的な受益と負担の公平を図る、費用を将来

的にも分かち合う、そういった意味で起債が認められているものでございますので、20～30年かけて償還するというところに一定の合理性があるということですし、またそれが将来的には償還されますけれども、そういったものの積み上げが9,000億余りというふうになっていると御理解いただければと思っております。

○中村委員 後年度措置されて20年、30年かけてということをおっしゃるわけで、真水といいますか、そういった分についてはこうですとおっしゃるけど、本当は見かけのものがあって、その見かけのものが我々が議会に入ったときからずっと続いてきているわけです。いつも財政課長からだまされて、後年度措置されますから、国に起債を起こしているいろいろやっていると、当時の財政課長がずっと言ってきたけど、真水はこうなんですとおっしゃるけど、全体の起債残高についてはほとんどずっと上がりっ放し。私があと40～50年議会にいたら、また変わってくるのかしらんけど、それまでおりませんので見きわめることができないけど、あり得ないわけです。ずっとこのままいくわけです。そういうことですね。

○西野財政課長 残高というのが、その時々、例えば公共事業の量であるとか、国がどれだけの経済対策を打つか、そういったものであるとか、国の制度改正によるものもでございます。臨時財政対策債というものは平成13年度から措置されたものでございまして、それまではすべて、国が一般会計から借金してでも地方交付税として現金を配っていたということで、国の制度改正であるとか経済対策によるところが非常に大きいということもございますが、今後、県の財政状況を考えますと、投資的経費というのがどうしても抑制基調にならざるを得ないという

意味におきましては、県債残高というのも歩調を合わせて抑制基調に努めてまいるといふことが必要だといふふうに考えております。

○中村委員 我々が県民に県債残高は幾らと説明するときは、ここに書いてある6,996億円程度ですよと、これを説明すればいいということですか。

○西野財政課長 県民に説明すべき県債残高といいますと、なかなか難しいところがございますけれども、臨時財政対策債の制度的な趣旨、例えば先ほど申しましたが、それ以前は、国が一般会計から借金して、景気がよくなったら一般会計にちゃんと返済しろと、交付税特別会計の借金を返済しろと、返済する際には交付税が総額で減ることになりますので、そう言われてみれば地方が共同で背負う借金、そういう性格のものであるというふうに理解しておりますけれども、そういったものを考えてみますれば、地方全体として背負う借金、それも含めて、現時点で見える形になっているというようなことが臨時財政対策債の大きな意味であると思っておりますので、そういった意味では、一義的には臨時財政対策債を含む9,093億が県が抱える借金だというふうに御理解いただいて、説明していただくべきかと思っております。

○井上委員 今回、代表質問させていただいたので、余り細かく言ってもと思いますが、あのときに私は議場で、ゼロ予算を大変評価しているということについて申し上げたと思うんです。今の延長線上でもあるんですけれども、実際、宮崎県の財政というのが非常に厳しいということは、数値的に見ても、どんどん基金が下がっているということ自体から見てもよく理解できるわけです。事務事業の見直しとかも非常に努力されてやっておられる。今回私も、高等部の

設置の問題とか、この前まであんなにできないできないと言っていたのに、何で急にできるんだろうというふうな思いもしたんですが、そのことも含めて、よくわからないのは、一方で事務事業の見直しをして、義務的経費を抑えて、みんなで努力してお金をつくったと。知事は、単年度で350億とかおっしゃっているわけですが、それでもなおかつ新規事業というのが今回も56億出てくるわけです。私も代表質問のときにそれを言わずにいたんですが、ゼロ予算の立て方というのは物すごくおもしろいと思うんです。今回のゼロ予算も内容的にすごくいいと思うんです。すばらしいと思うんです。これをお金で換算すると、相当な額になるんじゃないかと思うんです。

今のような状況のときに、例えば選択と集中でここに金を落としてほしいというふうな意見というのが議会でよく出ますね。そっちにはなかなか回せる金はないんだという話を聞くんですけど、新規事業の98件の56億円程度。改善事業の47件の9億円程度というのはわかります。改善されて、そこで少しは節減したものがあるということでしょうから。新規事業の98件というのは、新規事業ですから、新規の事業でどうしてもこれをしなければならぬという事情みたいなのが現実にあるんですか。そこがよくわからないんです。背景的なものがあるときには、新規事業は極端に減らしてでも、選択と集中という形でその予算を少しこっちに回すだけというのはなぜできないのか、よくわからないんです。新規事業で見たので、そんなせんでいいわというようなものもないんでしょうけれども、細かく細かく小さく小さくお金をこれだけ切りそろえていくということのほうが——状況を見て新規事業を減らしてでも選択と集中で一本が

と経済対策含めてやるということも予算の色合いとしては必要じゃないか、組み方としては必要じゃないかというふうには思うんですが、そのあたりの基本的な考え方は私はわからないんです。必ず新規事業という形ではばらばらというふうに出てくるというところがよくわからないんですけど、現在の状況の背景が背景だけに、もうちょっと工夫とか知恵があってもいいんじゃないかと思ってしまっているんですが、そこは部長にお聞きしたいと思います。

○山下総務部長 新規事業というのは、財政がどんどん膨らんでいってもいい時代というのは恐らく非常に歓迎されるといいますか、それをやらないといけないということだったんですけども、こういう財政状況の中ではスクラップ・アンド・ビルドというのが基本になる。その場合のビルドというのは、例えば議会での議論であるとか、あるいは地域の事情であるとか、あるいは時代的な要請とか、そういったことを踏まえて、私どもとしては新規事業なり改善事業ということで予算策定しているというのが基本でございます。既存の事業を絞っていくだけで、財政を預かっている者として、果たしてどうかというのはございます。やはり県として取り組むべき事業、時代の流れ、あるいは議会での議論の動向、こういったことを踏まえて、既存のものにシャッフルをかけて新たなものを組み立てるということは、ある意味では絶えざる作業であると思っております。

○井上委員 例えば、県単でこれぐらいの事業を何かやったらどうかというのがよく議会のほうから出ますね。一方では、それはちょっと無理だと、今の財政状況の中では無理だという意見をよく聞くわけですけど、新規事業の中身が現実にやらないといけない事業なのかどうかと

いう精査——前見たような、似ているなど思うようなこととかを見ると、そう思ってしまうんです。これは総括のときの質疑になるのかなという思いがしないでもないんですけれども、こういう予算の基本的な考え方、お金の使い道を従来どおりに使うとか、従来どおりのやり方をするということが本当に必要なのかどうかというのは、また総括質疑のときでいいですので、そこについては議論させていただけたらと思うんです。状況が状況のときにはもう少し考えられてもいいのではないかと。本当は新規事業をやりたいけれども、その分はがさっと切って、県単なら県単で何かやれるものを今回はやるとか、それぐらいのめり張りみたいなのが予算の組み方としてはあってもいいのではないかと。私がそう言うと、県庁の職員から、「予算を組んだことがないから、井上さんわからんとよ」と、よく言われるんですけど、本当にそうなのかなという思いがしてならないわけです。自分の家庭だったら、今回はこっちは辛抱して、こっちにぼんと金を使おうというふうに多分するだろうなど。今必要なものに金を出そうとするだろうなどという思いがあるわけです。単純な発想かもしれないですけど、私もずっといるけど、その予算を一回も見たことがないんです。ことしぐらいは、今回ぐらいはそういう予算の組み方というのがあってもよかったのではないかとこの思いがするわけです。そこは総括のときの議論でも結構ですので、一回きちんとしたものを聞かせていただきたいと思います。

○中野廣明委員 7ページ、せつかく県債残高で臨時財政対策債を除いた金額が表示してあるんですけど、交付税措置で約束している県債残高はこれだけですか。

○西野財政課長 例えば元利償還費用の30%な

り50%なりを交付税措置するというものもございますので、これ以外にもございます。トータルで言えば、県債残高の6割から7割程度は交付税措置されているのではないかと考えております。

○中野廣明委員 これぐらいしか出さんというのは、国が立てかえる分を引くと、我々からもうちょっと公共事業をふやせと言われるから、これぐらいにとどめているかなと思うけど、県が独自で払う真水の分をもうちょっと、約束事をしているのは臨時財政対策債だけじゃないわけで、そこはしっかり出してもいいんじゃないかと。要望しておきます。

○中野一則委員 新規事業と改善事業、先ほど説明があつて、また先ほど質問がありましたが、スクラップ・アンド・ビルドということで取り組むということでしたが、20年度で終了した事業、改善する必要もない、これでよくてうまくいってやめたのか、単なるやめたのかわかりませんが、終了した事業数は何件で、その予算というのは単年度分で幾らあったものでしょうか。それと比較して、新年度事業での98件なり、改善47件というものがどのくらい積極的に取り組まれておるものかという目安にしたいと思っておりますので。

○西野財政課長 額的なことをまず申し上げますと、白い冊子の16ページにありますように、見直しによって58億円を削減しております。このうち事務事業の見直しによりまして41億円、県単補助金の見直しによりまして17億円ということでございます。

○外山委員長 今の質問ですが、終わった事業の具体的な事例ですから、後ほど資料でもいただければと思います。

○西野財政課長 個別のものということであり

ましたら、手元に資料はございませんので、後ほど何らかの形でお知らせしたいと思います。

終期が来て見直したものはどれだけとか、終期到来前でどれくらいあったということについて言いますと、終期が到来して廃止したもののものが8億から9億程度、件数的には89件程度であったと考えております。

○外山委員長 引き続き、各課長に説明をお願いしますが、審査に時間を要するため、数課ごとに班分けをして説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に、総括質疑の時間を設けることといたしますが、執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明につきましては、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭をお願いいたします。

まず、第1班ということで総務課、人事課、行政経営課、財政課、税務課、市町村課の審査を行います。総務課から順次説明をお願いいたします。

○馬原総務課長 総務課の平成21年度当初予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の57ページをお開きいただきたいと思います。総務課の平成21年度当初予算額は15億496万3,000円でございます。平成20年度当初予算に比べて4億8,069万円、率にして24.2%の減となっております。

59ページをお開きください。(款)総務費14億1,226万3,000円でございます。その主なものについて御説明いたします。まず、(事項)文書管理費でございます。これは、文書の收受発送及び文書の管理保存に要する経費でございます。文書管理や文書収発に係る嘱託職員の人件費や総合文書管理システムの運用管理に要する

ための経費でございます。3の総合文書管理システム運営管理事業につきましては、電子決済などの電子的処理機能を中心としました現行のシステムを廃止しまして、文書の情報管理、こういったものに特化した簡易なシステムに移行したところでございます。予算額は9,308万4,000円をお願いしております。

次に、60ページをお開きいただきたいと思います。(事項)文書センター運営費でございます。これは、本県の公文書の適正な保全を図るとともに、歴史的な価値のある明治期からの公文書や県史資料を良好な環境のもとに保存するとともに、県民等の閲覧利用に供するための経費でございます。予算額は3,224万6,000円をお願いいたしております。

次に、(事項)庁舎公舎等管理費でございます。61ページにかけて記載しておりますが、これは、庁舎等の維持管理に要する経費でございます。庁舎等の光熱水費や保守管理のための各種業務委託費、及び職員宿舎建設に要した費用を地方職員共済組合へ償還するための経費でございます。予算額は6億7,979万8,000円をお願いしております。なお、平成20年度当初予算と比較しまして約5億円減少しておりますけれども、これは、3の職員共済住宅借家料につきまして、地方職員共済組合への償還金のうち金利が高い6棟につきまして、21年度から23年度までの元利支払い分、約3億6,000万円余を20年度に繰り上げて償還したためでございます。

次に、(事項)公有財産管理費でございます。これは、公有財産の管理運用等の事務を円滑に遂行するための経費でございます。公有財産の災害共済の保険料や公有施設の公共下水道受益者負担金、及び公有資産所在市町村交付金などでございます。予算額は2億8,173万3,000円

をお願いしております。

次に、(款) 災害復旧費でございます。62ページに内容を記載しておりますが、(事項) 県有施設災害復旧費でございます。これは、台風等により被災した県有施設の災害復旧に要する経費でございます。予算額は9,270万円をお願いしております。

続きまして、特別議案について御説明いたします。議案書では103ページに記載しておりますけれども、委員会資料で御説明させていただきます。委員会資料の16ページをお開きいただきたいと思います。議案第26号「宮崎県土地開発基金条例を廃止する条例」の概要についてということでございます。1の条例目的でございますけれども、当該基金につきましては、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することを目的に設置されたものでございますが、①から③に書いてありますように、1つには、平成14年度以降、活用実績がなく、県の財政事情から土地を先行取得する状況になく、今後も活用が見込めないこと、2つ目に、昨今の経済情勢から地価高騰が著しいとの理由により、予算の成立を待たずに緊急に土地を取得する必要がなくなってきたこと、3つ目に、公共事業の用地取得につきましては、平成3年度に公共用地取得事業特別会計が設置されておりました、当基金を廃止しても支障がないこと、それから、公用に供する土地についても取得する必要がある場合は、その都度予算措置を行うことで対応できること、こういったことで当基金を廃止することとしまして、当該条例を廃止する条例を定めるものでございます。なお、平成21年度歳入予算としまして、一般会計に繰り入れることとしているために、2の条例の概要

にありますとおり、施行期日を平成21年4月1日としております。

総務課は以上でございます。

○岡村人事課長 人事課分につきまして御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の63ページをお開きください。人事課の平成21年度当初予算額は64億5,581万4,000円でございます、前年度当初に比べて2億2,331万7,000円、率にして3.3%の減となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。65ページをごらんください。(事項) 人事調整費7億77万2,000円でございます。これは、非常勤職員の雇用、赴任旅費、産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費でございます。

次に、(事項) 人事給与費53億5,548万1,000円でございます。66ページをごらんください。説明欄2にありますように、退職手当52億1,906万5,000円が主なもので、前年度当初に比べて1億8,284万9,000円、率にして3.4%の減となっております。これは、退職見込みの人数は平成20年度当初予算209名に対し平成21年度は210名を見込んでおり、ほとんど変わりませんが、退職手当制度の改正などに伴い、1人当たりの退職手当額が減少することによるものであります。次に、説明欄3の人事給与システム管理事業でございます。職員の人事管理や給与の計算などを効率的に行う人事給与システムの開発を行ってきましたが、20年度で完了するのに伴い、新システムの管理運用を行うための経費であります。

次に、(事項) 県職員研修費3,670万9,000円でございますが、これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費でございます。今後

とも、自治学院での研修を初め、職場研修の実施など研修内容の充実を図っていくこととしております。

次に、(事項) 職員派遣研修費1,210万円でございます。これは、自治大学校への派遣研修及び職員の自主企画による短期海外研修等に要する経費でございます。

当初予算については以上でございます。

次に、議案第29号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、お手元の委員会資料で御説明させていただきます。17ページをお開きください。まず、1の改正理由であります。国家公務員に係る「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」並びに「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正や、本県職員の勤務時間の短縮について検討を求めた宮崎県人事委員会報告などを踏まえ、本県職員の勤務時間及び育児休業等の関係条例について、国の措置に準じた改正を行うものであります。

次に、2の改正の主な内容であります。(1)の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例ですが、まず、①の勤務時間について、現在、1週間当たり40時間としている職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分に改正いたします。また、短時間勤務職員の勤務時間についても、同様の比率で短縮し、再任用短時間勤務職員は、4週間を超えない期間につき、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内、任期付短時間勤務職員は、同じく31時間までの範囲内といたします。次に、②の勤務時間の割り振りについて、月曜日から金曜日の5日間において、現在、1日につき8時間としている勤務時間の割り振りを、1日につき7時間45分に改正いたします。また、短時間勤務職員については、1週

間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内といたします。次に、③の休憩時間について、1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、7時間45分を超える場合は少なくとも1時間に改正いたします。次に、④の休暇の取得単位について、勤務時間の割り振りに分単位が生じることに伴いまして、休暇を時間単位で取得した場合、休暇の残日数に1時間未満の端数が発生することから、休暇の残日数について1時間未満の端数があり、そのすべてを使用するときは、1分を単位として取得できるように追加いたします。

続きまして、(2)の職員の育児休業等に関する条例ですが、①の交代制勤務職員の育児短時間勤務の形態について、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、職員の勤務の形態が改正されますことから、条例で定めております。交代制勤務職員の育児短時間勤務の形態についても、国に準じまして、1週間当たり勤務時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分に改正いたします。また、②の育児短時間勤務職員の時間外勤務手当について、正規の勤務時間が短縮されることから、あわせて所要の改正を行うものであります。

次に、3のその他の改正を要する条例であります。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正に伴い、市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例など、関係条例についてもあわせて改正いたします。

最後に、施行期日であります。公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日といたします。

人事課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○加藤行政経営課長 行政経営課でございます。

歳出予算説明資料の67ページでございます。行政経営課の平成21年度当初予算額は1億5,687万2,000円でございます。前年度当初に比べて790万6,000円、率にして5.3%の増となっております。

主な事業につきまして御説明いたします。69ページをお願いいたします。(事項)行政管理費4,644万8,000円でございますが、これは、行政管理や行政改革の推進に要する経費でございます。説明欄4の市町村権限移譲推進事業4,298万1,000円でございますが、この事業は、宮崎県における事務処理の特例に関する条例により、市町村に権限移譲を行った事務について、その事務処理に要する財源措置としての交付金4,200万円余を含めた経費を計上しております。

次に、(事項)法制費856万2,000円でございます。70ページをお願いいたします。説明欄2の新公益法人制度推進事業277万8,000円でございますが、この事業は、法人の公益認定等に係る諮問機関として設置しました宮崎県公益認定等審議会の運営等に必要経費を計上しております。

次に、(事項)県公報発行費926万1,000円でございます。これは、条例、規則等の県民に周知すべき事項を掲載する県公報の発行に要する経費でございます。

行政経営課は以上でございます。

○西野財政課長 続きまして、財政課の平成21年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の71ページをお開きください。財政課の平成21年度当初予算額は958億4,873万6,000円でございます。平成20年度当初予算に比しまして53億884万8,000円、率にして5.9%の増となっております。

73ページをお開きください。主な事項につい

て御説明いたします。まず、(目)一般管理費の(事項)諸費でございますが、24億7,595万3,000円をお願いしております。これは、説明の欄に記載しておりますように、県税や税以外の収入につきまして還付が生じた場合の経費として23億2,000万円、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費など、いわゆる庁内一般共通経費といたしまして1億5,595万3,000円でございます。

次に、(目)財産管理費でございます。これは、財政課において所管しております4つの基金に係る利子の積立金であります。まず、(事項)財政調整積立金で704万2,000円、74ページの(事項)県債管理基金積立金で2,890万3,000円、(事項)県有施設維持整備基金積立金で507万7,000円、(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金で47万9,000円をそれぞれお願いしております。

次に、(目)元金でございます。(事項)起債元金償還金でございますが、これは、起債の元金の償還を行う経費でございます。769億3,785万6,000円をお願いしております。

75ページ、(目)利子でございます。(事項)長期債等利子償還金でございますが、起債等の利子の償還を行う経費でございます。160億5,698万円をお願いしております。

次に、(事項)起債事務費は、県債の借りに伴う地方債発行手数料等で2,179万9,000円をお願いしております。

歳出予算の説明は以上であります。

続きまして、今回お願いしております予算以外の議案について御説明いたします。委員会資料の26ページをお開きください。議案第32号「全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国知事宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について」並びに議案第33号「西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入

及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について」であります。1の提案理由であります。平成21年4月1日に岡山市が政令指定都市に移行することに伴い、同市の全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会への加入並びに両協議会規約の一部変更を行う関係普通地方公共団体の協議について、地方自治法第252条の6の規定に基づきまして、議会の議決に付するものでございます。2の関係普通地方公共団体の協議の内容であります。これは、いずれも岡山市の加入に伴う関係条文の整理という趣旨でありますけれども、まず全国自治宝くじ事務協議会につきましては、岡山市の全国自治宝くじ事務協議会への加入について及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更についてであります。また、西日本宝くじ事務協議会分につきましては、岡山市の西日本宝くじ事務協議会への加入について及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更についてであります。なお、協議内容の詳細につきましては、27ページから30ページに添付しておりますので、後ほどごらんください。

財政課は以上でございます。

○後藤税務課長 歳出予算説明資料につきまして、税務課の平成21年度当初予算について御説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。税務課の当初予算額は253億4,803万4,000円でございます。平成20年度当初予算に比べ13億9,078万9,000円、率にいたしまして5.2%の減となっております。

79ページをお開きいただきたいと思います。(款)総務費39億8,194万3,000円でございます。その主なものについて御説明申し上げます。まず、(事項)賦課徴収費でございます。これは、県税の賦課徴収に要する経費でございます。

予算額は24億3,512万1,000円をお願いしております。主なものといたしましては、(1)徴税活動経費といたしまして2億8,102万円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な印刷費、郵送料、旅費等の事務経費でございます。次に、(3)個人県民税徴収取扱費交付金といたしまして17億2,980万円を計上いたしております。個人県民税の賦課徴収は市町村に委任されておりますので、その市町村へ交付するものでございます。次に、2の自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費でございます。2億5,503万円を計上いたしておりますが、その主なものといたしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金であります。2億4,130万円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者に対する報償金でございます。

80ページ、(款)諸支出金でございます。213億6,609万1,000円でございます。その主なものについて御説明いたします。次の(事項)地方消費税清算金でございます。これは、税込額を各都道府県と清算するために支出するものでございまして、予算額は86億6,581万6,000円をお願いしております。次の利子割交付金からの各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金でありまして、21年度の税込見込み額を基礎に算出したものでございます。

81ページの(事項)地方消費税交付金であります。106億3,402万3,000円をお願いしております。(事項)自動車取得税交付金は、12億2,146万円をお願いしております。

歳出予算につきましては以上であります。

次に、債務負担について御説明申し上げます。別冊の議案書であります。平成21年2月定例県議会提出議案(平成21年度当初分)の9ページをお開きいただきたいと思います。税務課の

欄でございます。これは、自動車税の納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものであり、21年度から22年度にかけて業務の円滑な推進を図るため実施するものでありまして、限度額は1,595万5,000円をお願いしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○四本市町村課長 市町村課の平成21年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の83ページをお開きください。市町村課の平成21年度当初予算額は50億2,659万1,000円でございます。平成20年度当初予算に比べ8億1,241万1,000円、率にして13.9%の減となっております。

その主なものについて御説明いたします。85ページをお開きください。まず、(事項)自治調整費でございます。このうち主なものでございますが、86ページの7の住民基本台帳ネットワークシステム事業費でございます。これは、情報化社会に対応した住民サービスの向上を図るため、平成14年度から全国でネットワーク化されました住民基本台帳ネットワークシステムの運用経費であります。全都道府県共同で負担しております指定情報処理機関の共通経費や本県内のネットワーク維持のための機器使用料等の経常経費等でございます。予算額は8,333万4,000円をお願いしております。

次に、8の㊤地方自治ルネッサンス事業の104万円でございますが、これにつきましては、別途後ほど説明をさせていただきます。

(事項)市町村合併支援費でございます。まず、アの市町村合併支援事業でございますが、これは、旧合併特例法のもとで合併した市町の一体的なまちづくりを支援するための市町村合併支援交付金等でございます。予算額は6億2,511万円をお願いしております。ウの新市町

村合併支援事業でございます。これは、合併新法に基づく合併市町村に対する市町村合併支援交付金を初め、合併協議会への補助金など、合併新法下での市町村合併を推進するために、それぞれの段階に応じた支援を行うものであります。予算額は3億8,845万3,000円をお願いしております。最後に、エの合併関係市町村財政健全化支援事業でございます。これは、財政状況が特に厳しい合併関係市町村に対して、高金利地方債の繰り上げ償還を支援する無利子の貸付金制度であります。予算額は10億円をお願いしております。

次に、(事項)市町村公共施設整備促進費でございます。これは、災害・防災対策、行財政のスリム化や地域住民との協働など、市町村が当面する課題の解決に取り組む事業を対象に無利子資金を貸し付けるものであります。予算額は10億18万3,000円をお願いしております。貸付金の名称は、87ページの2の(1)にありますとおり、元気市町村支援資金貸付金で、貸付枠は10億円であります。財源は全額、市町村からの償還金を充てることとしております。

次に、(事項)市町村振興宝くじ事業費でございます。これは、市町村振興宝くじとして発売されますサマージャンボ宝くじ、オータムジャンボ宝くじの収益金等について、一たん県が配分を受けました後に、その全額を財団法人宮崎県市町村振興協会に交付するものであります。予算額は7億369万1,000円をお願いしております。

次に、88ページをお開きいただきたいと思います。本年9月に任期満了となります衆議院議員の選挙に関する一連の経費であります。まず、(事項)衆議院議員選挙臨時啓発費でございます。予算額は402万4,000円をお願いしております。

す。次に、(事項) 衆議院議員選挙執行費でございます。予算額は8億7,081万9,000円をお願いしております。内訳としましては、人件費などの委員会事務費が1,740万4,000円、投開票など市町村選管が行う事務に対する市町村交付金や、候補者の選挙運動について公費で負担する公営負担金に要する管理執行経費が8億5,341万5,000円となっております。次に、(事項) 最高裁判所裁判官国民審査費でございます。これは、衆議院議員選挙と同時にされる最高裁判所裁判官国民審査に要する経費であります。予算額は903万4,000円をお願いしております。以上の衆議院議員選挙に関する経費の財源につきましては、全額国費となっております。

先ほど説明を省略いたしました㊤地方自治ルネッサンス事業でございますが、お手元の委員会資料で御説明いたします。31ページをお開きいただきたいと思います。まず、1の事業の目的でございますが、地方分権改革や道州制に向けての議論が進められる中、基礎自治体である市町村につきまして、地方自治の本旨に基づき、民主的かつ能率的な行政の確保を図る必要があります。そのために、地方自治の本旨である団体自治と住民自治の発展・充実を図ることを目的としております。次に、2の事業の概要であります。(1)の団体自治の発展・充実につきましては、住民福祉の向上という共通の目的を持つパートナーである県と市町村の関係をより一層緊密なものとするため、アの知事と市町村長との意見交換会の内容を充実し、また今回新たに行うこととしました、イの知事が行政の最前線を担当する市町村職員等と意見交換を行う知事と市町村職員等との意見交換などの事業を行うことにより、市町村の団体自治の発展・充実を図るものであります。(2)の住民自治の発展・

充実につきましては、今回、事業の再編を行ったものでありまして、住民の自治意識を醸成するために市町村と連携を図りながら、宮崎県自治会連合会と共同して自治会等の住民自治組織の強化等を図ることとしております。事業費としては104万円を計上しております。

市町村課につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○外山委員長 質疑につきましては、午後1時からいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

総務課、人事課、行政経営課、財政課、税務課、市町村課の説明が終了しておりますので、議案についての質疑がございましたらお願いいたします。

○中村委員 税務課にお尋ねしますが、79ページ、軽油引取税徴収取扱費報償金、市町村に払うのは25%ぐらいに決まっているんですか。

○後藤税務課長 軽油引取税の2.5%です。

○中村委員 決まっていますね。それならいいんです。

市町村課にお尋ねしますが、地方自治ルネッサンス事業の知事と市町村職員等との意見交換というのがあります。知事が各市町村を訪問し、行政の最前線を担当する現場職員との意見交換会を行うと書いてありますが、まだ県庁職員とも懇親懇談を重ねていないのに、最前線の市町村の現場職員と話すというのはどういうことでしょうか。

○四本市町村課長 19年度と20年度につきまして、これとちょっと違いまして、市町村の首長

と知事との懇談会、ひざ詰めトークというのをやっておりました。知事が行政方面に全く今までかわりのない経歴の方でありますので、知事になられたばかりのときに、知事も市町村長というのがどういう人かわからないし、市町村のほうも知事に対して戸惑いがあるということで、その距離感を埋めなきゃいかんということで、ブロック別に市町村長にお集まりをいただいて、そこに知事が行きまして、諸問題の意見交換とか懇談を行うということをやっておりました。

それにつきましては、19年度、20年度の実績がありまして、その意味では、首長さんとはある程度距離感が縮まったのかなということで、市町村課的には、その次は市町村職員と知事との意見交換ということかなというふうに考えておりました、ただこれは、それだけを、例えばきょうはどここの市町村に知事が行ってそれだけやりますじゃなくて、経費節減という意味もありまして、知事がいろんな市町村に行った機会に、あいた時間にそこの市町村の重立った職員といろんな意見交換をやるというイメージで考えております。県の職員と知事のほうがまだ余り意見交換が進んでいないかどうかは、ちょっと私は……。

○中村委員 あなたはしょっちゅう知事と意見交換をやっていますか。

○四本市町村課長 いろんな業務の関係でレクチャーという形がほとんどであります、いろいろお話はさせていただいているところであります。

○中村委員 私は、11月定例会の一般質問でもお話ししたんですけど、各部長も本当に知事とそういうのをかんかんがくがくやっているのかという話を一人一人部長に聞いたことがあるんだ

けど、総務部長もやっていますという答弁をされたんですけども、いろんな職員と話をする中で、まだ知事と話したことがないというのが課長クラス、課長補佐クラスでもいっぱいいる。それはおかしいじゃないのと。まず自分ところの身内の連中を知って、そして市町村だろうし、こんなことを言うと四本課長怒るかしらんけど、市町村課長の四本課長という名前を知っているだろうか、知事は。

○四本市町村課長 五分五分かなと思いますが。

○中村委員 一回あなたが歌を歌ったときに、一緒に行ったとき、「あのうまいのは職員け、だれけ」と言ったことがある。その当時は半年ぐらい前だったから、いや、1年前か、今は知っていらっしゃるかもわからんけど、まず足元からちゃんとやらないかんのじゃないかなという気がしました。答弁要りません。

そして、市町村課長にまたお尋ねですが、住民自治の発展・充実ということで、自治会等の住民自治組織の強化等を図る、これはどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○四本市町村課長 これにつきましては、従来から別建ての項目の中でやってきておったことではあります、県の自治会連合会という組織がございまして、これに対して、一つは、補助金を出しまして、自治会連合会が自治会長さんあたりを集めて研修会をいろいろおやりになるということに対しての補助をやっておりました。それから、自治関係の功労者に対して表彰をされるその費用を県のほうで補助するというような内容でございます。

○中村委員 そういう取り組みでしょうか。わかりましたけど、ただ、この前も2月定例議会の一般質問で出ていましたね。公民館組織が加入率が悪い。都城あたりでも60%か70%でしょ

う。これの啓蒙活動、これが100%近く入って、自治組織のコミュニケーションがとれていくんだと思うんです。隣の子供も知らんような状況の中で、一番やらなくちゃいけないのは、犯罪を防ぐとかいうようなことに関しても、自治組織の強化、そして全員が加入しなければならないような状況をつくっていくこと。私のことを言ったらなんです、自分の土地に危険物の置き場を提供しているんです。ところが、60%、70%しか入ってこない。通行中に車の窓から投げて通る。たまたまうちの前にいる人がまじめな人で、定年になっているものだから、きれいにするんですけど、そういうことをやっていて、危険物じゃない日に危険物を出したりする人なんか、あけてみると、証拠が出てきて、すぐ連絡するらしいんだけど、そういった公民館に加入しない人たちが一番ルールを守らないとか、分別収集もしないとか、そういうことになるものですから、市長あたりに、もっと公民館組織に加入するように市で何とか手を打たないかんのじゃないかという話をすると、県のほうからもちゃんとしてもらえませんかという話で、まず県の広報誌が出ていますね。あれなんかでも、みんな自治公民館に入りましょうという啓蒙活動をやって、その2段階がこっちであろうと思うんです。

2つ今、言いましたけど、まず自治公民館を100%加入するような努力を県も市もあわせてしていただきたいということがあって、住民自治の発展が成り立ってくるであろうし、さっき言った、自分ところの県の係長や課長補佐、課長あたりと知事とのコミュニケーションが図れるようになって初めてよそに出ていくのが至当であろうというふうに思いますので、答弁は要りませんが、そのようにひとつお願いしたいと思

ます。

○鳥飼委員 関連で1点だけ、知事と市町村職員との意見交換のことでいろいろ今出されたんですが、県の顧問弁護士を所管しておられるのは総務部の中にあるんですか。

○加藤行政経営課長 県の顧問弁護士といますか、通常、相談に乗っていただく弁護士さんは1人いらっしゃいます。

○鳥飼委員 意見交換が十分されていないんじゃないかという話がさっき出たものですからお聞きするんですけど、例えばこの間のエコクリンプラザみやざきの問題で、県が告発するというのを知事が言われたということなんですけど、本会議の中で警察本部長が、新聞記事でそれを見て大変びっくりしたということで、不快感を表明したと書いてあったんですが、そういう協議というのを顧問弁護士とやっているんでしょうか。

○加藤行政経営課長 通常いろいろな法律上の問題については、お願いしています弁護士さんとも相談しますし、特定の事件とか問題については、また別途それぞれの課のほうで特別に、いわゆる顧問弁護士、訴訟等になるときには、それぞれの所管でお願いすることがございます。

○鳥飼委員 訴訟になっているわけじゃないわけですから、県の顧問弁護士は殿所弁護士だったと思うんですが、そこと協議をされている——法律関係者だったら常識なんですけどと県警本部長は言っておられたんですけども、そんな協議がされていなかったのかなと逆に不信感を持ったんです。ということは、内部での協議が不十分なままに県が告発をするというふうな発言につながっていったんじゃないかと思っていますが、そういう意味で、職員との意

思の疎通で、中村委員が言われたように、内部での議論が不足しているんじゃないかというような、本会議の質問、答弁を聞きながら、そんなふうにしたものですから、顧問弁護士さんがおられるのであれば、十分活用していただくということで、今も相談に乗っていただいていると思いますけれども、ぜひ十分な相談をやっていただきたいと思います。そういう相談をやっていて、議論をしておれば、県が告発にああいう形が出ていくということにしますということには通常ならないというように、県警本部長の言葉をかりれば、思いますので、十分顧問弁護士と協議をする、部内の協議もお願いしたいというふうなことをこれに関連して思ったところでした。

○井上委員 関連。エコクリーンプラザみやざきのことについても同じなんですけど、職員を公社なりどこかに派遣して、派遣された人が告発されるかもしれない、そしてまたあのころの理事長は副知事ですから、告発されるかもしれない、そういう事情になるわけなんですけど、それについての総務部の見解というのはどうなんです。派遣した職員がそうなる可能性があるというふうになったら、派遣先である県のほうとしてはどういう対処をされるのか、それは一回聞いておきたいと思います。

○岡村人事課長 公社に派遣した場合、公社での業務上の非違行為については、公社としてそういう処分を行うという制度になります。ただ、公社に行かれていて、また県のほうに戻ってくる場合がございます。その場合については、公社時代でのそういう何か著しい非違行為があったものについて、県職員の身分があるわけですが、県職員としては、そのころの公社時代の状況をよくお伺いした上で、公務員として

の信用失墜行為とか、全体の奉仕者としてふさわしくない行為ということが認められれば、県に戻った後でも処分というものを行うということになっております。制度的にはそうになっております。

○井上委員 制度的には確かにそのとおりで、宮崎市の職員もそうなんですけど、今回のような事情が起こった場合に県の派遣しているほうの側としては、それこそお手腹でどうぞやってくださいという状態なんですか。その職員を守るとかいう方法はないというふうに、公社に権限があるから公社に任せているので、派遣した側の県のほうとしては、その職員を守ることにはならないというふうに理解していいということですか。

○岡村人事課長 状況についてはまずは公社で把握されて、公社から我々十分、本当にどういう非違行為があったのか聞くということをしていただきますので、その段階では、実際そういう事実があったのか含めて、県としても十分その内容は吟味しながら、処分が必要であれば処分するということになると思います。

○井上委員 宮崎市は、理事会の中で職員のそのときの状況なり何なりの聴取をしてくれと、一回その人たちの話を聞いてくれと、聴聞すべきだということを主張しておられますが、県のほうとしてはそういう考えは全くないと。派遣した職員は公社のほうの職員なので、県側としては県庁から行った職員に対しては全く、守る必要はないと言ったらおかしいんですけど、そういう考えだというふうに理解していいということですか。行った先に権限があるからと。

○岡村人事課長 内容については、まずはほかの部のことではあるんですけど、外部調査委員会等でそれぞれの職員から聞き取られていると聞

いています。今のところ、私どものほうで直接その内容を聞いてもう一回やるということではなくて、あくまでも公社で内容を把握していただいたものを、それに基づいて公社とも協議しながらやるというほうが適切ではないかと考えております。

○井上委員 今回のようなことが起こった場合に、県庁として、県側として、その職員の話を書くなどということは一切なかったというふうに理解していいということですね。

○岡村人事課長 人事課としては特にお伺いしておりません。

○井上委員 派遣されて行ったほうの人は大変な立場に立たされるなというふうに思うんですけど、こういうことがまたほかの場合に、公社に派遣されるようなことがあった場合に、自分の身分の保障というのはどこがするのかというのがあいまいなのではないかと思うんです。その辺はこれ以上話しても多分だめなんでしょうから、終わります。

次に、議案第29号のことですが、人事課にお尋ねしたいんですが、休憩時間の45分というのは、私も過去、国家公務員だったので、もちろん理解ができるんですが、県庁周辺のお店というのは、県庁の職員の人や市役所の職員の人、いわゆる公務員の方たちを当てにしてお店を開いている方たちもいっぱいいるわけです。最近では県庁の職員の方が45分間しか休みがないので、お弁当屋さん、よく売れる可能性はある。だけど、1時間あればお店に来ていただけるような人、何かを注文して待っていただいて、食べていただけるようなお店もあったけれども、この45分間というのは、確かに法律上こうなんですけど、少なからず、休憩時間とくっつけて1時間にするなり、何かの工夫がないと、地域経

済に与える影響というのが物すごく大きいような気がするんですけど、その辺の見通しみたいなものは何かあるんですか。

○岡村人事課長 今回提案させていただいていますのは、勤務時間を1日当たり15分短くさせていただくという内容になっております。ただ、条例の段階では、8時間を7時間45分にするということでございまして、休憩時間を、現行45分を60分にするのかどうかというのは、また今後、勤務条件にもかかわることだものですから、それぞれの任命権者で協議をして決めていくということになっております。ただ、原則としては、開庁時間というのは県民サービス上、変更は望ましくありませんので、閉庁時間も変えず、昼休みを60分というのが基本だとは考えておりますけれども、ただ、任命権者によっては、例えば教育現場とか、そのあたりになると、時間割への影響とかいろいろありますので、具体的な割り振りについては、また今後、任命権者ごとに決めさせていただきたいと考えております。

○井上委員 就労時間が短くなるということについては、余りにも働き過ぎるとあれなので、減るということについてはいいんですけど、少なからず何かの運用の方法というのを、お答えは同じでしょうから、いいですけど、場所場所のこともあるでしょうけれども、運用の方法というのを考えていただけたらと要望しておきたいと思います。

○中野一則委員 あちこち質問したかったんですが、それぞれ質問されましたので、1点だけ関連で質問させていただきたいと思います。議案第29号のことですが、短縮するということはおわかりなんですが、ここに説明として改正理由が書いてあるわけですけども、これは単なる経過が書いてあって、国家公務員に係る法律が一

部改正された、人事委員会の報告等を踏まえて国の措置に準じて改正するというので、単なる経過だと思うんです。短縮という説明、本来の改正する理由、そこを主体的に県は我々に出すべきじゃないか、その理由、背景、そのことをお願いします。これは理由にならんとおもいますね。単なる流れが書いてあるだけですから。

○岡村人事課長 失礼いたしました。この理由といたしましては、まずは人事院勧告があったわけですけれども、人事院勧告のよって立つところは、民間企業の調査を行ったところ、民間企業に比べて公務員のほうが少し長かったので、民間の労働時間との均衡を図りましょうというのが基本でございます。あともう一つ、人事院の考えとしては、仕事と生活の調和ということも勘案して、民間がそういうことであれば、公務員についても15分間短縮するということが適当ではないかというのが人事院勧告の趣旨であります。

それを受けて、県職員については人事委員会が勧告するわけですけれども、人事委員会としても、それが適当ではないかと。国とか他の地方公共団体との均衡というのが地方公務員法上、我々の勤務条件を定める上で原則になっているものですから、そのあたりを勘案すれば、そのような国と同様の見直しに向けて検討していく必要があるというのが人事委員会の報告でございまして、それに基づいて今回提案させていただいております。

○中野一則委員 民間企業との比較で、公務員のほうが長かったから15分短縮する、こういうことだと思うんですが、県の人事委員会が調査、比較する場合の民間企業とは、県内の民間企業ということですね。

○岡村人事課長 県内の民間企業です。

○中野一則委員 なのに、国の措置に準じて改正を行うというのは主体性がないなという気がしてならないんですが、短縮することに文句は言わないんですが、その辺のことをまとめて改正理由を出すべきだ、こういうふうに思います。こういうのを出すときには事前に我々に説明をされるけど、全くなかったですね。私にはなかったですがね。事前の根回しをしますがね。こういうことこそ資料をもってしてほしいなと思いました。

○黒木委員 総務課長、62ページの県有施設の災害復旧費というのが出ています。県有施設で予定しているところがあるんですか。災害に遭っているとか、そういうところがあるんですか。

○馬原総務課長 県有施設で災害に遭った場合にそれを充当するというので、21年度の災害に備えてこの金額を計上しております。

○黒木委員 現在は、被害を受けているところは残っていないというわけですね。

○馬原総務課長 20年度もございましたけれども、20年度については20年度の予算で措置したところでございます。

○黒木委員 人事課長、66ページ、退職手当のところ210名予定しているんですけども、今年の減額分は1人1人の退職金が少なくなったという意味だったんですか。ちょっと意味がわからなかった。

○岡村人事課長 人数的には209から210に、むしろ1人ふえているわけですけれども、ただ、平均を見ますと、20年度の予算が2,580万余でしたけれども、21年度の予算では2,480万ということで約100万下がっております。17年度に退職金の制度改革、これは給与構造改革、あわせてあったんですが、今の制度では、給与構造改革で約5%給与が下がっているんですけども、退職

金については下がった後の額で算定するようになっていきます。ただ、経過措置として、18年3月末で退職した場合は保障するというのがございまして、ほぼ今の退職の方は18年3月末の額になっております。それについては1年ずつ年次が下がってきますので、その差額ぐらいが1人当たり平均が落ちていっているということになります。当面はそういう傾向が続くのではないかと思います。

○黒木委員 県の職員と例えば市町村の職員、私は日向ですが、日向市の退職者の平均を見ると、この額よりも高いんです。3,000万近くあるんです。平均すると高いんです。どうして市町村が高いのかと思ったりするんです。何かあるんですか。計算方法が市町村は違うんですか。

○岡村人事課長 定年退職だけを見ますと、19年度の平均でことしはやっておりますけれども、平均が2,600万程度でございます。

○黒木委員 わかりました。

職員の国内派遣研修あるいは海外研修、それぞれ研修に出されていると思うんですが、今、研修にはどういうところに、国内、海外、出しているんですか。

○岡村人事課長 この予算にかかわるものを申し上げますと、まず国内研修の予算については自治大学校の研修を上げております。自治大学校の1年間というコースに1人行っておりますし、あとは6カ月研修、短期研修、合わせて予算では5人を上げております。海外については、毎年、去年と同様ですけれども、6人を自主企画でヨーロッパとかアメリカとか、そういうところに予定しております。

○黒木委員 海外研修に行く方、ある程度若い方のほうがこれから勉強されると思うんですけれども、年齢層というか、どういう皆さん方が

行っていらっしゃるんですか。

○岡村人事課長 20年度を見ますと、一番年齢の上の人は49歳の方がおられましたけれども、一番若い人で29歳ということで、平均すると30代後半ぐらい、そういう年代の方でございます。

○井上委員 関連。海外研修は、自主企画だけど、ヨーロッパとかアメリカとか、何でそうになっているのか意味がよくわからないんですけど、というのが、今度の予算の中の一つの目玉みたいになっているのが東アジア戦略じゃないですか。この辺とのリンクはどうなっているんですか。職員研修は職員研修、県政の戦略は戦略、こうなっているんですか。そこがちょっとよくわからない。

○岡村人事課長 自主企画は、あくまでも職員が企画するということだものですから、例えば19年度で言いますと、中華人民共和国も1人、オーストラリアも1人おりました。年によってヨーロッパに集中するときとか、アジアが多いときとかいろいろございます。県の施策との関係で言いますと、自主企画ではありませんけれども、例えばクレアのシンガポール事務所、今は行っていませんが、以前、シンガポール事務所にも派遣しておりました。あとは、上海の外国語大学で勉強していただいて、その後、上海事務所に勤めていただくというようなこともやっております。

○井上委員 せっかくなので、費用対効果というか、政策的にこれが——私は、研修は行ったほうが良いと思うんですよ。外国へ行ったほうが良いと思う。だけど、固定的にこうこうという、自主企画も大切で、それを認めるということも大切なんだけど、県がやみくもに金を出すわけではないわけで、それがどうやって政策に生かされるかということが大切です。年齢構成も

違っていてもいいし、性別も違っていたほうがいいし、それはいろいろあると思うんですけども、何を今回重点的に見てくるかだとか、そういうのもあっていいと。お手腹でなくてあってもいいのではないかという気はするんです。そのあたりはどうなっているんですか。

○岡村人事課長 確かに、こちらのほうでテーマを設定するというやり方もあるかとは思いますが、かなり意識のある職員が応募してきていると思ってしまして、例えばことしで言いましたら、フィルムコミッションとかの勉強に観光関係をやっている職員が行ったりとか……（「国はどこですか」と呼ぶ者あり）イギリス、フランスです。鳥インフルエンザの疫学的調査に、これも大きな課題ですけども、タイ、フィリピンに行ったりとか、そういうかなり政策に直結するような研修をみんな目指していると思います。

○鳥飼委員 何点かお尋ねいたします。まず、人事課長のところから、66ページの人事管理費の人事給与システム管理事業、これは補正のときもちょっとお聞きしたんですが、もう一回お願いいたします。1億2,705万4,000円ということで、これは新システム開発費だろうと思っっているんですが、新システムの開発費の額、通年の管理費の額、契約方法、契約先は富士通だったと思うんですが、契約先、管理の方法について御説明をお願いいたします。

○岡村人事課長 人事給与システムの開発を実は20年度までで終わっております。20年度までの開発費全体は3億8,300万でございました。今度21年度でお願いしておりますのは、それを運用するものと、それに伴って通常の、例えば率の変更とか、そういうものは自分たちでやるんですが、仮にプログラム変更とか大きなものが

出てきた場合の改修費、そういうものを入れた金額で今回お願いしております1億2,705万4,000円ということになっております。

これは3つに分かれておりまして、今年度までに終わりますのが人事給与システムでございますけれども、その前に、オンラインシステムという、職員個人個人が例えば時間外手当とかを入力するシステム、これは別システムですけども、人事給与オンラインシステムというのがございます。人事給与オンラインシステムの維持管理に要する経費が3,104万8,000円でございます。そして、今回20年度で開発の終わりました人事給与システムの維持管理費が6,585万6,000円でございます。本年度については、システム改修費として3,015万円を予定しております。合計で1億2,705万4,000円ということになっております。先ほどは入札のやり方ということだったんですが、人給システムを行う場合には企画コンペ方式でやっておりまして、その中で最もよかったところと契約をして開発してきております。今後の運用については、そちらのほうで開発したシステムということになりますので、基本的には随契の理由に当たるものですから、随契でやっていくという形で考えております。

○鳥飼委員 富士通ですか。

○岡村人事課長 NECのほうでございます。

○鳥飼委員 3年間で3億8,300万、今回、改修費も含めて1億2,700万、これは毎年かかるんですね。違うんですか。

○岡村人事課長 実は、人事給与システムは、従前は大型コンピューターを使ってやっておりました。大型コンピューターを使って、要員が3名張りついていたんですが、年間1億1,500万ぐらいかかっておりました。これが全くなくな

るということでございます。かかる経費といたしましては、開発した初年度だものですから、維持管理費が先ほど申し上げました6,500万程度かかっておりますけれども、今の予定では、数年後には3,000万程度の維持管理費になるのではないかと考えております。それと、プログラムの改修のために3,000万見えていますけれども、今回少し特殊要因があって多くございますけれども、通常はゼロの年も出てくると思えますし、予備のために2,000万程度予算化するというぐらいで今後は推移すると考えております。

○鳥飼委員 そうしますと、今後の運用、この改修が終わったシステムで、例えば10年とかあると思うんですけれども、何年ぐらい見込んでおられるんですか。

○岡村人事課長 年数については一定程度、10年なのか、そのあたりはまだはっきりと今、固めておりませんが、当面はこのシステムでいけるというふうに考えております。かなり大きく改善したパソコンによるシステムですので、当面はこのシステムで大丈夫であると考えております。

○鳥飼委員 いろいろ聞くと、機械に使われているという話をいっぱい聞くものだから、できるだけ運用が簡単にできるようにお願いしておきたいと思えます。

続けていきます。行政経営課、69ページ、行政管理費の4の市町村権限移譲推進事業費ということで4,200万程度上がっているんですけれども、現在の権限移譲の現状について大まかで結構ですので、お示してください。

○加藤行政経営課長 20年度現在で移譲事務数960事務でございます。

○鳥飼委員 移譲可能事務からすると、大体どの程度になるのでしょうか。

○加藤行政経営課長 20年度で2,280事務を対象事務としております。

○鳥飼委員 今、4割ぐらいということですが、今後、予定しておられる事務移譲、今年度、件数と簡単な事業名とかわかれば何件かお示してください。

○加藤行政経営課長 まず、今後の目標ということで説明いたしますと、大綱2007で移譲対象事務を23年4月1日の目標としまして2,400事務、そのうち実際移譲する目標の事務を1,200事務ということでやっております、年々市町村に働きかけて移譲事務をふやしていこうという計画でございます。

それから、930事務の中で、事務件数をカウントしていきますけれども、予算計上上は、2万5,700件の事務処理ということでしています。対象事務を、例えば1事務でA市には10件処理していただくとか、そういったことですので、先ほど予算計上は幾らかとおっしゃったのは、2万5,000件を処理していただくということでございます。930の事務で2万5,000件を処理していただくという件数でございます。

○鳥飼委員 単位がちょっと違うようにありますので、ゆっくり説明してください。

○加藤行政経営課長 失礼いたしました。まず、移譲事務数、現在、30市町村に対して930の事務を移譲しております、予算計上上どれほどの処理件数かということでございましたので、930事務について2万5,000件の処理を予定して予算を計上させていただいております。

○鳥飼委員 なおわからんようになったですけども、1事務について受理とかいろいろあると思うんです。受理だけを市町村にお願いするとか、いろいろあると思うんですけど、そうだとするならば、もっとわかりやすく、県民が聞

いてもわかりやすく説明をされたほうが良いと思いますけれども、また後でそれは教えていただきましょう。

今の進捗状況はどうですか。宮崎県は進んでいるかなと、予定どおりかなと、どんなふうに見ておられますか。

○加藤行政経営課長 それぞれ移譲している事務も違いますので、他県との比較は一概にできないんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、大綱での目標は23年4月1日で1,200を目標にしておりまして、そのうち今現在930ということで、もうちょっと努力はしていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 ぜひ努力をしていただきたいのと、1つの事務に4つか5つの委託の種類があると思うんです。受理、交付決定通知とか、一概には言えないと思うんですけれども、市町村のやる気のほうも大事ですから、そこらもできるだけ丁寧に説明していただいて、頑張っていたきたいと思います。

次は、79ページの税務課にお尋ねいたします。職員費、職員の人件費というのがあります。15億4,682万2,000円、職員数が208名ということで、前年当初からしますと8億ぐらい減少になっているんですけれども、人員的にはどうなのでしょう。

○後藤税務課長 県税・総務事務所ということになりまして、県税事務所の庶務担当者が総務事務センターのほうに異動したということで10名ぐらい減になっております。

○鳥飼委員 総務事務センターのほうに事務の人が移ったので、総務事務センターができたところの人数分だけ減になっているということで、実際の課税をされる方とか、徴税される方、係がありますが、その人員体制はどういうふう

になっているのでしょうか。

○後藤税務課長 課税とか納税管理の体制は変わっていないと思います。

○鳥飼委員 わかりました。専門的な仕事ですので、これは人事課長のほうにお願いしなければいけないんですけれども、なかなか難しいことではあると思います。3年ないし4年サイクルでということなんですが、国税の知識もないといけないしということで、かなり専門的な知識が要請されますし、職場的にはきついところだと思っています。逆御三家という言葉、私だけが知っているのかもしれませんが、そういう言葉もあるぐらいですから、ぜひその辺も御配慮いただいて、大変な900億近い県税を賦課徴収していただいている部門ですので、ぜひバックアップをお願いしたいというふうに思います。

それから、市町村課にお尋ねいたします。86ページ、住民基本台帳ネットワークシステム事業費というのが8,333万4,000円あるんですけれども、この概要を御説明いただけますか。

○四本市町村課長 全国でネットワークをつくっております住民基本台帳ネットワークシステムについて、まず全国センター経費というのが3,800万ぐらいあるんですが、今のところ、国から地方自治情報センターというところが指定されておりまして、ここに対して負担金を払っておるものでございます。それから、残りの4,300万余が経常経費でございまして、これは、県内のネットの監視とか保守について委託しておるとか、あるいはハードウェアをリースで入れておりますので、そのリース代を払ったりとかいうことが大体の内容になっております。

○鳥飼委員 ソフトも一緒に説明をお願いします。

○**四本市町村課長** 全国どこの市町村の窓口でも住民票の交付ができるのかというようなシステム、例えば県のパスポートの窓口で、従来は戸籍抄本なり住民票を持っていかなければいけなかったのも、窓口はそのネットワークの端末があることによって、そこで住所が確認できる、住民登録が確認できるということで、一々住民票を出さなくていいとか、住民にとってのメリットはそういうことでございます。

○**鳥飼委員** このネットワークを私は使いたくないとか、導入当時いろいろ議論がありました。そういうのには無関係で、住民票を登録しておれば皆さんこの中に組み込まれますという制度かなと思っていたんですが、そこはどうですか。

○**四本市町村課長** 市町村単位で基本的には入っておりますので、個々人の考え方にはかわかわらず、みんなそのシステムに、たしか全国で杉並区ですか、1団体か2団体かまだ加入していないところがあったと思っておりますが、それ以外は全部入っているという格好になっております。

○**鳥飼委員** 財源のところですけども、その他特定となっているんですが、御説明をお願いいたします。

○**四本市町村課長** これはその他特定ということでの数字ではございませんで、説明の中で前のページの下の行政連絡調整費からずっと並べてそれぞれの予算額全体が書いてあるということでございます。わかりにくくて申しわけございません。

○**鳥飼委員** ハードの更新とかもこの中に入っているということですから、コンピューターなり、ソフトの更新費なりというのは県が全部負担して市町村に交付する——どんなシステムになっているんでしょうか。

○**四本市町村課長** システムそのものは国全体のものがございますので、ただ県では、県の中のエリアの実際のラインと申しますか、県と市町村、あるいはそれを全国に結ぶラインとその端末、その関係を県でやっておるということでございます。

○**鳥飼委員** こういうシステムがあるわけですけども、活用状況についてどんなふうになっているんでしょうか。

○**四本市町村課長** 全国の数字でございますが、国の行政機関等へ年間1億534万件、ネットワークを通じて情報提供しているということ、地方公共団体においては年間388万件の同じような情報提供がなされています。市町村間では、住民が転入転出するときの通知をオンライン化しておりますが、それが年間410万件、あるいは厚生年金とか国民年金等において年金受給者の現況確認に利用されておまして、これが年間約3,900万件というようなことになっております。

○**鳥飼委員** 県内のあるんですか。

○**四本市町村課長** 本県分が、一般旅券（パスポート）の発給事務等で年間、予定も含めまして1万6,000件、危険物取扱免許の交付事務等で年間10件程度、恩給の給付事務で年間2,200件程度について利用がされているところであります。

○**鳥飼委員** わかりました。

もう一つ、市町村合併支援費というところ、20億1,445万円あるんですが、国策で市町村合併を進められてきたという間で、宮崎県も44から30になりました。今回、清武町で住民投票があつて、400票ぐらいの差で合併が選択されたわけですけども、今回の合併について、所見と申しますか、どんなふうに使われているのか。総務部長のほうがいいでしょうか。

○山下総務部長 経緯を見てみますと、宮崎市と清武町の合併の問題は、当初からいろんな議論はあった中で、町長選挙も経て一たんスムーズにいくかというか、予定どおりいくかという状況だったんですけれども、今回のような事態になったわけでございます。しかし、結果として、昼のニュースを見てみますと、清武町議会も議決をされたようでございますが、再度また合併についての議論がなされたという意味ではよかったのではないかというふうに思います。ただ、票差があのとおり僅少だったという点については、合併後、宮崎市としての市の運営上十分配慮していかないといけないだろうなというふうに思います。

○鳥飼委員 市町村課長、清武町の財政状況についてはどんな見方をしておられますか。

○四本市町村課長 県内の町村の中では、いわゆる財政力指数が一番高いといえますか、そういう意味では、自主財源の比率が県内では相対的に高いということだと思います。ただ、逆に、財政力の弱いところ、特に中山間の町村ですとか、ああいうところは、御紹介のとおり、過疎債がありましたとか、いろいろな財政措置が手厚くされているという面がありまして、逆に清武町のようなところはそういう特別な措置がないという意味では不利といえますか、マイナスの面もありまして、清武町の今の財政がどうかというのはなかなか難しいんですが、余り余裕があると言える状態ではないというふうに考えております。

○鳥飼委員 清武町が合併を選択した。これは私の見方ですけれども、合併しなければ辞職しますという票がそのぐらいになったのかなという感じも受けているんですけれども、県内の市町村を見たら、清武町でさえ合併するんだから、

ほかの町村は合併せんわけにはいかんわなど、清武よりかいいところはないと思うんです。そんな感じを私は受けているんですけれども。

○坂本市町村合併支援室長 今回の住民投票を見ましても、僅差であったということで、それぞれ住民の方がいろんな意見を持っていらっしゃると思います。清武町は大学があり、工場がありという町でございますが、合併を選択されたというのは、やはりそういう町であっても、大きな事業についてはなかなか取り組みがたいと。例えば、下水道事業についても取り組めなかったというような背景はございます。そういうようなことがあるわけですが、もう一つは、今度3回目の投票だったと思うんですが、過去も、僅差ではありますが、合併を志向される住民の方が多かったという事実はございます。次に、他の合併をしていない町村でございますけれども、基本的には、自主的に主体的に合併をされるのが一番いいんでしょうから、それぞれ財政事情等、今後、経済情勢も非常に厳しいものはありますけれども、十分にその辺の情報を住民の方が判断をされて臨まればよろしいのかなと思っておるところです。

○鳥飼委員 合併の形としては、私は、中央の広域というのは余りにも広くなったなという感じがしておるんです。エコクリーンプラザみやぎきを持ち出すわけではないんですけれども、余りに大きくなり過ぎて、主体がどこへ行ったかわからんような状況になっていますので、慎重に考えて、合併の形態というのは、大きいことはいいことだということではなくて、小じんまり合併するとか、いろんな方法があると思います。今後、検証もされるということですので、その検証作業をやりながら、また住民に問い返していくという作業をお願いしたいと思います。

合併の事業で20億1,445万円というのがあります、この中で大きいのは合併支援事業と新市町村合併支援事業、それから、利子を補給するという10億円、あるんですけど、主たるものだけで結構ですので、御説明をお願いいたします。

○坂本市町村合併支援室長 上のほうから御説明いたしますと、最初の6億何がしでございますが、内容は交付金でございます。合併をされた大きなものだけで申しますと、宮崎市が田野の病院に取りかかられますが、これが4億円、美郷町が去年の積み残しですが、デジタル防災無線をやられます。その下の3億8,800万円の内訳でございますが、やはり内容は交付金が主体でございますが、延岡市の火葬場ほかで1億5,000万、日南市が電算とか消防の出張所等に取りかかられますが、それを1億円予定されております。一番下の10億円につきましては、昔、高金利、今、5%以上でございますが、平成元年ぐらいはそれぐらいの金利で公的資金が、簡保資金とかが貸されました。下水道とかは長期の借入れでございましたので、まだ残っております。そういうものに対して、合併された市町村につきましては、それを無利子で県が貸し付けるということで去年から始めておりますが、2カ年事業の2年目でございます。10億円と予定しておりますが、延岡市ほか5市町村だったと思っております、予定をしております。

○鳥飼委員 ありがとうございます。終わります。

○米良委員 市町村課長、あなたに集中しておりますが、私も1つだけお聞かせください。元気市町村支援貸付事業、これは昨年もあった事業ですか。

○四本市町村課長 昨年も、ずっと前からございます。

○米良委員 今回10億円の予定をされておりますが、市町村が当面する課題というのは、ここに災害・防災、行財政改革、雇用創出とかありますけれども、むしろ災害・防災対策というのは公共事業あたりでやれる部分も中にはあると思いますけれども、そういうものも含めての事業なのか。それともう一つは、地域協働というのはどういうことを想定して言われるんでしょう。常任委員会資料の8ページです。

○四本市町村課長 災害復旧等につきましては、当然いろんな補助金とかそういうものの対象にならないような、例えば災害時の公共施設等に係る応急の復旧工事とか、災害復旧事業に付随して行うような公共事業、あるいは防災のための避難所とか救助用ボート等の整備等、そういうことが内容になっております。協働を推進するというのは、地域住民の活動拠点となる施設の整備等を行うというようなことでございます。

○米良委員 これは何年前からあるか、私は存じておりませんが、過去の実績がありましたら、また後でいただけませんか。市町村に貸し付けた……。

○四本市町村課長 市町村別の貸し付けの実績でしょうか。

○米良委員 参考のために、後で用意してください。

○四本市町村課長 承知しました。

○米良委員 これは貸付要綱というのがもちろん定めてあると思いますが、それもあわせて。

さっき自治意識の話もありましたが、私は長い間、県の教育委員会の社会教育関係に携わっておりました関係で、関連して、皆さんたちにどうかなと思われますけれども、お話を申し上げたいと思うんですが、今まさに自治意識というのが、市町村課長に言ってもびんどこないか

もわかりません。というのが、的外れなことが出てくるかもわかりませんが、そのつもりでお聞きください。今ほど自治意識というのが薄れてきている時代はないと思うんです。例えば、市町村の自治の窓口で、自治公民館とかそういう自治意識を高めていこうという機運がありながらも、住民の意識啓発の面から手薄になってきたという面があるんです。そういうことを考えますと、これは昔から県の教育委員会の社会教育の窓口で進めておりましたけれども、ここらあたりで皆さんたちのほうに移行したほうがいいんじゃないかと思うんです。こういう事業をどんどん取り入れていこうという時代になってきましたから、これは後々、県の教育委員会といろいろ協議を重ねていただきたいと思うんですが、県の教育委員会の自治公民館活動とかそういうものになってくると、県の教育委員会というのは予算のとり方が下手です。私もそういう経験があるんです。予算をなかなかやらないんです。市町村課の窓口に移して、自治意識という一つの機運醸成を高めていくためにも、財政的な面からも支援をしていく面からも市町村課と窓口を密にさせていただいて、これが結局、防災意識とか防災啓発とか、そういうものにつながっていくわけですから、特に効果が大きいと思うんです。そういう点では、くどいようではありますが、もう少しその辺で切磋琢磨していただいて、県の教育委員会と協議を重ねていただいて、特にさっき中村委員からもありましたけれども、自治意識を高揚していく観点から協議の場所をぜひつくっていただきたい。お願いを申し上げておきたいと思うんです。

それから、このことに関連をするわけですが、以前、平成何年でしたか、竹下内閣のときにふるさと創生で1億ずつ配りましたね。あの時期

には、あのときのあの事業というのは、市町村自治意識というのが高まったりしていろんな事業をやってきました。あれに似通った、県でも30市町村を対象にそういう事業を一回やってみるといいんじゃないかと思ったりするものですから、これはなかなかいい貸付事業だなと思ったものですから、特にそういう観点でお願いやら意見を申し上げておるわけでありましたが、今ほどコミュニティ事業関連が必要なきはなしと思うんです。この10億円の貸し付けの内容的なものを私は見ておりませんが、将来にわたっては交付していくようなやり方もいいんじゃないか。くどいようですけど、そういう気がしてならんわけです。将来にわたるこの事業に対するそういう見方、考え方というのは持っていらっしやいますか。

○四本市町村課長 平成20年度の貸し付けの状況を見ますと、ある程度の部分は、さっき合併の話でも出てきましたが、昔借りた高金利の国の資金を繰り上げ償還するのに、この資金は無利子ですので借りてとということで、あと行革関係だとか、そういうふうな方面にもある程度の額は使われておりますので、これを将来どっちの方向に持っていくのかというのはなかなか難しい面があります。これは一つは、いろんな国の財政措置があり、県もあるんですが、そういうもので最終的に救われないものをある程度何でも使える的に融通がきく形で市町村のメニューとして用意しているという趣旨がございますので、これを例えば委員おっしゃるような住民自治のためだけに引っ張っていくかということ、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、その辺はまた市町村の意見も聞きながら、将来ということは考えていくのかなというふうに思います。

○米良委員 さっき出ましたルネッサンス事業、これは自治会の住民意識という、組織の強化等を図るといことが前提にありますね。それとこれと結びつけていくと、おもしろいと思うんです。今言う貸し付けは市町村単位の窓口でしょう。市町村を窓口にして、モデル的な自治会をつくってみなさいとか、自治意識の高揚を図るためのいろんな事業を起こしてみなさいということで、市町村の窓口に投げて、そして自治会の強化を図っていくとか、そういうことに結びつけると、物すごい効果が出ると思うんです。単なる、あなたがおっしゃったけれども、災害・防災対策というのはどの市町村も一生懸命やっています。金がなくてやれないところもあるかもわかりませんから、こういうのはあると思うんですけど、もちろんそれも大事ですよ。もっと大事なのは、下部におろささせていただいて、市町村の自治体で、自治公民館あたりにおろささせていただいて、そこから盛り上げていくような機運と事業の展開等やってみたら、自治公民館活動なるものはうんと盛んになってくると思うし、より効果が期待できると思うんです。県の教育委員会はそこまでようやらん。最近、特に社会教育課から生涯学習課になった。ここまで言うといかんけれども、暇でたまらんような高齢者とか奥さんたちを集めてちょっとした学習会をやってみたり、そういうちっぽけなことしかししないのよ。昔のような社会教育関係団体を相手にした自治会育成強化というのは、追いやられてしまっている。市町村課のこういう事業を通してそういうものも展開させるといいなと思うんです。課長、ぜひ私の話を大事にとらえてもらって、教育委員会とやってみてください。

○四本市町村課長 十分肝に銘じまして検討させていただきます。

○中野廣明委員 75ページ、決算のときに気づかんかったですけども、予備費の1億円、去年はどれくらい消化して、主な内容はどのようながあったか。簡単でいいです。

○西野財政課長 この予備費の額につきましては、今、手元にございませませんが、充当先につきましては、大きく4つほどございまして、県有車両による交通事故等の損害賠償金を支払うもの、管理運営瑕疵事故、のり面が崩れてとか、そういったものの賠償金、和解金の補償金に措置するもの、訴訟等に伴う弁護士に対する着手金、謝金、その他予期しない行政運営経費等に充てるものでございます。

○外山委員長 以上で第1班の審査を終了いたします。

これより総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行います。

総務事務センターから順次説明をお願いいたします。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センターでございます。総務事務センターの平成21年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の89ページをお開き願いたいと思います。総務事務センターの平成21年度当初予算額は12億386万2,000円でございます。平成20年度当初に比べ3億6,301万7,000円、率にしますと43.2%の増となっております。この増額の主な要因としましては、人件費の増によるものでございます。

91ページをお願いしたいと思います。(款)総務費10億6,288万9,000円でございます。その主なものについて御説明いたします。まず、(事項)総務事務センター運営費でございます。これは、本庁の総務事務センター及び各県税事務所に設置しています総務事務センターの運営費でござ

います。予算額は2,720万6,000円をお願いしております。このうち、新規事業は、3に旅費事務効率化リサーチ事業がございますが、これにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、(事項)健康管理費でございます。予算額は6,135万円をお願いしております。92ページをお開きいただきたいと思います。2の定期健康診断事業費でございますが、これは県職員全職員を対象としました1次、2次の定期健康診断、3の特殊業務従事職員健康診断事業費は、放射線業務などの特殊業務に従事する職員を対象とした健康診断をそれぞれ実施する経費等でございます。また、4にございます職員の心の健康づくり推進事業についてでございますけれども、そのうち(3)メンタルヘルス対策経費として435万円を計上しております。内容は、職員研修の実施、相談体制を図るとともに、心臓病によります休職者等の円滑な職場復帰に向けた支援を行うものでございます。

次に、(事項)職員厚生費でございます。説明欄2の保健体育施設管理費、これは、職員健康プラザの建設費を地方職員組合へ償還する経費でございます。また、4は職員互助会への育成費でございます。各種の福利厚生事業に要する経費でございます。予算額は1億2,122万9,000円をお願いしております。

次に、(事項)物品管理及び調達事務費でございます。これは、物品の適正な管理と効率的な活用を促進し、調達の適正化を図るための経費でございます。予算額は490万8,000円をお願いしております。そのうち説明欄2の物品管理システム指導強化事業につきましては、不適正な事務処理の再発防止策の一環としまして、平成20年度に引き続き取り組むものでありまして、出

先機関への物品管理事務の指導の強化、本庁における総務事務センターでの物品の納品検査の一元化によりまして、物品管理事務の適正な運用を図るものでございます。

次に、(事項)車両管理事務費でございます。これは、県有車両の適正な維持管理、効率的な運行の指導助言、交通事故の防止などに対する経費でございます。予算額は1,117万8,000円をお願いしております。

次に、93ページにわたって記載してございます恩給及び退職年金費でございます。総務費関係の恩給、退職年金につきましては、元知事部局職員38名に係る恩給関係の経費でございます。また、警察費のほうにつきましても、同じく恩給及び退職年金費としまして、元警察職員146名に係る恩給関係の経費でございます。予算額は1億4,097万3,000円をお願いしております。

次に、新規事業について御説明いたしたいと思っております。総務常任委員会資料で説明させていただきます。32ページになります。事業名としまして、旅費事務効率化リサーチ事業でございます。この事業は、旅費事務の効率化を図るため、アウトソーシングを前提とした新旅費システムを構築するに当たりまして、公共交通機関、具体的にはJRとかバスとか航空機とか、そういう機関等の効率的、また経済的な利活用についての調査検証を行うことを目的としております。旅費の一連の事務におきましては、旅行命令から、どういう交通手段をとるか、どういう経路をとるか、またとった結果、旅費の計算とか支払い、精算、審査等の事務がございますけれども、費用対効果を踏まえた最適なシステムを構築していくということになると思っております。その上で、2の事業概要にござ

まず、公共交通機関を効率的、経済的に利活用するための調査検証、また本県に適したアウトソーシングはどのようなものが最適なのか、そういう手法の検討を行うための調査委託、それから、旅費事務の実態調査としまして、都道府県で先進的な取り組みをしている県の調査等を中心に実態調査を行うこととしております。事業費としまして450万1,000円をお願いいたしております。

次に、報告事項について説明させていただきます。同じ資料の35ページでございます。印刷物における一般競争入札（条件付）の導入及び請負契約の変更について御報告させていただきたいと思っております。まず、1の実施方針と経緯でございます。物品の購入につきましては、行革大綱2007に基づきまして、原則として、一般競争入札に移行することとしておりました。印刷物を除く物品の購入につきましては、既に20年度から段階的に条件付一般競争入札を実施しているところでございますけれども、引き続き印刷物につきましても、21年度から段階的に一般競争入札へ移行しまして、あわせて印刷物に係る契約を従来の物品の売買契約という形から、製造の請負ということに変更することにしております。

2の実施内容でございます。全体スケジュールは表に示しておりますが、特に今回導入する部分は、印刷物について、ことしの4月から500万円を超えるものについて導入しまして、21年度下期、10月からは250万円を超えるものについても実施していく予定にしております。ちなみに、平成19年度、20年度の実績を見ますと、年間で5～6件程度という形になります。また、印刷物を除く物品につきましても、表にありますように、ことしの4月から順次拡大しており

まして、今回から160万円を超えるものについて一般競争入札を導入する予定でございます。この一般競争入札の移行に際しましては、スケジュールの表の下にございますように、県内企業等への発注を原則としておりまして、また印刷物の契約を製造の請負に変更することに伴いまして、最低制限価格の導入ということについても、一般競争入札の履行状況を検証した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、出先機関につきましては、まず本庁を段階的に実施した上で、その後、引き続き出先機関にも導入を検討していくということにしておりますが、印刷物を除く160万円の物品につきましては、従来、一部出先でやっていた部分を全部本庁のほうに吸い上げまして、本課のほうで実施するというようにさせていただきたいというふうに考えております。

一般競争入札の導入関係の一連の報告でございます。これで説明を終わらせていただきます。

○武田危機管理課長 危機管理課に関する当初予算につきまして、歳出説明資料と委員会資料で御説明させていただきます。

まず、歳出予算説明資料の95ページをお開きください。平成21年度当初予算の総額は3億6,115万5,000円であります。平成20年度当初予算に比べ625万1,000円、率にしまして1.7%の減となっております。

次に、97ページをごらんください。主な事業について御説明いたします。まず、(事項)防災対策費4,536万7,000円ですが、これは、災害に関する情報の収集や発信、県内の防災力を向上させるための各種施策など、ソフト面での防災対策の推進に要する経費で、次の98ページにかけてお示ししています1から11の事業で

ありますが、9から11の事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

98ページをごらんください。(事項)危機管理総合調整推進事業費986万円及び(事項)国民保護推進事業費521万8,000円ですが、これは、危機管理に関する調整、研修、及び災害監視施設による24時間監視体制に要する経費と、国民保護計画の普及推進等に要する経費や、国民保護訓練を国などと取り組むための事業費でございます。

委員会資料の33ページをお開きください。㊤県民防災力向上事業について御説明いたします。この事業は、地域や事業所において災害時に迅速かつ連携した防災活動を行うための中核的な人材を育成するとともに、県民一人一人に防災知識や技術を得る機会を創出することで、県民の防災力の向上を図ることを目的としております。事業の中身としましては、(1)の防災士養成事業でございます。防災活動の担い手である地域や事業所、ボランティア団体等において、防災活動の中核となる防災士を幅広く養成するものであります。次に、(2)の防災出前講座事業は、地域や事業所、団体等の要請に応じまして、防災士等の防災専門家を派遣しまして防災出前講座を行うものであります。(3)の企業防災セミナー事業につきましては、防災の重要性を認識できるように、事業所を対象に防災セミナーを開催するものであります。(4)の市町村職員研修事業は、市町村職員に対しまして、より一層の防災知識向上と、地域で主体となって防災指導を実施できるように防災研修会を開催するものであります。(5)の防災教育支援事業は、県内の全小中学校で防災教育を行うために防災視聴覚教材を作成し、配布するものであります。なお、(3)の企業防災セミナーは、来年

度から新たに実施したいと考えている事業であります。その他の4つの事業につきましては、これまで取り組んできているもの、あるいは一部拡充して実施したいと考えているものであります。これらの事業を体系的に組み立てまして、県民一人一人の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。事業費は490万2,000円を計上しております。

続きまして、委員会資料の9ページをごらんください。その他の重点事業につきまして御説明いたします。「宮崎県防災の日」推進事業についてであります。この事業は、新聞・テレビ広告、ポスター等によりまして、宮崎県防災対策推進条例に規定されております「宮崎県防災の日」に合わせて広く県民に防災に関する理解を深めていただくとともに、県民参加型の総合防災訓練を実施しまして、本県の防災力向上を図るものでございます。事業費は992万円を計上しております。

次に、地域防災力向上促進事業について御説明いたします。この事業は、県内各地域における防災力の向上を図るために、新たな自主防災組織の結成や既存の組織の活動の活性化を図ることを目的としております。事業の中身としましては、市町村が防災意識の高い自主防災組織に対しまして資機材の整備を実施する場合に、県が事業費の一部を補助するものであります。事業費は500万円を計上しております。

私からは以上であります。どうぞよろしくお願いたします。

○川野消防保安課長 消防保安課でございます。消防保安課の平成21年度当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の101ページをお開きください。消防保安課の平成21年度当初予算の総額は

ガス設備士試験手数料並びに火薬類製造保安責任者または火薬類取扱保安責任者試験手数料の3種類の試験手数料につきまして、その額を変更するものでございます。それぞれ額を例示しておりますが、高圧ガス製造保安責任者試験手数料のうち、乙種化学責任者免状など、9件の試験手数料を変更するものでございます。詳細につきましては、12ページから15ページに新旧対照表をつけております。説明は省略させていただきます。施行期日につきましては、平成21年4月1日としております。

消防保安課は以上でございます。

○外山委員長 各課長の説明が終了しました。まず、議案についての質疑をお願いいたします。

○鳥飼委員 92ページ、総務事務センターです。職員の心の健康づくり推進事業というのがございます。これは^⑩ではありませんから、継続事業ということになると思いますが、事業概要について簡単に御説明をお願いいたします。

○柄本総務事務センター課長 職員の心の健康づくり推進事業870万についての概要を御説明させていただいてよろしいでしょうか。870万は大きく分けまして、1つは職員相談・ライフプランセミナー経費ということで149万7,000円の予算を計上しております。この内容は、職員健康プラザに非常勤の相談員を1人配置しております。そのための人件費を計上しているのが主な予算でございます。次に、健康相談経費としまして286万6,000円を計上しております。これにつきましては、本庁において健康管理医師を派遣してもらっております。現在のところ、健康づくり協会から非常勤という形で医師を派遣してもらっております。日ごろの県職員の健康管理事業に携わってもらっております。定期健康診断とか、もろもろの診断をしていただい

ております。この医師の報酬に係る分ということが主なものでございます。もう一つは、メンタルヘルス対策経費でございます。これが昨年度新規事業で組み立てまして、ことしも引き続き行う経費でございますけれども、これにつきましても、主なものは人件費という形になっておりますが、心の病に伴いまして、退職者、病休者がふえる傾向にございます。したがって、従来の事業をもう少し拡大、もしくは充実できないかということで、来年度からは非常勤の保健師を1人増員する形をとらせていただいて、充実を図っていききたいというふうに考えております。従来から行っております一次予防的な研修とかいうものについては、従来どおりの事業を展開していく予定にしております。主な事業の内容はそういうことでございます。

○鳥飼委員 退職者、病休者ということで出ましたけれども、メンタル関係の退職者、病休者の状況をお知らせください。

○柄本総務事務センター課長 20年度になりますと、1月末現在での数字でございますけれども、傷病休暇者の総数45名中26名が精神疾患というデータになっております。また、退職者につきましても、1月末現在で総数39名のうち精神疾患32名という数字でございます。

○鳥飼委員 傷病者ということは、3カ月を超えない場合はいいわけですが、傾向はどういうふうにとらえておられますか。重大に受けとめているから保健師を配置するというのがあると思うんですが、その辺の考え方を御説明いただけますか。

○柄本総務事務センター課長 私ども、病休に入る、もしくは傷病休暇に入る前については、必ずしも一人一人のデータをはっきり把握しているわけではございませんけれども、一たん傷

病休暇もしくは休職に入りまして、復職に当たりまして、復職支援会議なるものを持ちます。そのとき、最初、私どもが計画していたのは、月1回ぐらいの程度で一人一人カウンセリングして、または専門的な医師を交えて対応していけばいいというふうに考えていたわけですが、やはり1人当たり1回ですぐ済むというものではなくて、2回、3回繰り返したり、もしくは一たん復職しかけていたのが残念ながらちょっと延びたとかいうことで、月に予定よりも多く回数を開かなければならないような状況も生じてきておりました。現陣容の中で手厚いといいますか、きめ細かい一人一人のフォローするには無理があるといいますか、もう少し充実させた休職フォローをしたいということで、今回、保健師を1人、増員をお願いしまして、円滑な休職に向けての体制を少しでもとっていききたいというふうに考えておるところでございます。

○鳥飼委員 これは補正のときにも申し上げましたから、これでやめたいと思うんですけども、うつ病も未解明な部分があつて、私、この間、NHKの特集を見たんですけど、初診で行って3つ以上の薬を処方する医者には行くなとか、そういうのを専門医の方が言っておられるんです。それほど、うつというものの病気の広さとか、全体的にドクターの中に広まっていないとか、周知されていない。精神保健センターの所長をしておられた方が開業されて丁寧な診察で有名になっておられますけど、解明されていない点もあるわけで、今、課長が言われたように丁寧な処遇、丁寧な相談、いわば寄り添うような形で復帰を果たしていくということが大事だと思っていますので、ぜひ御配慮をお願い申し上げたいと思います。

消防保安課にお尋ねいたします。103ページの消防防災施設設備整備促進事業費というところで消防広域化等体制強化促進事業3,950万というのが出されておりますけれども、この概要の御説明をお願いいたします。

○川野消防保安課長 これは、市町村の消防防災関係の施設につきまして、その強化を図るという観点から、補助金を主に出しているもので、事業的には、大きく言いまして3つの事業から成り立っております。まず1番目が常備化促進対策ということで、県内に7町村ほど非常備町村がございますが、その常備化を図ろうということで、1町村当たり100万円、合計700万円ほど補助することといたしております。2番目に消防防災施設等整備ということで、消防関係の資機材、消防ポンプ車であるとかホースであるとか、そういうものに対して補助しようということで、3分の1補助ということで、この予算が3,050万円ございます。3番目といたしまして、緊急消防援助隊の資機材の整備ということで、全国的な大規模災害に備えるため、各県に緊急消防援助隊、登録がございますが、その関係の資機材を整備するための補助ということで100万円、これも3分の1補助でございます。

○鳥飼委員 防災設備資機材、3分の1補助ということですけど、資機材の充足率は8割ぐらいだったか、9割だったかなと思うんですけど、平均で結構ですけども、県内の9消防本部あると思いますが、お知らせください。

○川野消防保安課長 18年度の調査結果で申し上げますと、車両につきましては95%、消防水利71.3%、消防職員につきましては68.1%、そういう数字が出ております。

○鳥飼委員 機器については95%、水利が71%ということですけども、機器についてはおお

むね整備されているのかなと思うんですけども、要員については68%ということですから、全国平均からしてもかなり低いというふうに思っておりますが、今進められている消防広域化の事業、いろいろ議論されておられます。本会議でも議論になりましたけれども、現状の御説明をお願いします。

○川野消防保安課長 広域化計画の進捗状況ということでよろしゅうございますか。御存じのとおり消防広域化計画につきましては、昨年3月に推進計画を定めたところでございます。この中で、1消防本部と3消防本部体制ということで、意見の一致を見ずに2つの方法を記載したところでございます。今年度、年内に推進計画では組み合わせについて決定ということで書いてございましたが、現段階でまだ組み合わせが決定していないという状況でございまして、現在、関係消防本部、消防長でございまして、かそういったところと一緒に意見交換をやっているという段階でございまして、現段階でまだ意見の一致を見ていないという状況でございまして、いましばらく時間がかかるのではないかとこのように考えております。

○鳥飼委員 2月4日だったと思うんですけども、私、消防庁に行きまして、いろいろとお話を聞いてまいりました。画一的に国が10年前ですか、広域化をやって、9に宮崎県はなったと思うんですけども、今回、1ないし3、30万市民に1消防本部をとというような目安を出しておるわけですけども、そのほうが効率的ではないかと。しかし、宮崎県のように広いところ、そして実質的に要員が50%を切っているところもあったんじゃないかと思っております。そういう状況の中で一元化していくということについては、十分機能しないのでは

ないかということをお願いしたら、整備指針にも、各県の実情に応じてやっていただいて結構ですというふうに説明があったんです。国は責任とりたくないから、ああいう項目を入れているんだというふうには思っているんですけども、しかし、今ある9消防本部を仮に3つにした場合、中央は、県が想定しているあの中では、宮崎市郡、東諸県、児湯郡、西都市ということになるわけです。日向から北が全部1カ所、南が1カ所ということになるんだと思うんですけども、果たしてそれで、山とかいرونなどところがあるんですけども、過疎地域もありますし、消防団との関連もあって、十分機能しないと私は思っているんです。

消防庁のことし1月1日現在で広域化の計画、例えば北海道は68あるのを21にするとか、青森は14あるのを6にするとか、岩手は12あるのを8にするとかいうのが並んでおりまして、九州はまだ出ていないところもあるようですけれども、熊本が13カ所を4カ所にするとか、九州は意外と1カ所とか出ているんです。ただし、鹿児島県は19あるところを7カ所という計画になっているようです。もっと現場の声を聞くべきだと思っております。本来、自治事務ですから、市町村の声をもっと聞くべきだというふうに思っているんですけども、基本的な考え方を、何回かやりとりしたことがありますけれども、お尋ねしたいと思います。

○川野消防保安課長 現在、39都道府県で推進計画が定められているところでございまして、そのうち、本県を除きますと、11団体が1消防本部という体制でございまして、委員言われたとおり、30万以上ということの一つの目標ということで国は基本指針に書いておりまして、30万未満でも地域実情等でございますので、30万人が

絶対というわけではないというふうに私どもも考えてはおります。

ただ、議論をしていきまして、すべての消防本部の意見の一致を見る、共通認識を持つということが大事だというふうに私ども考えております。したがって、現在は、その実情を一番知るといのは消防長でございますので、その前は検討委員会という形で作業部会等を踏まえてやっておったんですが、現状を一番知るといのは消防長、現場を掌握していらっしゃる消防本部の長である消防長であるというふうに考えておきまして、消防長を中心とした意見交換会というのをフランクな形でやろうじゃないかという形で、今、何回かやっているところでございます。そういう状況でございます。

○鳥飼委員 広域化については、元来は消防事務というのは市町村事務ですね。それを県が、国からこういうものがあつたものだから、指針とか出たものだから、やっているというのが現状であると私は思っているんですけども、最初の声を大事にしないといけないと思っています。どうしても県が押しつけてしまうような形に結果としてなっているんじゃないかということを私は心配しているんです。私も去年の9月の代表質問で、広域市町村圏といいますが、日向でしたら日向・入郷というような形、日南の場合は日南・串間というのが一つの単位になるのかなと想像して、頭の中に描いてもそういうふうになるのかなと。そうすると、医療圏と一緒に7消防本部、老人福祉圏と一緒に、広域市町村圏と一緒にというふうなことが、消防業務の地産地消じゃないですけども、その地域でそれを実施していくということが一番いいと思っています。そこでお尋ねしますけれども、例えば1消防本部なり3消防本部になった

場合の自治法上の責任体制はどういうふうなことを想定しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○川野消防保安課長 消防広域化の方法としては3通りほどあるんじゃないかと考えております。まず1番目が事務委託を行う方法、これは宮崎市等が国富、綾等から事務委託を受けて行っておりますが、1つの市が委託を受けてやるという方法でございます。2番目が一部事務組合方法でやるという形で、これは西諸広域行政組合等で行われている方法でございます。3番目が広域連合という形で、一部事務組合と似たようなところがございまして、そういう形でやる、この3つの方法が考えられると思っております。広域化した場合にどの方法でやるかというのは、この3つの方法のメリット・デメリットでございますので、それをそれぞれ十分に検討した上で選択されるのではないかとというふうに考えております。

○鳥飼委員 それぞれ長短あると思うんですが、スムーズといえますか、円滑に運営されているときはいいんですけども、それが何かあつて、どこに責任があるのかという場合になったときに、例えば広域連合にしても隔靴搔痒といえますか、議員はどうやって選ぶのか、2段階の2階でやっているようなことですから、そうすると責任体制というのが極めて不明確になるんじゃないかと。私どもは、今回のエコクリーンプラザみやざきの問題から学ばないといけないと思っています。当初、エコクリーンプラザみやざきのスタートの前に、宮崎県は3ブロックのごみ処理方式というのを出してこられて、議会とも議論をいたしまして、見切り発車で中央地区がなつた経緯があります。それ以外については広域市町村圏単位ということで今、整備

をされてきているんですけども、そうやってきたときに、それぞれの事情があったんでしょうけれども、結局、今起きている事態というのは、だれが責任をとるのかというような議論になっていると思うんです。当初県は、県だけで30万トンでしたか、産業廃棄物を処理するという、市町村は市町村で一般廃棄物を処理するということが計画が進んできたのが、いつの間にか一緒になってしまったわけです。広域の中央地区が一緒になってしまって、そして今こんな問題が起きていて、どっちが責任とるか大騒動です。余り市町村の事務に対して——県が消防をやりますなら別ですよ。宮崎県消防というのをつくるということであればまた話が変わってきますけれども、私は、そういうことも踏まえて慎重に対応すべきだというふうに思っておりますけれども、総務部長の考え方をお尋ねします。

○山下総務部長 私が着任する、あるいは消防保安課長が着任した時点でこの計画は決まっております。改めてこの1年の流れなりあるいは市町村の消防長さんなりの反応、特に宮崎さんの反応というふうに見ておりますと、おっしゃるとおり、確かにそれぞれの市町村の基本的には自治事務、恐らく自治事務の核になる仕事だろうと思っておりますので、私どもとしては、基本的に市町村がお決めになることだという立場は変わりません。その場合に、では将来的に、それぞれの市町村の消防体制が今の財政状況なりあるいは人口の動きなり、こういったことで本当にこれでいいのかという思いはあります。そこの兼ね合いの中でこういう広域化というのは、ある意味、避けて通れないところではないかと思っております。ただしかし、そのときに、例えば地形的な条件とかそういったことを全く無視して、一律に1消防本部だとかあるいは3つ

だとかいうことは必ずしも適当ではない。そういう意味では、既にあった計画ではありますけれども、将来的にそれぞれ市町村の力といいますか、そういった状況を見ながら、どこに移すかというのは、結論を先に出さずに、少し幅広い立場でそれぞれ市町村の消防長さんたちとは議論をする予定です。

ただ、どうしても、例えば1消防本部体制となると、今、一番充実しているところが一見、割りを見る。例えば1だとすると、宮崎市が一番充実しているわけですけども、その消防力がある意味分散される。例えばそれを3つにした場合には、中心となる都城、宮崎、延岡が、ある意味、消防力を薄くするという状況は、割れば割るほど、それぞれ中心となると出てくるという状況は変わらない。そんな中でこの結論をどんなふうに持っていかというのは、十分話し合いをしたいと思っております。

○鳥飼委員 ぜひ慎重の上にも慎重に対応していただきたいと思っております。救急と密接にかかわりますけれども、これは総括のときにやらせていただきたいと思っております。

○外山委員長 その他の報告事項についてございますか。よろしいですね。

以上で第2班の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時20分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が終了しましたので、これから総括質疑を行います。その前に財政課長から一言あるようですので、西野課長、どうぞ。

○西野財政課長 財政課の歳出予算の内容につ

きまして、先ほど中野廣明委員から御質問がありました予備費の関係で御説明させていただきたいと思っております。19年度で申しますと、交通事故等損害賠償訴訟関係等々、合計26件で1,749万4,000円を執行させていただいております。なお、過去5年間、予算額は1億ですけれども、最高が5,600万余を執行したこともございます。

○外山委員長 では、総括の質疑がございましたらお願いいたします。

○井上委員 代表質問でお聞きしましたので、これも重複するところがあるんですけれども、きょうの審議を聞いていてもやはり思うんですが、予算の透明化というか、意思決定過程というのが大分今回違って来たというふうに思っています。そういう意味では評価しているんですが、予算の編成の仕方、再度お聞きして恐縮ですが、事業部制にされるという、そういうお考えはないでしょうか。

○山下総務部長 本会議でもお答えしたと思うんですが、いわゆるキャップ制というもので、それぞれの事業部にあらかじめ、全額ということではなくて一定の枠を与えて、その中は基本的にそれぞれの事業部で、事業といいますか、それぞれお組みになって、一定の範囲で査定の方を別に設けるというような、そういう方式にするつもりはないかということですが、既に幾つかの県でそういう試みをされている県はあるかと思っております。一長一短ございまして、特に財政の厳しい折に、それぞれの事業部のある意味、既得権の部分をそれなりの範囲で確保しておくということが今後とも許される情勢かどうかというのが一つはデメリットとしてあるんだろうと。一方で、それぞれの事業部がある意味、イニシアチブをとって、自分たちで、組みたいようにと言うと語弊がありますが、

沿ってやるという意味では、それぞれの職員のやる気を引き出すというところはあるかと思っておりますけれども、現時点では現行の方式で考えておりまして、将来的な検討課題であるとは思っております。

○井上委員 午前中、私も申し上げましたけど、本来、予算の執行は、置かれている経済状況に応じては、柔軟に対応できたり、工夫性とか創意性みたいなのが出るといいなと思うんです。例年と同じような予算書をずっと見続けていくと、今のような状況のときには、ここに集中的に金を使ってほしいのになと言っても、予算書を見る限りは余り変化はないというふうに思うんです。歳出の削減含めて努力はしたんだと言われても、私たちから見ると、財政課長が、これはマル、これはバツみたいな感覚というのがずっと残ってくるのかなという気がしてならない。西野課長がそうしたということじゃないんですよ。総務部がそうやって鉛筆なめながら、これはマル、バツというふうにだったら、もう少し予算の執行の仕方については、経済の状況によっては違うような執行の仕方というのはあってもいいのではないかと。先ほど言いましたとおり、それはあってもいいのではないかと思うわけです。

事業部制のいいところは、無駄を省いた分は自分たちのほうに予算としてまた返ってくるので、本来必要なものについては本来必要なように使える。努力した分は努力した分で返ってくるということもあるわけで、佐賀なんかはちょっと激しくて、人件費を削減したら、その分が予算化できるのでということもあって、好ましくない面もあるのかもわかりませんが、そういう意味で言うと、客観的に見たときに、総務部が予算執行のあり方について、もうちょっとめり

張りがあるような予算の組み方というのはできないものなのか、本当にできないものなのかどうか、そこが知りたいんですけど。

○山下総務部長 難しい御質問なんですけれども、今の予算の策定の中でもキャップ制の長所を取り入れたようなところもございまして、スクラップ・アンド・ビルドは、全庁的に一定率キャップをかぶせて、そこからシーリングやってという部分もちろんございますが、一方でそれぞれの部は既存の予算の中でスクラップ・アンド・ビルドというのを当然やっております、スクラップする分、ビルドする分について、少なくとも財政当局と色々な議論をしていて、そしてビルドする分で本当に全庁的に見て選択と集中で集中するべきものがあれば、当然ほかのところのスクラップ分を持ってきたりすることもございますし、そういうところではそれぞれの部の意向も十分尊重しながら、議論をしながら、選択と集中を生かしているという部分は今でも十分やっているというふうに思っています。ただ、集中できる財源が非常に限られているというか、状況的にはそういう状況でございまして。

○井上委員 この話をすると必ず義務的経費、本来支出しないといけない部分というのは幅があって、実際使える部分というのが非常に限られていて小さいので、それをちょっと動かす程度なんだみたいな話になるので、予算の話になると必ずそういう話になると思うんです。今回も基金の取り崩しをして、あと161億しか残りませんよというふうに、補正で少し来たので222億になりましたみたいな話をされるわけです。先々において非常に心配なのは、国との関係というのは依然として変わらずです。国と都道府県との関係というのは今の様な状況です。そこが

変わらないので、一律、国がつくっているような予算と同じような感じで各都道府県がつくれば、一緒じゃないのかと思うんです。財政がこっちがなくなれば、こっちが負担を受けて、そしてまた同じ。好景気になるというか、税収入がいっぱい上がって都道府県に金がいっぱい来る時期が来るのかと言われると、なかなか難しいと思うんです。

うちの県の財政の大方は総務部が握って、使える部分の大半を総務部が握って、そこを責任を持ってチェックしているわけけれども、だからこそ、違う金の使い方の議論ぐらいは一回してもらってもいいのではないだろうかと思うんです。従来の予算の組み立ての仕方、ちょっと削減しました、ここが減りました、ここがこうですというのは基本的にあつたとしても、私が県議会議員になって以降で、余りよくわかっていないんですけども、予算書を見る限りにおいて、ちょっと変わったなみたいな刺激的な予算書にはなかなか得ないというふうに思うんです。経済状況によって、うちの予算書は変わったというのがちょっと見られない。そこが残念な気がするわけです。その辺についての議論というのは全くできない、そういう余地がないというふうに考えたほうがいいということですか。

○山下総務部長 さきの予算の歳出の補正でもごらんいただきましたように、非常にタイトと申しますか、全体として厳しい状況になっておりました、その中で何を動かせるかというのと、例えば義務的経費のところの人件費は、職員を半分にしてとかということが許されるかというのと、マンパワーの供給というのがある意味、公務の義務でもございますので、そんなむちゃなことはできない。一方、公共事業費につきましても、

当然、一定の公共投資はしていく。県の産業構成上、一定の公共事業を財政投資としてやっていかないといけない。いろんな縛りがある中で今の財政が構成されている。大枠としてはそういうことをごさいます、それを全部チャラにしてというのはなかなか厳しいというのが本音でございます。

ただ、その中でも、1年、2年で変わるものではないんですけれども、社会情勢の変化に応じて大きく予算の分野の重点を変えるとか、そういうことは長いスパンで見ればあり得るかもしれません。例えば、教育費と土木費の割合とか、あるいは商工費の割合とかいったのは、それぞれの構成割合を経年で長いスパンで見ると、相当変わってきているというのは事実です。ただ、年々の予算で見ていると、確かに変化はないように見えるかもしれませんが、それを10年とか20年とかいうスパンで見ると、相当変わっているというふうに私は認識しています。

○井上委員 私は、ゼロ予算は物すごく評価しているわけです。これは創意工夫、職員の方たちの努力によって、ゼロ予算というのは、今回出ている分だけでもすごくいいですね。新規も重点事業も非常にいいと思うんです。努力が実った形で表に出ているというふうに思うんです。これを対価として経済的に考えたら、億単位の金にもなると思うんです。そういうことは確かにやられているというふうに思うんですけれども、結局は、限られた予算の中でどう使うかということについての議論がもっとされてもいいのではないのかなと。壇上で私は申し上げましたが、おりてからでしたか、死にそうな人にかたい御飯をやってみたって、食べられないんです。宮崎県の経済状況の中で、何に今、金を出

したほうが宮崎県の景気が浮揚していくのか、経済状況がよくなっていくのかというときの、メッセージ性の高い予算書であってほしいというのが私の考え方です。

産業活性化の特別委員会に知事がお見えになったときに、1,000人のために113万人の県民を犠牲にはできないと言われて、あれは予算がないんですよということをメッセージされたというのは、前回の補正のときにも申し上げましたが、そうだと思うんです。そういう言い方だと思うんです。でも、だからといって、本当にやれないのか。知事がそういう意識があったらやれるんじゃないのかなと、もっとメッセージは高く県民に言うことはできたのではないだろうかという思いが逆にするわけです。もっと早くもっとやれる、的確な経済対策の方法というのはあったのではないかというふうに逆に思うんです。

何時間議論していても、これはずっと平行線で、私は予算編成のほうに入ったことがないので、審査するばかりで、そこがないので、わかっていないのかもしれないんですけど、今後、予算の組み方についても、執行の仕方についても少し工夫というか、そういうものが必要なのではないかなと。県民政策部との議論もあるのかもしれませんが、各部とも議論する必要性というのはあるんじゃないかと思う。総務部が切ったというと非常に厳しいのかもしれないんです。各部が持っている予算を切ったりすると、大変なのかもしれないけれども、議論の上に立ってはそういうことも必要な場合はあるというふうに考えてもいいのではないかと思うんです。各部が自分たちの既得権だというふうに言われてしまうと、なかなか先に進めないかもしれないけれども、既得権でないということも含めて議

論する必要性というのはあるのではないかと
思うんです。お答えにくいと思うので、それ以上
は……。

それから、私は林活議連にいるものですから、
気になるのが森林環境税です。県民の皆さんに
御協力をいただいて、実際取っているわけです。
取られているほうの側は、山のために使われて
いると思っているわけです。山がよくなる、そ
こに働いている人たち、そこに住んでいる人た
ちにとって効果のあるお金の使い方がされてい
るというふうに実際思っているわけです。感覚
的に、私たちはそういうふう理解しているわ
けです。そのために、ワンコインかもしれない
けれども、税金を払っているということです。
何か一般財源と見間違ふような形で組み込ま
れているんじゃないかと、信念的に疑いを持っ
ているわけですが、それについてはいかがが
なんでしょうか。

○後藤税務課長 森林環境税につきましては、
個人県民税の中で一緒に市町村のほうで徴収し
てもらっております。別枠といたしまして、毎
年2億3,400～2億3,500万ぐらいの額が森林環
境税の用途ということで事業があります。事業
といたしましては、森林づくりとか、そういう
事業がありますけれども、そういうことに使っ
ております。

○井上委員 本来、県のもともとの事業として
やればいいのを森林環境税でやろうとするこ
ろは、一般財源化されているのと同じような使
い方じゃないのかということを知っているん
です。

○後藤税務課長 申しわけありませんけれども、
森林環境税の用途につきましては、環境森林部
ということですので……。

○井上委員 県税の中にぶち込んでしまうとそ

んな感じになって、その用途についても設けら
れているから、的確に使われておりますよと言
われれば、それまでなんだけど、山についての
効果は本当に上がったと、これは別税で取って
いるわけだから、効果のあらわれている税金な
のかどうかというチェックはきちんと、県税で
あっても、中に入れ込んでしまって、一緒くた
でわからなくしてしまうというのは問題がある
のじゃないかということは提起しておきたいと
思います。

○鳥飼委員 総務課長にお尋ねしておりませ
んでしたので、お尋ねします。総務課の予算が15
億ということでございます。その中の文書費と
かいろいろいろございますけれども、財産管理費の
ところが一番大きいのかなと思います。そこ
で、60ページの庁舎公舎等管理費のところでは、
職員共済住宅の返済分の関係で5億ほど減に
なっておりますという説明がございました。東
京ビル運営費は指定管理者の委託料かというふ
うに思うんですけれども、ほぼ変わっていない
と。消防設備管理費も同額、電話設備管理費、
いずれも業務委託だというふうに思っているん
ですけれども、以前に、人件費がほぼ大半を占
めておりますのでということで、最低制限価格
をというお話もしたんですけれども、今申し上げ
たところ、庁舎公舎等管理費のところと消防
設備管理費、電話設備等管理費は委託契約とい
うことになっているだろうと思うんですけれど
も、そこを御説明いただきたいと思います。

○馬原総務課長 まず1点目の庁舎公舎等維持
管理費でございますが、全体で5億564万7,000
円を計上しております、全体では、前年度と
比べまして約900万ほど増加しております。こ
の中身につきましては、主に清掃・警備等、いろ
いろ法律で規定されております保守点検等、こ

れが2億9,900万余でございます。本庁、出先等の光熱水費が1億8,700万円、総合庁舎につきまして駐車場を借り上げているところ、延岡と高鍋がございますけれども、これが合わせまして368万4,000円ということでございます。予算額の一番大きいのが清掃・警備等の委託でございます。これが先ほど申し上げました2億9,900万余でございますが、前年度と比べまして560万ほど増加いたしております。場所が固定されておりますので、それほど大きな要因はないんですけれども、主にこれにつきましては警備業務で、県庁に来客が多いということで、従来から警備を増員しておりますけれども、これを今年度当初予算から組ませていただいたと。これが480万ほど当初から予算化させていただいております。

2点目の電話設備等の管理費でございますが、これが1,133万9,000円で、前年度と比べまして約480万ほど増加しております。主な増加要因でございますけれども、電話料につきましては、営繕課のほうで集計して、総務課が一部を払っているというのがございますけれども、集中管理分のほうを約120万ほど増加していただいたということが1点でございます。それから、NHKの受信料がございますけれども、本庁につきましては、総務課で一括して払っておりますが、ことしの2月からNHKの受信料の徴収方法が若干変わりました、事業所については、2台目以降契約する場合はその分が半額になるという制度になりまして、こういうことに伴いまして、出先も含めて総務課で支払う。出先につきましても、建物ごとに2台目の場合はそれが半額になるということで、総務課で一括計上しております、この分の予算増が約240万ほどで、総務課のほうはふえておりますけれども、出先のほ

うのNHK受信料の支払いはなくなるということで、一応節約を図るといふような形にしております。

○鳥飼委員 警備・清掃などの人件費、その辺の業務日誌のチェックとかもされておられるということでしたので、人件費にしわ寄せが行くことのないように目配りをお願いしておきたいと思っております。

○外山委員長 その他ございますか。

○中野廣明委員 総務部に、予算をつける立場として要望しておきますけれども、やっとな今度、香港、上海物産展等の新規事業が出ております。東アジアというのは、やり方によってはいろいろな形で出てくると思う。ただ、見ていると、林務は林務で売り方を始める。最初驚いたのは、林務はまた別に事務所を構えるという話だった。既に上海はあるじゃないのと言って、やめたかやめさせたかわからんけど、みんな、農政は農政、ばらばらしておいても——特に何でもかんでもウエルカムだから、その気になっていても、特に東南アジア関係は、国際政策じゃなくて、物を売り込むか、来てもらうかの話だから、貿易協会とかも含めて、予算をつけるほうもただ単発でつけても、本当は県民政策部の話かと思うけど、ぜひその辺を考えて、効率の上がるような……。中にはいっぱいそこにおらなくても、観光協会なんかが行っておって、実態を知っておる人たちもおるから、外国に2年行っておったりした人たちもおるわけだから、ぜひ組織を効率的にやるように、今度上海のあれを見たら、商工観光労働部の商業支援課か、アドバイザーをつけてどうのこうの、そんな話じゃないと思うんだけど、ぜひ一回予算をつける立場として議論してください。

○中村委員 一般質問や代表質問、この前、終

わったわけですけど、途中で知事に言ったんだけど、国の動向、他県の動向を見ながら考えますとか——自分で考えろとはっきり言いましたけど、皆さん方がそういう答弁書を書くじゃないですか。他県の動向とか国の動向とか絶対書かせたらいかん。基本的に、自分の県のことは自分で考えなさい。他県、国の動向を見ながら処理しますとか、そういう答弁書はないと思う。今度もう一遍あったときは厳しく一般質問で言おうと思います。お願いしておきます。

○外山委員長 では、その他よろしいですか。

以上をもちまして、総務部の審査を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 49 分休憩

午後 3 時 52 分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

明日の日程についてでありますけれども、午前 10 時から県民政策部の審査を行うことといたします。

本日は以上で終了します。

午後 3 時 52 分散会

平成21年 3月11日（水曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員 長	外山 衛
副委員 長	新見 昌安
委員	米良 政美
委員	中村 幸一
委員	黒木 覚市
委員	中野 一則
委員	中野 廣明
委員	鳥飼 謙二
委員	井上 紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	丸山 文民
県民政策部次長 （政策担当）	渡邊 亮一
県民政策部次長 （県民生活担当）	宮田 廣志
部参事兼総合政策課長	土持 正弘
部参事兼秘書広報課長	緒方 哲
統計調査課長	橋本 江里子
総合交通課長	渋谷 弘二
生活・協働・男女参画課長	高原 みゆき
文化文教・国際課長	福村 英明
人権同和对策課長	酒井 勇
情報政策課長	渡邊 靖之
中山間・地域対策室長	後沢 彰宏
広報企画監	亀田 博昭
交通・地域安全対策監	黒木 典明

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田 渉
議事課主査	湯地 正仁

○外山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました当初予算関連議案等の説明をお願いいたします。

○丸山県民政策部長 今回提案しております議案につきまして概要を説明させていただきます。

県民政策部からお願いしております議案は、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計予算」案外3件であります。お手元に配付しております資料によって説明させていただきます。

1ページをお開きください。平成21年度当初予算につきましては、厳しい社会経済情勢のもとにありましても、未来への確かな礎を築くため、財政改革を推進しながら、重要施策に積極的に取り組む「未来へつむぐ新みやざき展開予算」として編成したものであります。特に来年度は、雇用創出・就業支援対策、中山間地域対策、子育て・医療対策、環境エネルギー対策の4つを重点施策と位置づけ、経済・雇用緊急対策に係る20年度補正予算と一体となった、力強く切れ目のない事業執行を行っていくこととしております。

このような基本方針のもとで編成された県民政策部の平成21年度一般会計当初予算額は、後ほど説明いたします当初の補正予算分と合わせまして97億1,367万8,000円となり、昨年度当初予算と比較しまして97.7%、2.3%の減となったところであります。これは、情報政策課で運用しておりました庁内システム用の大型コンピュータを本年度で廃止したことによる維持管理費の減や人件費の減の要因によりまして、

予算額全体としてはマイナスとなっております。このような要因を除いた事業費ベースでは、選択と集中により重点施策への対応を初め、新たな施策や事業展開のための予算が確保できたものと考えております。また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、3,654万5,000円となり、昨年度に比較しますと1.8%の増となったところであります。

次に、2ページをごらんください。平成21年度重点施策及び新みやざき創造戦略の体系ごとに関係する事業をまとめております。

3ページをお開きください。3ページ以降につきましては、新みやざき創造計画の分野別施策ごとに当部の所管事業を体系的にまとめておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

9ページをお開きください。平成21年度の県民政策部の主な新規・重点事業の概要について説明をさせていただきます。なお、事業名の前の㊦は新規事業であります。㊧は改善事業で、既存事業の一部を見直したものを示しております。まず、平成21年度重点施策の中山間地域対策関連事業であります。中山間地域対策につきましては、昨年6月、中山間地域対策推進本部を設置しまして、総合的な対策について庁内で検討を進めたところであります。平成21年度におきましては、集落の活性化、日常生活の維持充実、産業振興を3つの柱としまして、さらに部局連携による施策の集中投入といった方策も取り入れ、体系的、効果的な中山間地域対策を講じることとしております。まず初めに、中山間地域の集落の活性化であります。㊦中山間地域集落点検モデル事業によりまして、集落支援員を活用した集落点検や、集落のあり方についての話し合い等を実施する市町村を支援します

とともに、㊦いきいき集落応援事業により、昨年募集いたしました「いきいき集落」の各種活動の支援や情報発信を通じて、住民発意による元気な集落づくりを推進することとしております。また、本年度に引き続きまして、宮崎魅力再発見 出合い・ふれあい交流事業を行いまして、地域資源の再発見、交流人口の拡大を通じた中山間地域の振興を図ることとしております。また、㊧中山間盛り上げ隊派遣事業によりまして、集落における諸活動を支援するとともに、都市と中山間地域との交流促進を図ることとしております。さらに、中山間地域等創造支援事業は、市町村の骨太な地域計画に対しまして、庁内各部局の施策を集中投入し、ハード・ソフト両面での補助を行い、市町村と地域住民とが一体となった地域づくりへの取り組みを支援するものであります。

次に、中山間地域の日常生活の維持充実であります。地域バス再編支援事業によりまして、コミュニティバスなど、地域の実情に応じた効率的な交通システムへの再編に取り組む市町村に助成を行い、地域住民の交通手段を確保するとともに、携帯電話等エリア整備事業によりまして、携帯電話サービスエリアの拡大を支援し、県内における情報通信格差の是正を図ることとしております。

10ページの中山間地域の産業の振興であります。中山間地域雇用創出支援事業によりまして、地域資源を活用した起業等を支援し、中山間地域における新たな雇用創出を図ることとしております。

次に、重点施策の環境エネルギー対策であります。太陽光発電につきましては、太陽電池に関する研究や製造等の産業集積、さらには太陽光発電の新たな活用方法の発信といった、製造、

発電、活用の三拍子そろった太陽光発電の拠点づくりに積極的に取り組むみやぎソーラーフロンティア構想のもと、住宅用太陽光発電システム融資制度による県内家庭への太陽光発電の普及促進や、その前提となります県民の新エネルギー導入への意識醸成を図る新エネルギー普及啓発推進事業を行いますとともに、メガソーラー全県展開支援事業によりまして、本県の太陽光発電のシンボルとなるメガソーラー建設を促進することとしております。

次に、11ページをお開きください。ここからは、新みやぎ創造計画に掲げる施策のうち、知事マニフェスト具現化に向けて特に優先的に取り組む重点施策であります新みやぎ創造戦略に沿って、主な事業を掲載いたしております。まず、戦略1「郷土の宝『宮崎人』づくり戦略」関連事業であります。宮崎国際音楽祭開催事業は、より県民に親しまれるよう工夫しながら、アジアを代表する国際的な音楽祭として充実させ、本県から世界へ向けてさらなる文化事業の発信を行うものであります。また、ミュージックランドみやぎ推進事業は、音楽を気軽に楽しむ機会や発表の機会を広げ、芸術文化の振興、さらには観光振興、地域づくりに資することとしております。次の女性のチャレンジ支援事業は、女性の再就職や起業、社会貢献活動などに関する情報の提供や講座の開催、あるいは相談事業等によりまして、女性のチャレンジを促進いたします。また、男女共同参画センター管理運営委託費は、宮崎県男女共同参画センターの運営を通しまして、情報提供、啓発、相談支援等による男女共同参画社会づくりの一層の推進を図るものであります。

次に、戦略2「成熟社会における豊かな暮らし戦略」関連事業であります。犯罪のない安全

で安心なまちづくり強化事業は、リーダー育成講習会やアドバイザー派遣事業を行い、県民が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを促進するものであります。

次のページをごらんください。戦略3「経済・交流拡大戦略」関連事業であります。トロッコ列車活用促進事業は、日南線を中心に観光列車として運行する旧高千穂線のトロッコ列車を有効活用し、県内鉄道、観光の活性化を図るものであります。次の㊦宮崎県物流効率化支援事業は、昨年7月に設置しました物流対策推進本部における検討結果を踏まえまして、トラック輸送から海上・鉄道輸送へシフトした貨物等に対する助成を行いまして、モーダルシフト推進を図るものであります。また、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業では、国際定期便など宮崎空港を発着する国内・国際航空ネットワークの維持充実を図ることとしております。ケーブルテレビ施設整備支援事業は、市町村や事業者が行うケーブルテレビ網のエリア拡大に対して助成を行うものであります。

次の13ページからは、その他の新規・重点事業を所管課別に掲載しておりますが、主な事業につきましては後ほど各課長から説明させていただきます。

以上が21年度当初予算関連であります。

次に、議案第72号「平成21年度一般会計補正予算」案について説明をいたします。これは後ほど課長から説明させますが、先般、国の2次補正予算を受けまして、消費者行政活性化基金の設置及び積み立てについて御審議、可決いただいたところではありますが、この基金を活用した事業を来年度当初から円滑に実施するため、基金管理事務費について当初予算の補正という形でお願ひするものであります。

続きまして、議案第28号であります。お手元の平成21年2月定例県議会提出議案の議案第28号、109ページをお願いします。「県指定統計条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてであります。この条例は、本年4月に全面施行される改正統計法を踏まえまして、調査票情報の提供に関する規定並びに罰則などについて改正するものであります。

以上が議案の概要であります。詳細は担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

最後に、報告事項が1件ございます。常任委員会資料の46ページをお開き願います。宮崎国際音楽祭を考える懇談会の設置についてであります。この音楽祭につきましては、アジアを代表する音楽祭として本県の芸術文化振興などに大きく寄与してきたところであり、平成22年度に当事業を委託しております県立芸術劇場の第1期の指定管理期間が終了しますとともに、第15回の節目を迎えます。そこで県といたしましては、これまでの総括と今後の音楽祭の方向性について検討を行うこととし、県民の方々から広く意見を得るための懇談会を設置したいと考えております。御報告をさせていただきます。

私からの説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○外山委員長 引き続き各課・室長に説明をお願いしますけれども、審査に時間を要するため、数課・室ごとに班分けをして説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様の御協力をお願いします。なお、歳出予算の説明につきましては、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭にお願いいたします。

では、まず第1班ということで、総合政策課、

中山間・地域対策室、秘書広報課、統計調査課の審査を行いますので、関係者以外の方々は退室をお願いいたします。

準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

これより総合政策課、中山間・地域対策室、秘書広報課、統計調査課の審査を行います。総合政策課から順次説明をお願いいたします。

○土持総合政策課長 総合政策課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。総合政策課の平成21年度の当初予算額でございますけれども、課内室であります中山間・地域対策室と合わせまして、総額で13億9,731万3,000円をお願いしております。内訳は、一般会計が13億6,076万8,000円、特別会計が3,654万5,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。なお、私のほうからは、総合政策課の所管事業につきまして御説明させていただきます。中山間・地域対策室所管の事業につきましては、後ほど室長のほうから説明させていただきたいと思います。

13ページをごらんいただきたいと思います。(事項) 総合企画調整費1,437万円でございます。これは、県政の総合企画調整を図るとともに、全国知事会、九州地方知事会等の活動を通じまして、関係行政機関、関係団体との協議調整等に要する経費でございます。

(事項) 県外事務所費8,494万6,000円でございます。これは、14ページになりますけれども、

東京、大阪、福岡の3つの県外事務所におきまず各種活動等の事務費など、その運営に要する経費でございます。

次に、(事項) 地域開発推進費264万8,000円をお願いいたしております。これは、九州地方開発推進協議会の活動、東九州軸などといった地域連携軸構想等の推進によりまして、県境を越えた広域的な交流・連携を進めるための経費でございます。

(事項) 高等教育整備促進費243万5,000円でございますけれども、これは、県内の高等教育機関の連携組織でございます「高等教育コンソーシアム宮崎」の活動を支援しまして、地域に根差した魅力ある高等教育環境の創出とか、教育研究機能の充実、また高等教育機関による地域貢献活動等を促進するものでございます。

(事項) 県計画総合推進費でございます。これは、総合計画の着実な推進及び政策課題に関する調査検討等に要する経費でございます。このうちの6のスポーツメディカル・サポートシステム推進事業でございますけれども、これは、宮崎大学が現在進めておりますスポーツの外傷・障害の病態解明をテーマといたして実施しております文部科学省の連携融合事業と連携いたしまして、県内スポーツ競技者へのメディカルチェック、障害の早期発見、予防のためのシステムを構築しようというものでございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思っております。(事項) エネルギー対策推進費でございます。これは、エネルギー対策の総合的な推進に要する経費でございます。このうちの太陽光発電関連の取り組みにつきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきたいと思っております。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思っております。開発事業特別資金特別会計でございます。この特別会計は、企業局の電気事業会計から繰り入れました九州電力からの株式配当金を主な財源としておりまして、事項といたしましては、運営費、積立金、繰出金となっております。その主なものといたしまして、繰出金の3,000万円でございますが、これは、一般会計に資金を繰り出しまして、資金の使用目的に沿った事業を実施するものでございます。来年度の対象事業といたしましては、当課所管のメガソーラー全県展開事業、環境森林部所管の環境保全の森林整備事業を予定しているところでございます。

特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、新規・重点事業について総務政策常任委員会資料で御説明させていただきたいと思っております。まず、住宅用太陽光発電システム関係の説明でございますが、説明の前に、19ページをお開きいただきたいと思っております。太陽光発電に関します本県の今後の取り組み方針について、みやざきソーラーフロンティア構想という形で整理をいたしております。構想の基本理念をごらんいただきたいと思っておりますけれども、この構想は、先ほど部長が申し上げましたけれども、太陽光発電の普及だけではなくて、太陽電池に関する研究や製造等の産業集積、さらには太陽光発電の新たな活用方法といった、製造、発電、活用の三拍子そろった太陽光発電の拠点づくりに積極的に取り組んでいくものでございます。施策の展開につきましては、メガソーラー全県展開プロジェクト、ソーラー住宅普及促進プロジェクト、ソーラー産業育成集積プロジェクト、この3つを柱として展開することとしておりますけれども、来年度の具体的な事業につきましては、20ページでございますが、21年度

事業としておりますけれども、住宅用太陽光発電システムの融資制度、私ども県民政策部のほうではメガソーラー全県展開事業、住宅太陽光発電システムの融資制度、新エネルギー普及啓発推進事業、こういったものに取り組みますとともに、企業局、商工観光労働部、教育庁においても事業を展開していくこととしております。

21ページをお開きいただきたいと思います。住宅用太陽光発電システム融資制度でございます。住宅用太陽光発電につきましては、今年度、国の補助制度が3年ぶりに復活したところでございますけれども、この融資制度は、国庫補助制度を補完いたしまして、普及率のさらなる向上を図ることを目的といたしております。事業概要に融資条件等を記載しておりますが、限度額は300万円で、利率は10年固定の2%程度にしたいというふうに考えております。また、事業費につきましては、1億円を預託いたしますけれども、融資枠全体では、金融機関の協調融資分を合わせまして3億円を確保する予定といたしているところでございます。

次に、22ページでございます。メガソーラー全県展開支援事業でございます。この事業は、1にありますように、本県の新たなシンボルとなりますメガソーラーの円滑な事業展開を図ることを目的といたしております。メガソーラーにつきましては、先月12日で行いましたけれども、審査の結果を公表したところでございますが、今後は、その実現に向けまして、提案いただいた企業と具体的な協力を進めていくこととしておりますけれども、この事業は、メガソーラー事業の事前準備に要する費用の一部を助成するものでございます。その対象事業といたしましては、2の建設予定地の環境調査や地元自治体との連携組織の運営等を想定してござい

て、補助率は2分の1以内で、500万円を上限としております。事業費といたしましては1,500万円を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○後沢中山間・地域対策室長 中山間・地域対策室の平成21年度予算の主な内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の15ページをお開きください。まず、(事項)中山間地域活力再生支援費1億2,873万9,000円でございます。これは、中山間地域に対する重点的、総合的な支援に要する経費でございます。説明欄の中山間地域集落点検モデル事業以下5つの事業につきましては、後ほど別冊の資料で御説明いたします。

次に、(事項)過疎対策推進費504万2,000円でございますが、これは、過疎地域活性化対策の推進に要する経費でございます。

次に、(事項)ふるさとづくり推進事業費696万4,000円でございますけれども、こちらは、地域の特性を生かした、個性的で魅力あふれるふるさとづくりの推進に要する経費でございます。

次に、(事項)地域活性化促進費5,797万2,000円でございますが、こちらは、地域活性化の推進に要する経費でございます。

16ページでございますけれども、説明欄3の元気のいい地域づくり総合支援事業3,857万4,000円でございますけれども、こちらは、市町村や地域住民による主体的で戦略性に富んだ、個性と魅力ある地域づくりの取り組みに対する支援に要する経費でございます。

次に、(事項)エネルギー対策推進費のうち、説明欄2の水力発電施設周辺地域対策事業2億680万3,000円でございますけれども、これは、

水力発電施設等の所在する市町村に対しまして、地域活性化事業等のための交付金を交付するというものでございます。

次に、17ページでございますが、(事項) 土地利用対策費3,259万円でございます。これは、土地取引の規制等、国土利用計画法の適正な運用に要する経費でございます。説明欄4の地価調査費2,219万6,000円は、一般の土地取引の指標などに活用していただくために県内全市町村で行っている基準地の標準価格の調査及びその結果の公表に要する経費でございます。

続きまして、先ほど説明を省略いたしました新規事業等について御説明をいたします。総務政策常任委員会資料の23ページをお開きいただきたいと思っております。個別の事業の御説明に入る前に、23ページでは、平成21年度の中山間地域対策の方向性と主な事業をまとめて掲載しております。中山間地域対策につきましては、昨年度、集落の現状に関する調査などを行いまして、県内の中山間地域における集落の課題等を把握するとともに、今年度、中山間地域対策推進本部を設置いたしまして、総合的な対策について庁内で検討を進めてきたところでございますが、そこでの議論など踏まえて21年度におきましては、23ページに整理してございますとおり、集落の活性化、日常生活の維持充実、産業の振興の3つを対策の柱として施策を講じていくこととしております。

それでは、個々の事業について御説明いたします。24ページでございます。中山間地域集落点検モデル事業でございます。この事業は、ただいま御説明いたしました3つの柱のうち、1の集落の活性化の(1)内発的な活力の向上に位置づける事業でございます。この事業は、集落の活性化は、地元市町村の細やかな目配りの

もと、集落住民が集落の問題をみずからの問題としてとらえ、今後の集落のあり方を考えることが重要であるというふうに考えましたことから、集落支援員を設置して集落の点検や集落のあり方についての話し合い等を行う市町村に対して支援を行うというものでございます。また、あわせて現行の中山間地域対策の成果の検証や今後の効果的な施策の研究等を行うということにしております。事業費は819万6,000円を予定しております。

続きまして25ページ、いきいき集落応援事業でございます。この事業も、集落の活性化のうち、内発的な活力の向上に位置づける事業でございます。いきいき集落につきましては、今年度、元気な集落づくりに取り組む集落についての新たな呼称を全国から募集し、10月に「いきいき集落」と命名したところでございます。その後、県内の中山間地域からいきいき集落を募集したところ、先月、15市町村55集落を認定したところでございます。認定した集落につきましては、26ページの地図に落とす形でお示しております。このいきいき集落応援事業でございますが、来年度以降もいきいき集落をふやしていくとともに、その発進力の強化とネットワーク化の促進によりまして、さらなる元気な集落づくりを推進するために実施するものでございます。事業概要についてでございますが、元気な集落づくりに取り組むいきいき集落で構成する連絡会議を設立いたしまして、集落の活動内容等を県内外に広く発信する情報発信事業、集落が行う活性化の取り組み支援や研修交流会の開催といった支援事業等を行うこととしております。事業費は350万円を予定しております。

次に、27ページ、中山間盛り上げ隊派遣事業でございます。この事業は、先ほど23ページで

お示した対策の3本柱のうち、集落の活性化の、都市からの支援と交流を図るという部分に位置づける事業でございます。この事業は、過疎化、高齢化等によって維持存続が困難になりつつある各種の集落活動を支援するとともに、都市と中山間地域との人的交流の促進を目的とするもので、中山間地域の活性化のためにボランティア活動を行う人材をあらかじめ登録した中山間盛り上げ隊を組織しまして、市町村や集落からの派遣依頼に応じて隊員を派遣し、集落の活動支援を行うといった内容としております。派遣の形態といたしましては、日帰りで集落の草刈り等を行う短期派遣、中山間地域に数カ月間在住する中長期派遣に加えまして、県職員が町村役場に駐在しまして、町村職員や地域住民と一体となって地域活性化に取り組む県職員派遣を考えているところでございます。事業費としましては、811万6,000円を予定しております。

次に、28ページ、中山間地域雇用創出支援事業でございます。この事業は、先ほどお示した3本柱のうち、産業の振興の、新たな産業の創出という箇所に位置づけている事業でございます。今年度から実施しました中山間地域コミュニティビジネス応援事業の支援対象を拡充した改善事業でございます。前身の事業では、中山間地域においてコミュニティビジネスの創業支援のみを行うという事業でございましたが、来年度からは雇用の確保というところにより重点を置きまして、一定の地域貢献を伴い新たな雇用を創出するものであれば、コミュニティビジネスに限らず、通常の企業活動であっても支援の対象とするということで、中山間地域における新たな雇用の創出を図るということとしております。事業の概要でございますが、企業、NPO法人などから新たな雇用を創出する事業プ

ランを広く募集いたしまして、その立ち上がりのための経費を支援する内容となっております。事業費は837万4,000円を予定しております。

最後でございますが、29ページ、中山間地域等創造支援事業でございます。この事業は、今年度実施いたしました個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業に新たな枠を設けた改善事業でございます。23ページの3本柱の箇所でございますけれども、関係部局が連携して各種施策を集中的に投入することによる成功事例の創出という文言を書いておりますが、それを実現するために実施しようとしている事業でございます。事業の目的でございますけれども、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みを積極的に支援するというものでございます。事業の概要としましては、地域創造枠、一般枠、条件不利市町村枠の3つの区分で支援を行うこととしており、特に、今般新設しようとしております地域創造枠につきましては、市町村の骨太な地域計画を地域創造計画として位置づけまして、国や庁内各関係部局の施策を連携投入するとともに、この事業そのものによってもハード・ソフト両面で補助するということで、重点的に支援していこうというスキームをつくっております。補助率は各区分ごとにそれぞれ設定しております。事業費は1億55万3,000円を予定しております。

説明は以上でございます。

○緒方秘書広報課長 秘書広報課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の19ページをお開きいただきたいと思っております。秘書広報課の平成21年度の当初予算額は、一般会計の4億4,221万5,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。21ペー

ジをお開きいただきたいと思います。(事項) 秘書業務費の2,122万2,000円でございます。これは、知事、副知事の活動経費や秘書業務に要する経費でございます。

次の(事項) 広報活動費の2億1,246万円でございます。これは、各種の広報媒体を利用いたしまして、県の重要施策など県政全般の広報を行うものであります。1の印刷広報事業につきましては、県の施策等を県民に広く提供するために、「広報みやぎ」を年6回作成いたしまして、市町村の自治会組織などを通じて各世帯に配布するものでございます。3の新聞広報事業は、「県政けいじばん」といたしまして、毎月2回、地元新聞など6紙に県からのお知らせ等を掲載いたしますとともに、随時、新聞紙面を購入いたしまして、県政の重点施策などの情報を県民に提供するものであります。4のテレビ・ラジオ放送事業は、テレビやラジオによる県政番組を作成いたしまして、県政の広報を行うものであります。6の県ホームページ情報発信事業は、インターネットの普及拡大に伴いまして、ホームページが有効な広報媒体となっておりまして、県ホームページの作成及びその維持管理、並びに知事の定例記者会見の動画配信を行うものであります。

次に、22ページをごらんいただきたいと思います。(事項) 広聴活動費の341万3,000円でございます。これは、県民の皆様の御意見を県政に反映させるために、県民フォーラムや県民の声事業などを通じ、県政に関する意見をお伺いするものでございます。

(事項) 県政相談費の508万2,000円でございます。これは、本庁の県民室及び各総合庁舎や西臼杵支庁に設置しております県政相談室の運営のための経費でございます。

秘書広報課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○橋本統計調査課長 統計調査課の当初予算につきまして御説明いたします。

同じ資料の23ページをごらんください。統計調査課の平成21年度の当初予算額は、一般会計の5億158万3,000円をお願いいたしております。

それでは、予算の主な内容につきまして御説明いたします。25ページをお開きください。(目) 統計調査総務費といたしまして2億1,550万円をお願いしております。これは、(事項) 職員費2億1,415万3,000円と(事項) 統計諸費134万7,000円で、各種会議、講習会旅費などの事務費でございます。

次に、(目) 委託統計費についてでございます。これは、国の統計調査の実施に要する経費でございます。2億8,331万9,000円をお願いしております。以下、主なものにつきまして御説明いたします。(事項) 消費経済統計調査費につきましては、2,783万5,000円をお願いしております。これは、国民生活における家計収支、貯蓄及び消費の実態などを調べる家計調査と、商品の小売価格、サービス料金等を調べます小売物価統計調査に要する経費でございます。

(事項) 労働諸統計費につきましては、2,756万4,000円をお願いしております。これは、国民の就業及び不就業などを調べる労働力調査と、事業所における雇用者数や賃金などを調べる毎月勤労統計調査に要する経費でございます。

次に、27ページをごらんください。(事項) 経済センサス費でございます。これにつきましては、5,901万2,000円をお願いしております。これは、我が国全体の経済活動を同一時点で産業横断的に把握する調査に要する経費でございます。

次に、(事項) 農林業センサス費につきましては、9,370万3,000円をお願いしております。これは、農林業の基本構造の現状と動向に関する基礎資料を得るための調査に要する経費でございます。

次に、(事項) 全国消費実態調査費につきましては、3,277万4,000円をお願いしております。これは、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等に関する基礎資料を得るための調査に要する経費でございます。

続きまして、(目) 県統計費につきましては、276万4,000円をお願いしております。この主なものを御説明申し上げますと、28ページをごらんください。(事項) 社会生活統計指標整備費といたしまして、113万2,000円をお願いしております。これは、各種統計資料を加工分析して本県経済活動の実態と動向の把握に要する経費でございます。

当初予算についての説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第28号「県指定統計条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。資料につきましては、提出議案109ページでございますが、説明につきましては、総務政策常任委員会資料の39ページをごらんください。初めに、1の改正の理由でございます。社会経済情勢の変化に対応するため、昨年度、統計法の全面改正が行われ、ことしの4月から施行されることとなっております。改正統計法におきましては、統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするため、統計データの利用促進と秘密の保護に関する新たな規定が設けられるなど、規定の整備が図られたところでありますが、県指定統計条

例につきましても、同様の観点から規定の整備等を行うものであります。

ここで、調査票情報及び県指定統計について御説明させていただきます。まず、調査票情報でございますが、調査票情報と申しますのは、統計調査の際に各調査対象事業所等におきまして記入していただきました調査票の内容そのものことございまして、例えば毎月の生産量や出荷額などでございます。次に、当条例の対象となります県指定統計でございますが、現在のところ、ここに記載しておりますように3つございます。このうち宮崎県現住人口調査につきましては、市町村から毎月の人口について数値を報告していただきますもので、内容的には秘密保護の対象となる情報は含まれてはおりません。なお、指定統計ごとの調査票情報につきましては、44ページに参考2としてまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

39ページの2に戻っていただきたいと思えます。2の改正の内容でございます。まず、①調査票情報の提供についての規定の明確化であります。現行条例におきましては、県指定統計調査について目的外利用を行う場合の要件が明確に規定されておられません。このため、国の行政機関及び他の地方公共団体が統計の作成や統計的研究を行う場合等に限りまして、調査票情報の提供を行う旨の規定に改めたいと考えております。また、これによりまして、調査票情報の提供を受けた者等に対しまして、守秘義務等についても新たに規定したいと考えております。次に、②の罰則改正についてであります。調査票情報の提供を受けた者等の守秘義務違反に対する罰則を新たに規定するなど、統計法の改正にあわせまして、罰則の対象の拡大や罰則の強

化を行うものであります。次に、③の文言の修正であります。統計法の中で国の指定統計が機関統計と名称を変更されたことなどに伴う統計法の引用に関するものを中心に文言の修正を行うものであります。また、(2)にありますように、宮崎県個人情報保護条例につきましても、同様の趣旨で文言の修正を行いたいと考えております。なお、施行につきましては、ことし4月1日からを考えております。

統計調査課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○外山委員長 各課・室長の説明が終了いたしました。まず、議案についての質疑をお願いします。なお、その他につきましては、総括質疑のほうでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○中野一則委員 集落のことでお尋ねしますが、この分布図を見ますと、偏りがありますね。55集落ですが、県南部、特に東諸を含めた諸県地方は都城だけが1件ということですが、これは今からでもまだ申し込みができるんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 当面、昨年末で募集を締め切るという形にはしておりますけれども、今後もふやしていくというつもりでございますので、随時募集はしておりますし、適宜PRしながら、もっとふえていくように取り組んでいこうと思っております。

○中野一則委員 予算が350万ですが、1件当たりになりますと6万3,000円ちょっとになります。1集落は6万3,000円ということだと思っておりますが、この事業は市町村の負担もあるわけですか。

○後沢中山間・地域対策室長 この事業費の350万につきましては、いきいき集落個別の取り組みに対する支援というのがありますけれども、ホームページの構築による発信事業ですとか、

研修交流会の開催経費なども込みでございますので、これを55で割った数字がそのまま集落に行くというものではございません。個別の集落への支援についてですけれども、この事業の肝といいますか、そこは今後の発進力の強化とネットワーク化ということでございますので、個別の集落の取り組みに対する支援とかいうのは、当室の事業も含めて各部の事業を必要に応じて投入しながら支援していくということで考えております。

○中野一則委員 一段とわからなくなりましたが、いきいき集落に手を挙げた——いろいろ募集して全国から注目される事業になると思うんですが、具体的に1集落どんな取り組みを、例としてどこか挙げていただけませんか。どんなことをするのか。

○後沢中山間・地域対策室長 取り組みの内容につきましては、これから何かやろうという段階のところから、ある程度熟度のあるところまでさまざまございますけれども、例えば大分有名になっていますけれども、五ヶ瀬町の桑野内地区のように、区民全員で夕日の里というのをキーワードにして、農家民泊などしながら地域づくりをしていくというところもありますし、日之影町の戸川のように、石垣に囲まれた集落という資源を生かしながら、石垣の維持管理をみんなでしっかりやっけていながら、交流人口を拡大していくための取り組みを祭りなどを開催して進めるとか、そういった取り組みがあります。そのほかに、花の植栽をしますとか、休耕田を使ったソバの栽培をやりますとか、非常に多岐にわたった取り組みが挙がっております。

○中野一則委員 生き生きになるために何をやるの。

○後沢中山間・地域対策室長 いきいき集落というのは、取り組みの内容が高度である必要はないと思っておりますけれども、集落の皆さんで何か目標を決めて、何かお祭りをやるでもいいですし、集落の草刈りを自分たちで何とか頑張っていていこうということでも構いませんし、そういう目標をつくって皆さんで取り組んでいかれるということが生き生きだということにとらえております。

○中野一則委員 もともと限界集落ではどうもいかんということで、西米良の村長とか、五ヶ瀬の町長なんか文句というか、意見を言われて、それがもとで募集をされて、いきいき集落になったと思うんです。そうじゃなかったですか、まず確認。

○後沢中山間・地域対策室長 きっかけは、確かに西米良村長と日之影町長が直接的には言われて、限界集落というマイナスイメージで中山間地域がとらえられているので、それが問題だということと言われていて、我々は、限界集落という言葉を使いかえるということでこの取り組みをしているのではなくて、限界集落という言葉に代表されるマイナスイメージで中山間地域をとらえるのではなくて、頑張っている皆さんもおられるので、もっと前向きにイメージをとらえて、頑張っている集落をふやしていこうという取り組みでございます。

○中野一則委員 そうすると、限界集落への対策というのは別枠で事業がまだあるわけですか。

○後沢中山間・地域対策室長 限界集落を対象とした事業——そもそも限界集落というのは学術上の用語ですけれども、高齢化率が50%を超えていて、かつ日常生活など生活機能の維持が難しくなっているところというのが定義になっていまして、特に2つ目の要件につきましては、

なかなか客観的に位置づけ切れないものですから、どこが限界集落だと行政のほうから一方的に決めることはなかなかできないという性質のもので、限界集落を対象にした事業というものはつくっておりません。ただ、中山間地域の集落全体を底上げしていくための事業としては、来年度新規で上げています集落点検ですとか、そういう事業で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中野一則委員 過疎の宮崎県で過疎が進んで限界集落になって、そしてそれが進めば崩壊集落というか、集落がなくなってしまう、そういうことで一段と中山間地域が疲弊していく。そこに何かをせないかん、もっと元気を出さないかん、元気集落であります、そういう対策を打つ事業というものをモデル事業でもいいからぜひ取り組んでほしいと思うんです。私は、今度のいきいき集落事業がそれにかわるもので、かなりの予算を組んで何かするのかなと思っていたんです。各市町村競争して手を挙げてくるんじゃないかなと思っていたんですが、トータルで350万、これには集落への直接的なものというよりも、こういう事業をする上で要る経費も含めてだという話でしたから、募集した割には何か先細りするような感じがします。名前のおり、生き生きとした集落ができるように、元気が出るようにもっと考案して、補正予算でも何とか基金とかいろいろありますね。ああいうのを使って、申し込んだところには積極的に予算措置するような事業を展開するように要望しておきます。

○後沢中山間・地域対策室長 おっしゃるとおり、しっかりやっていきたいと思っておりますが、我々の発想としては、集落対策を中山間・地域対策室ですとか、県民政策部で持っている

事業だけで支えていくというふうには考えておりませんので、生き生きしていくための取り組みには、農業で頑張るところとか、観光で頑張ろうとか、いろいろございますので、県庁内の各部局で持っている事業も投入しながら、県庁の事業全体で支えていきたいと思っておりますのでございます。

○鳥飼委員 まず、13ページの総合政策課、県外事務所費が1,000万増額になっているんですけど、主たる理由はどのようなものか、お聞かせください。

○土持総合政策課長 今年度の予算につきましては、実は組織改正との関係がございまして、大阪事務所の経費が商工のほうで計上されておりました。これをこちらに持ってきた関係でその分が増加しているというふうに思います。

○鳥飼委員 わかりました。

14ページの県計画総合推進費の6番のスポーツメディカル・サポートシステム推進事業ですけども、これは宮崎大学が実施するスポーツ外傷・障害の病態解明と連携してということになっているようですが、宮崎大学は第何外科というか、特定の部署があるんでしょうか。

○土持総合政策課長 私どもも大学の特定の先生たちと話をしていますので、どこが部署ということは把握しておりませんが、宮崎大学のほうでこの事業を19年度から23年度までの5カ年事業ということで現在取り組んでおられます。研究テーマは先ほど申しあげましたスポーツ外傷・障害の病態解明、これは医科学的な研究を進められるわけですけども、その中で、スポーツメディカル・サポートシステムについても構築していくということが計画で上がっておりまして、この部分について県のほうが、関係スポーツ団体はたくさんございますので、そのスポー

ツ団体と大学との橋渡し、そういう役割を果たしていこうということで考えている事業でございます。

○鳥飼委員 私がお聞きしているのは、イメージですが、例えば産科の体制をどうするかということであれば4医療圏で再構成しますとか、こども医療については3つにしますとか、具体的に頭に浮かぶんですけども、ここでは恐らく外科のどこかの教授のグループがこういうことをやっておられるのかなということで、それにスポーツ団体、例えばサッカー連盟とかいろんなところがありますけれども、それで宮崎県に来てもらって、温泉につかってもらって治療してもらおうとか、青島の活用はそういうふうなことをしたらどうかというのも出ておったようなんですが、そういうイメージが全く浮かばないんです。橋渡しで幾ら出します、大いにいいことですから、それはそれでいいんですけども、イメージが浮かぶように、そこを具体的に説明していただけるとありがたいんですけど。

○土持総合政策課長 まず、県内のいろんなスポーツ団体等と連携いたしまして、そこの選手にメディカルチェックを受けていただく。そういう中で、宮崎大学が研究しておりますスポーツ外傷・障害の病態解明、そういったものに大学としても役立っていくというふうに考えております。まずはそういうシステム、県内のスポーツ団体等がメディカルチェックを受けるというシステムをつくっていく必要があるかというふうに考えております。その後の展開として、委員がおっしゃいましたように、本県にはいろいろなスポーツキャンプ等で訪れることがふえておりますので、そういったところへの対応、そういったものが出てくるというふうに考えております。

○鳥飼委員 事務局といますか、具体的に進行するところはどこになるのでしょうか。

○土持総合政策課長 これは当面、大学との関係がございましたので、私どものほうに設置しようというふうに考えております。

○鳥飼委員 わかりました。

中山間のところは総括のところできさせていた
だきたいと思います。

16ページのエネルギー対策推進費、資料がござ
いしましたが、新エネルギーに的確に対応して
いこうという姿勢ですから、大いに評価できま
すし、大いに推進していただきたいというふう
に思います。そういう前提でお聞きするんです
けれど、メガソーラー全県展開事業の今の進捗状
況といますか、事業者の説明をしてというのが
ありましたね。絞り込んでという、その御説明
をお願いします。

○土持総合政策課長 メガソーラーにつきましては、
現在4つのグループから、共同してやりま
しょうという提案がなされておまして、そ
のうちの2つにつきましては、先般2月に公表
させていただきましたけれども、国際環境ソ
リューションズという会社とダイワエネルギ
ーを中心とするグループ、その2つが21年度
の着手に向けて、今まさに詰め協議をやって
おります。早ければ今月末なり来月早々に協
定まで行けるのではないかとこのように考
えております。他の2つについては若干詰
める事項がございまして、もうちょっと時
間がかかるかなというふうに考えておりま
す。

○鳥飼委員 2グループについては採択とい
いますか、具体的な提案を受けるということで、
あと残りの2グループについては進捗状況
を見ながら、採択をやっていくということ
だろうと思うんですが、新聞で見たとき
には、都農のと

ころを走っている旧国鉄のリニアモーター
カーの上と、あともう一つどこか土地を
使ってということが出ていたようなんで
すが、そこを説明していただけますか。

○土持総合政策課長 今申し上げました
2つのグループのうちの国際環境ソリ
ューションズがリニアの実験線を活用
したいということで、今、鉄道総研、
地元都農町との話も進めているところ
でございます。21年度にはとりあえず
実証実験的な小規模なものを設置いた
しまして、22年度以降に本格的にとい
うことで計画しております。それか
ら、ダイワエネルギーグループのほう
は、県有地を使用するというので、今
その県有地について、向こうのほう
は急いでいるんですけれども、私ど
ものほうが若干県有地の調整をして
いるという状況でございます。

○鳥飼委員 リニアの実験線で実証実験
をということですね。ダイワエネルギ
ーでは県有地の使用をということでは
ございますけれども、1メガというこ
とでしたから、県有地、広さというの
はおおむねどの程度になるのでしょうか。

○土持総合政策課長 1メガで2ヘクタ
ールほど必要というふうに言われて
います。

○鳥飼委員 2ヘクタールといたら結
構あると思うんですけれども、県有
地で実証実験を始めるとしても、
県有地となれば2ヘクタール要
るわけですが、2ヘクタール以上
ある県有地はどこがありますか。

○土持総合政策課長 県内で今使わ
れていない遊休県有地がございま
すので、考えておりますのは、宮
崎市内もございまして、児湯のほう
もございまして、そこらで調整いた
しております。

○鳥飼委員 高原のフリーウェイ工
業団地とか、細島が該当するかと
うかわからないんですけれども、
何カ所というのは指で折れますね。
どこ

どこというのはわかるから、そういうのは一応こうですと説明していいんじゃないですか。それはわかり切ったことだから。

○土持総合政策課長 まだ地元等への説明等もございますので、今の時点でどちらという、候補地も含めて申し上げられないということで御了解いただきたいと思います。

○鳥飼委員 だれも候補地をととは言っていないんですよ。2ヘクタール以上の県有地はどこを把握していますかと聞いているんだから、言いたくなければいいですけど、それはすっすつとやられたほうがいいとは思いますが。

先ほど言われた資料で、太陽光新エネルギー、19ページのみやざきソーラーフロンティア構想概念図というのを部長のほうから先ほど御説明いただいたと思っているんですが、この中で構想の基本理念というのが、製造、発電、活用の三拍子そろったということになっているんです。製造については、それなりに製造できるのかなと、発電ももちろんできるのかなと、活用をどうするかということなんですね。ここが大きな課題になるのかなと思っているんですけども、どういうことを想定しておられるのでしょうか。

○土持総合政策課長 私どものほうでもそこは検討しておるんですけども、本県の産業の特徴というものを考えたときに、まずは農業との連携、農業への活用、こういったものができないかということを考えております。それから、ソーラー産業育成・集積プロジェクトという、19ページの下の方に他産業との連携ということを書いておりますけれども、今後、電気自動車等が普及していくだろうと、もちろんエネルギーは電気になるわけですけども、その電気は、従来の石油の火力で生成した電気を使用するよ

りも、電気自動車には自然エネルギー、そういった電気のほうがよく似合うのではないかというふうに思っておりますので、そういった自動車産業との連携ができないか、そういうことを検討しているところでございます。

○鳥飼委員 農業でしたら、けさもテレビでやっていましたけれども、かなり大きなところを紹介しておりましたけれども、農業団地ということになりますね。農業団地に夜間、蓄電池の機能がどれだけできるのかというのももちろん出てくるでしょうし、そうすると、おのずと限られてくるということですね。通常の農家で農業者、農業生産法人は施設をやっていませんので、施設園芸をやっておられるということになると、おおむねどの程度の施設園芸が可能というふうに予想しておられるのか、そこをお尋ねします。

○土持総合政策課長 まだ具体的に細かいところまでの検討に入っておりませんが、例えば農家のヒートポンプに活用できないかとか、大規模な園芸といいますか、野菜等の生産、そういったものにも活用できるんじゃないかというようなことは考えておりますが、具体的にどう利用していくかというのは、今後、私どものほうでも十分検討研究をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○鳥飼委員 1メガということは、先ほど言われたようにかなりの広さを持っているわけで、これで供給する先はないですということになると、大変なことですね。九電に売電、買ってもらう。たしか今20円ぐらいですか、これを高くしようという話はあるようなんですけども、当然絞られてきますね。要望にしておきますけれども、その辺を慎重に検討して行って、どこでやるのかということも決めていかないと、結果的に、メガソーラーをやったけれども、活用

の方法がないということでは困ると思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

今回は1,500万ということで、対象経費の2分の1ということなんですけれども、500万、4つ出てくれば2,000万になりますけれども、後、何か出てくるということはないんですね。後、県が補助するとか、県有地を貸すのかどうかわかりませんが、それも実質的には補助と同じようなことですから、後のことについてはどんなふうにご考慮されるのか、今後についてお尋ねしたいと思います。

○土持総合政策課長 メガソーラーの設置に關しまして、今後、メガソーラーにつきましても、予定がある、希望があるというものについては話し合いをしながら、本県内での設置をさらに進めていきたいというふうには考えております。その際には、改めてこういった予算をお願いすることはあるというふうにご考慮しております。今回の1,500万につきましては、先ほど申し上げました現時点で4件が対象となっておりますけれども、そのうちの1件は自家消費が基本でございますので、そこにつきましては支援が必要ないというふうにご考慮しております。可能性がある3件についてこの予算をお願いしたということでございます。

○鳥飼委員 自家消費というのはまだ採択されていないんですね。わかりました。ということは、例えば500万補助した後については補助ということは出てこないというふうに私たちは思っています。いいんでしょうか。

○土持総合政策課長 先ほど委員のほうからも話が出ましたが、発電した電気をどういうふうにご使うかということとの関係も出てきますけれども、こういった環境価値をまた県としてどうするか、環境価値を県として購入すると

ということもございますので、そういうことも考えながら、幅広い何らかの支援といひますか、そういったものは考えていかないとはいけないのかなというふうには考えております。

○黒木委員 中山間盛り上げ隊について詳しく聞きたいんですが、3番目に、県職員を地域に派遣するようなことも言われておりますが、皆さん方の中で、課内の皆さん方を派遣するわけですか。それとも、関係者を派遣しようとしているんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 現在、うちの室に11人いるんですけれども、その中から割いて出すというよりも、来年度以降も室内で仕事をしている人数は11人なんでしょうけれども、それとは別に3人程度とご考慮していますけれども、中山間地域に派遣されるという形になると思ひます。

○黒木委員 これは1年きりじゃなくて継続もご考慮しているわけですか。

○後沢中山間・地域対策室長 ここから先は人事の話になるので、何年という話は私も申し上げられないんですけれども、1年では十分な効果はないんじゃないかというふうにはご考慮しております。

○黒木委員 わかりました。

新エネルギーについて聞いておきますが、うーべ、テレビを見ておった方がいれぱと思ひますが、どこかの大学の研究だったですか、サトウキビに似た種類ですが、5メートルぐらいに伸びて、バイオマス燃料というのか、その研究が進んで、いいものができていると。中山間あるいは荒れ地、やせている土地でも非常に育ちがいい。その方の話では、日本全国が油田だ、油田になる、いいものができたというふうにご聞いていましたが、特に宮崎あたりは、中山間、ま

た農地を放棄しておる土地がかなりあるんです。そういうところを活用するには非常にいいなと、あれを見て感じていたんです。それこそ中山間でもいろんなところ、そういうところまでできる。それがバイオマス燃料になるわけですから、これから新エネルギーの中でも効率的になる。今、太陽光は、プラスのほうにはなかなかありませんね。だれがやっても、資金だけはかかるけど、プラスにならない。これは植えて何カ月で太るんだそうです。4カ月ぐらいでできる。そうなりますと、台風の時期を外してうまくやれば、宮崎でも十分できる。冬でもできるんじゃないかという感じがしたんですけれども、これはぜひ率先して取り組んでみてほしい。宮崎なんか特に荒れ地が多いところ、これを活用することが一番いいと、ゆうべ、あれを見て私は感じておりました。職員の皆さんでも見ておったら、そういうところを真っ先に宮崎は取り組むと。研究されておりました大学のところは、村ごとやりたいと、すぐ手を挙げて、そこは取り組むようです。九州であれば宮崎が一番先にやるぞぐらいのものを皆さんが言って、そういうものを取り込んでいく中で、九州であれば宮崎に先にやらせてくれとか……。種がなかなかとれないので、早く提携しないと宮崎がおくれると思います。これは全国に広がると思います。日本が油田だというんです。確かにそれが毎年育っていけば燃料ができるわけですから、立派なものだなと私は見ておりましたが、ぜひ早いうちにとらえていってみてください。これは要望しておきます。

○外山委員長 調査してもらって検討してください。

○鳥飼委員 秘書広報課にお尋ねします。21ページの秘書業務費についてですけど、先ほど御説

明されたんですが、もう一度経費の大まかな内訳の御説明をお願いいたします。

○緒方秘書広報課長 秘書業務に今回2,122万2,000円お願いしておりますが、昨年が1,775万4,000円ということで、300万ちょっとの増ということになっております。秘書業務費につきましては、メインの中身といたしましては、知事、副知事の活動経費、いろんな資料購入代等々になっておりまして、今回ふえておりますのは、知事、副知事並びに秘書と一緒に活動する場合の旅費等が300万ほどふえております。そのことによるものでございます。

○鳥飼委員 秘書の方の人件費は職員費ですね。そうすると、知事、副知事の旅費ということなんですけれども、1人1,000万ぐらい、そんなになるものですか。

○緒方秘書広報課長 細かくなりますけれども、2,100万のうちの旅費が680万程度でございます。その次に大きいのが、先ほど言いました新聞購入代とか、資料購入代にかかります需用費ということで、これが450万程度でございます。次に大きいのが、知事、副知事の交際に要する交際費ということで、それを21年度は200万お願いしております、これで大体1,300万程度になるかと思っております。あとは、非常勤職員の報酬ですとか、私どもの通常の業務に要する経費ということになっております。

○鳥飼委員 職員もかなり旅費を切り詰めておるものですから、トップですからというふうな気がいたしたんですが、金曜日の夜に東京に出かけられてというのは、余り変わっておられないんですか。

○緒方秘書広報課長 この議会につきましては、今のところは土日でも県内で行事、公務、政務等をこなしております。

○鳥飼委員 議会中は当然でしょうけれども、例えばいろいろテレビに出演される場合、この間、私、消防庁やら行ったときにもついでに、2月4日だったと思うんですけども、東京事務所にも寄ったんですが、所長と話をして、テレビに出演のときには迎えに行っておりませんというふうなことで、テレビ局から直接迎えがいきますと。公務の場合は私どもがいきますというような説明を受けているんですけども、私どもとすれば、地元において、たまにはいいと思うんですけども、傾向として余り変わっていないのかなという感じもしたものですから、今度の議会ということではなくて、例えばこの半年とか、そんな感じを受けたものですから、お聞きしたところですけども、よろしいですけども、ただお願いしておきたいのは、どういう用務でどこに行っているということだけは全部把握しておいていただきたい。これは政務であろうと何であろうと、いざというときがあるわけですから、秘書広報課も大変でしょうけれども、お願いしたいと思いますし、この間、不発弾の処理のときは、鹿児島空港におりられて、ヘリコプターで来られたということですけども、あの場合は公費になるんでしょうか。

○緒方秘書広報課長 その件につきましては、主催者のほうの経費で出していただいたということで、政務として対応いたしております。

1点補足させていただきます。今回、旅費が300万ほどふえた形で、全体的に秘書業務がふえておりますけれども、知事、副知事の旅費につきましては、従来から予算の中で、定型的なもの、定例的なものについて秘書広報課のほうで予算措置させていただいてきたところでございますけれども、知事が就任して2年になりまして、知事の行事、出張というのがある程度見えてき

たかなということで、足りなかった分につきましては、関係課のほうからこれまでも協力をいただいていたわけですが、今回、就任丸2年ということで、活動の状況も大体固まってきたといえますか、ある程度把握できるようになりましたものですから、今まで協力いただいていた分を秘書広報課のほうで合わせて今回計上させていただいて、より効率的に執行させていただくということでございます。例えば、20年度の旅費が21年度にかけて実質的にふえたということではございません。従来、秘書広報課に予算措置していたものプラス関係部局のほうから協力いただいていた分を、21年度は秘書広報課のほうでまとめて計上させていただいたという経緯がございます。

○鳥飼委員 秘書広報課も大変でしょうけれども、頑張ってください。

統計調査課に1つだけお聞きしたいと思えます。28ページの社会生活統計指標整備費という事項ですが、各種統計資料を加工分析して、本県経済活動の実態と動向を総合的に把握するための基礎資料の作成ということで書いてあるんですけども、国10分の10の調査とかで御苦労いただいておりますけど、それを宮崎県の場合はどういうふうにして理解すべきだというのが大きな課題ですし、それとあわせて大事なことはないかと思っているんですけど、例えばこの間ありましたいろんな調査に関連して、そういうような分析をしていくというのが大事だと思っているんですけども、それは現実的にはどういうふうなことでやられているのかということをお尋ねしたいと思います。

○橋本統計調査課長 統計につきましては、私どものほうでは、国からの委託統計というのがほとんどの業務でございまして、それ以外にも、

県のほうでの独自の業務というのもいたしております。その中で行っておりますのが県民経済計算ですとか景気動向指数、資料の28ページの事項の鳥飼委員おっしゃった社会生活統計指標整備費のところの説明にありますような鉱工業指数作成ですとか産業連関表、こういったものが私どものほうで行っているものでございます。これにつきましては、国のほうで行っておりますいろいろな統計調査の結果を使いながら、また県独自で行っております鉱工業指数の作成とか、そういったものも使いながら、組み合わせまして、経済動向の分析などを行っているということでございます。行いました結果につきましては、「統計みやざき」ですとか、毎月出しておりますけれども、県経済の動向ですとか、そういったもので印刷物として出しておると。また一方、ホームページでも掲載しております、御利用いただけるようにしているところでございます。

○鳥飼委員 前知事の時代に統計課から統計調査課ということになったわけで、ここが非常に大事だと思いますので、就業構造実態調査でしたか、そういう数字とかいろいろ出てきますので、十分な分析検討をお願いしておきたいと思えます。要望で、お答えは結構です。

○中村委員 委員会資料の21ページですが、住宅用太陽光発電システム、先ほど説明の中で国の予算が3年ぶりに復活したんだというお話をされましたね。国としては今後、太陽光発電あるいはエネルギー対策で雇用・経済対策をやっていこうという話をしていますね。前、補助金を出したのはNEDOでしたか。この中では300万円限度額で貸し付けるわけですがけれども、大体15年間で元を取るか取らんかということでしょう。耐用年数も考えると、リスクも大きい

わけです。この中には補助金があると乗りやすいのかなと思うんだけど、今から国の新しい景気・雇用対策をやるでしょうから、追加補正やるでしょうから、その中で何かつかんでいませんか、補助金とかそういったものについては。

○土持総合政策課長 今後の国の経済対策の中でという意味では、まだ情報をつかんでおりません。

○中村委員 先ほど3年ぶりに復活したというのはどういう……。

○丸山県民政策部長 国の助成制度は、キロワット当たり7万円助成するというので、国が組んでいます。今年度補正で90億、国は組んでいます。当初予算で237億ぐらい組んでいます。当面、国のほうは助成措置をやっていくということで、個人用住宅の太陽光発電を広げていこうという考えであります。御存じかと思うんですが、2010年度からは個人の住宅用発電の買い取り価格、今25円ぐらいですから、それを2倍にして導入促進をやると。そして、当然、買い取り価格が2倍であれば、電力会社はコストがかさむわけですから、その分は一般家庭に普遍的にコストを負担していただくということで、標準的な家庭では月100円ぐらいのアップになる、そういう話が今出ております。ただ、それに対しても、何で太陽光発電を導入した人のコストを自分たちが負担せないかんのかという反発もあるようでありまして、そこの調整を経済産業省のほうで詰めの検討をされているというふうに向っています。ただ、2倍で買い取るというのも、2010年度から10年間を計画されているようであります。今のところ国の動きはそういう状況です。

○中村委員 太陽光発電を取りつけようとしたら、もうちょっと時間を置いて、待っていたほ

うがいいということ。

○丸山県民政策部長 デジタルテレビと一緒にしたいなことになると思うんですけども、国も、福田ビジョンというのが去年出たんですけど、この中で、2020年については今よりも10倍導入量をふやす、2030年には40倍にふやす、そういう計画でありまして、一方では数年間でコストを半分に下げる、そういう研究もされているようであります。今導入したほうがいいのか、もうちょっと待ったほうがいいのか、そこらあたりは微妙に判断に迷うところではあります。

○中村委員 私ごとになるんですが、616平米の施設をつくって、メガには到底、達しないんだけど、太陽光をするように設計を組んでくれという、616平米の屋根なんですけど、そこにつけるについて、もっと先のほうがいいのかなと思ったものですから。

説明資料の27ページの中山間盛り上げ隊、さっき黒木委員からも質問があったんですが、隊員募集するのはどういう方法でされるんですか。集まりますか。

○後沢中山間・地域対策室長 隊員の募集につきましては、ホームページですとか広報誌、メディア媒体など、あらゆる手段を使ってやろうと思っております。集まるかどうかというところにつきましては、本音で言いますと、事業を仕組んでおいてなんですけれども、我々自身も、どれぐらい集まるかは不安半分、期待半分といったところです。ただ、最近のボランティア志向の高まりですとか、二地域居住なんていうのがクローズアップされていますが、いわゆる田舎への関心の高まりということもございますので、そういうものを背景にすればある程度集まるんじゃないかというふうに期待しているところです。

○中村委員 ホームページとかいろいろあるでしょうけれども、具体的にどういう形で集めようということはまだ決めていないんですね。

○後沢中山間・地域対策室長 具体的にということになると、これから詰めていくというふうに考えております。

○中村委員 この中にも都市住民にと書いてあるけれども、宮崎県民だけじゃなくて、例えば東京とか大阪とか、その付近からもということになるんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 そういうふうに考えております。ただ、特に短期派遣ですと、日帰りか、せいぜい1泊程度ということになりますので、実質は宮崎県内というのが現実的かなと思っております。中長期派遣のほうに東京とか大阪から手が挙がってくれば、一つの交流になるのかなというふうに思っております。

○中村委員 いい発想ではあるけれども、先ほども話があったように、単年度であれば一つの線香花火みたいなもので、やっぱり続けなくちゃいけないだろうし、そして、おもしろいけれども、集まるのか、そういったことに関心を持って見守っていますから、来年の今ごろ集まっていないときは、また、努力が足りなかったんじゃないかという話をしたいと思っておりますので、そのつもりでお取り組みをお願いいたします。

○中野廣明委員 厚い資料の15ページ、過疎地域自立促進計画推進事業の中身を、対象者とかがつくるのか、もうちょっと細かく説明してください。

○後沢中山間・地域対策室長 過疎地域自立促進計画推進事業というのは、現行の過疎法に基づいてつくられた、いわゆる過疎計画については、基本的な方針とあわせて、具体的にどういう事業を実施していくのかというのが位置づけ

られているわけですが、その事業の進捗を毎年度管理しているという業務をしております、そのための事務経費でございます。

○中野廣明委員 事務経費ですか。私は、計画をつくる事業かなと思っていました。これは新規ですか。それとも従来やっていることですか。

○後沢中山間・地域対策室長 従来から毎年度取り組んでいる事業でございます。

○中野廣明委員 例えば去年もそういうのをチェックしていて、チェックした中身というのは大体計画どおりいっているものですか。

○後沢中山間・地域対策室長 おおむね予定どおり進捗しているところでございます。

○中野廣明委員 おおむね進捗しているというけど、データで見ると、限界集落が出たり、過疎は進んでいるわけだけれども、マイナスのチェックしているわけじゃないわね。その辺をチェックしておれば、現況としては毎年いい数字が出てこんといかんと思うんだけど。

○後沢中山間・地域対策室長 この過疎計画では、委員がおっしゃるような、いわゆる限界集落がどれぐらいになったとか、そういう数値ではなくて、過疎債やなんかを使って実施するハード整備を中心に、道路整備ですとか、水路とかの整備とか、そういうものをどれぐらいやるのか、どこの地先でどれぐらいやるのかというのを位置づけていまして、それが計画どおりに進捗しているのかというのをチェックするものでございます。

○外山委員長 それでは、以上をもちまして、第1班の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時0分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

これより総合交通課、生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行います。総合交通課から順次説明をお願いいたします。

○渋谷総合交通課長 総合交通課の当初予算について御説明いたします。

平成21年度歳出予算説明資料の29ページをお開きください。総合交通課の平成21年度当初予算額は、総額で5億9,271万7,000円をお願いしております。

主なものについて説明いたします。31ページをごらんください。(事項)広域交通ネットワーク推進費3,014万5,000円であります。これは、交通基盤の整備や輸送機能の強化を行い、国内外との広域的な交通ネットワークの形成に要する経費であります。このうち3の物流・海上輸送対策事業の(2)㊦宮崎県物流効率化支援事業につきましては、後ほど別冊の資料で説明させていただきます。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費3億7,165万9,000円であります。これは、地域住民の日常の生活交通手段であるバスや鉄道の公共輸送サービスの確保に要する経費であります。このうち1の地方バス路線等運行維持対策事業2億9,497万円ありますが、利用者の減少等により、その維持が大変困難な状況にありますバス路線につきまして、国や市町村と協調して運行費等を補助することにより、地域住民の生活に必要なバス路線の維持確保を図るものであります。次に、2の公共交通利用促進事業の(3)トロッコ列車活用促進事業がありますが、この事業につきましても、後ほど別冊の資料で説明させていただきます。次に、3の地域バス再編支援事業6,500万円ありますが、地域の交通手

段を将来にわたって安定的に確保できるよう、コミュニティバスなど地域の実情に応じた効率的な交通システムを平成20年度までに導入を図った市町村に対し、その運行費について支援するものであります。

32ページをお開きください。(事項) 航空交通ネットワーク推進費8,696万8,000円であります。これは、韓国、台湾の国際定期便など、宮崎空港を発着する国内・国際の航空ネットワークの維持充実を図るものであります。

(事項) 高千穂線鉄道施設整理基金事業費473万4,000円であります。この事業については、これも同じく別冊の資料で説明させていただきます。

新規・重点事業について御説明いたします。常任委員会資料の32ページをお開きください。宮崎県物流効率化支援事業であります。事業の説明に入る前に、31ページの添付資料をごらんください。県では、昨年7月に知事を本部長とする物流対策推進本部を設置いたしまして、本県の物流対策をどのように進めていくべきか、検討を行ってまいりましたけれども、その結果を整理したものであります。簡単に御説明いたしますと、これまでの本県の物流はトラック輸送への依存度が高く、貨物不足からカーフェリー航路の休止やJR貨物の利便性低下を招きまして、さらにトラックへ依存が進むという悪循環になっております。しかしながら、トラック輸送は、原油の高騰による輸送コスト増やCO₂削減の要請、ドライバーの高齢化といった問題を抱えていることから、海上輸送や鉄道輸送への転換、いわゆるモーダルシフトが必要になっております。このため、行政と産業界の役割分担を明確にし、相互に連携して対策を進めていく必要があります。行政といたしましては、産業界の

役割である大量輸送機関への荷寄せの取り組みを誘導、支援するとともに、船会社やJR貨物への利便性向上の働きかけや企業誘致等による貨物量の拡大、道路、港湾等のインフラ整備を行っていく必要があります。このようなことから、県民政策部において21年度に新たに実施したいと考えておりますのが宮崎県物流効率化支援事業でございます。

内容ですが、まず1の事業の目的であります。先ほど申し上げましたように、本県物流の効率化を図るためには、大量・低コスト輸送が可能な海上・鉄道輸送へのモーダルシフトが必要です。しかしながら、荷主にとりましては、物流手段やルートの変更に伴って発生する一時的なコスト負担などが障壁となっております。したがって、このような負担を軽減するための助成を行い、モーダルシフトの推進を図ろうとするものであります。

2の事業概要であります。助成対象は、貨物の荷主とその荷を輸送する運送事業者といたしまして、助成の対象となる貨物の具体的な条件は、①にありますように、陸上トラック輸送から県内港発着の海上定期航路または県内駅発着のJR貨物輸送にシフトした貨物、及び②にありますように、企業立地や工場増設等により新たに発生した貨物で、これらの輸送機関を利用するものとしております。助成額であります。平成21年度内でシフト開始から6カ月の間に輸送された貨物の量に応じまして、1企業当たり500万円を上限として助成することとしております。具体的な助成額は、助成額の例のところにありますように、ローロー船等で使用される12メートルシャーシの場合は1個1万円、鉄道貨物等で使用される12フィートコンテナの場合が、大きさが12メートルシャーシの約3分の1とい

うことから、1個3,000円といったように、トラックやコンテナの大きさに応じて決定することとしております。事業費は2,165万4,000円であります。

33ページをごらんください。トロッコ列車活用促進事業であります。まず、1の事業目的であります。JR九州が日南線を中心に観光列車として運行する旧高千穂線のトロッコ列車を有効活用することにより、県内鉄道の活性化を図るものであります。2の事業概要であります。

(1)のように、観光列車の活用促進を図るため、運行開始記念イベント、県民向けのPRを実施し、県民意識の醸成を図るとともに、(2)にありますように、沿線自治体等が行う駅舎の改修や日南線活性化プランの作成、駅舎を活用した地場製品の販売、イベント列車の運行など、観光列車を活用した日南線活性化の取り組みに対し補助するものであります。事業費は全体で750万円であります。

34ページをごらんください。高千穂線鉄道施設整理基金事業費についてであります。まず、1の事業目的であります。宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金について、計画的かつ効率的な資金の積み立てや処分を行うものであります。2の事業概要であります。(1)高千穂線鉄道施設整理基金管理事業ですが、基金運営協議会開催のための事務費等34万4,000円を計上させていただいております。(2)は、今回新規事業の高千穂線鉄道施設整理基金補助事業であります。去る1月28日の委員会視察の際にも御説明いたしました。日之影町が住民の安全で安心な生活の障害となっております①から③までの施設を撤去するために要する費用に対し、基金から補助を行うものであります。金額は439万円を計上させていただいております。これらの施設につ

いては、本来、高千穂鉄道株式会社において撤去すべきでありましたが、鉄道事業の廃止時期の関係で撤去できなかったものでありまして、2月17日に開催した基金運営協議会におきましても、基金を活用して早急に撤去すべきである旨を確認しております。事業費は全体で473万4,000円であります。

総合交通課は以上でございます。

○高原生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

平成21年度歳出予算説明資料の33ページをお開きください。生活・協働・男女参画課の平成21年度当初予算額は、総額で3億9,206万9,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。35ページをお開きください。(事項)交通安全基本対策費1,023万円であります。これは、交通安全実施計画の策定及び交通安全活動の推進を図るため、交通安全の広報、啓発、教育などに要する経費でございます。

次に、(事項)交通事故被害者救済対策費478万4,000円でございます。これは、交通事故被害者救済のための交通事故相談所の運営に要する経費でございます。

(事項)安全で安心なまちづくり推進費681万4,000円です。これは、安全で安心して暮らせる社会づくりを推進するため、県民会議の運営、地域リーダーの育成、アドバイザー派遣、県民推進大会などに要する経費でございます。

36ページをお開きください。(事項)ボランティア活動促進事業費3,510万5,000円あります。これは、NPO・ボランティア活動の促進や、県民との協働を推進するため、県ボランティアセンター及びNPO活動支援センターの運営、

協働に関する県職員研修、市町村の協働事業促進などに要する経費でございます。

（事項）消費者支援対策費4,740万9,000円でございます。これは、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害の防止と解決支援を図るための消費者への啓発事業や、消費生活相談員の配置などに要する経費でございます。このうち、次のページの説明欄の㊟相談しよう！多重債務者対策事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

（事項）消費生活センター設置費2,536万3,000円でございます。これは、消費者施策を推進するために設置しております消費生活センターの運営や生活情報センターの施設管理等に要する経費でございます。

（事項）男女共同参画総合調整費301万3,000円でございます。これは、男女共同参画社会づくりの推進に関する総合的な体制の確立及び国や市町村等との連絡調整のため、各種会議への参加や男女共同参画審議会の運営等に要する経費でございます。

（事項）男女共同参画推進費3,210万8,000円でございます。これは、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発及び活動を推進するため、啓発資料を作成するほか、再就職や起業など女性のチャレンジを支援するとともに、啓発や相談支援を行う男女共同参画センターの運営に要する経費でございます。

続きまして、当初予算の追加分について御説明いたします。平成21年度歳出予算説明資料（議案第72号）の3ページをお開きください。当初追加分といたしまして400万円の増額補正をお願いしております。補正後の額は総額3億9,606万9,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。5ペー

ジをお開きください。（事項）消費者行政活性化基金事業費でございます。これは、消費者行政活性化基金事業を円滑に推進するため、生活・協働・男女参画課と消費生活センターに配置する基金事業推進員に要する経費でございます。

続きまして、総務政策常任委員会資料の35ページをお開きください。㊟相談しよう！多重債務者対策事業について御説明いたします。1の事業目的でございますが、深刻化する多重債務問題に対応するため、消費生活センターの相談体制や啓発事業の充実強化を図り、県民の安全・安心な生活を確保するものでございます。

2の事業概要でございますが、まず（1）の多重債務者対策協議会における連携強化といたしまして、関係機関や団体と連携することにより、多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図ることといたしております。また、（2）の消費生活センターの機能の強化等といたしまして、①の関係機関との連携強化として、消費生活センターに多重債務相談専用窓口の電話を設置し、各関係相談窓口の相談員等に債務整理の方法等について助言するほか、相談員等を対象に研修会を開催することといたしております。②の消費生活センター相談窓口の強化といたしましては、消費生活相談員を1名増員いたしまして、債務整理等の相談に対応するほか、市町村職員が行う多重債務相談をサポートすることにしております。そのほか、多重債務問題に関するキャンペーンや講座を実施するなどにより、情報発信、消費者金融教育の強化を図ることとしております。事業費といたしましては、368万5,000円をお願いしております。

生活・協働・男女参画課の当初予算につきましては以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 文化文教・国際課

の歳出予算について御説明いたします。

お手元の説明資料の39ページをお願いいたします。文化文教・国際課の当初予算額は、総額で50億837万6,000円をお願いしております。

主な内容について御説明申し上げます。41ページをお願いいたします。(事項) 県立芸術劇場費 6億6,184万6,000円です。内容につきましては、次の42ページをお願いいたします。説明欄1の指定管理料4億8,789万3,000円は、県立芸術劇場の指定管理者であります財団法人宮崎県立芸術劇場へ支払う経費であります。

(1) 国際音楽祭開催事業1億3,098万1,000円は、ことし5月に開催されます第14回音楽祭や次年度の音楽祭の開催準備に要する経費であります。(2) 県立芸術劇場管理運営委託費3億5,691万2,000円は、県立芸術劇場の管理運営に要する経費であります。説明欄2の県立芸術劇場大規模改修事業費1億6,786万6,000円は、県立芸術劇場が平成5年11月の開館以来ことしで16年目を迎え、改修や修繕を要する設備が増加していることから、県立芸術劇場の運営及び県民の継続的な芸術文化活動に支障を来さないよう、19年度から計画的に改修事業を行っているものであります。

次に、(事項) 文化活動促進費3,518万9,000円です。これは、多様な主体の参画により多彩な文化活動の促進を図るために要する経費であります。説明欄1の宮崎県芸術文化協会補助1,535万円は、本県芸術文化の普及振興を目指し、活気に満ちたふるさとづくりを願って活動しております財団法人宮崎県芸術文化協会への運営費補助と、同団体が実施します県民芸術祭への補助のための経費であります。説明欄9のミュージックランドみやざき推進事業624万円は、ライトアップ県庁星空コンサートや県内

各地での街角コンサート等を実施するなど、いろいろな音楽をいろいろな場所で気軽に楽しむということを中心に、ミュージックランドづくりを推進するために要する経費であります。

(事項) 文化交流推進費485万2,000円です。これは、文化の交流連携を促進し、県内各地における文化活動の振興を図るために要する経費であります。その主なものとしましては、43ページをお願いいたします。説明欄2の日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業368万5,000円は、県民が長年にわたって伝承してきました郷土芸能を広く発信するため、郷土芸能フェスティバルを開催し、伝承団体の誇りを醸成しますとともに、県民の理解を一層深め、地域を挙げて保存伝承する環境を整備するものであります。

次に、(事項) 海外渡航事務費3,558万7,000円です。これは、県民の海外渡航の利便性を高めるため、宮崎パスポートセンター及び6カ所の県税・総務事務所において主に一般旅券の発給申請の受理、交付に関する事務を行うための経費でございます。

次に、(事項) 国際交流推進事業費1億210万8,000円についてであります。説明欄3の外国青年招致事業1,956万8,000円は、国際感覚豊かな人づくりを推進するため、当課に国際交流員を3名配置しまして、通訳、翻訳や各種国際交流事業の企画運営等の業務を担当してもらうとともに、県内の市町村や高等学校に配置しております国際交流員や外国語指導助手に係るカウンセリング事務とか研修を実施するための経費であります。4の海外国際交流推進拠点整備事業負担金1,500万円は、財団法人自治体国際化協会が行う海外における地方公共団体の国際交流活動支援等に対する負担金として納付するもの

であります。6の多文化共生社会推進事業3,654万7,000円は、県民と外国人住民が互いの習慣や文化の違いを認め合い、ともに地域の一員として協力し合う多文化共生社会づくりを推進し、県民に対する異文化理解の啓発や外国人住民の支援等を行うということで、財団法人宮崎県国際交流協会へ委託して実施するものであります。7の(1)の国際理解・国際交流促進事業66万8,000円でございますが、国際理解を促進するため、県の国際交流員等を活用しまして、県内の児童生徒に多様な文化に触れる機会を提供するものであります。なお、本事業は、これまで行ってまいりました小学校高学年以上を対象とした国際理解講座に加えまして、新たに小学校低学年向けの講座を加えるなどの改善を行ったところであります。8の東アジア民間交流促進事業485万2,000円は、東アジア地域との多彩な分野における交流を促進するため、本県と台湾の民間団体の相互交流を支援するために要する経費であります。9のアンニョンハセヨ!少年少女国際交流事業579万1,000円は、韓国との交流及び国際理解の促進を図るとともに、国際感覚豊かな人づくりを推進するため、小中学生の相互派遣受け入れによります交流事業を実施するものであります。次に、44ページをお開きください。11のブラジル宮崎県人会創立60周年記念事業1,346万7,000円につきましては、後ほど委員会資料のほうで御説明申し上げたいと思います。

次に、(事項)海外技術協力費1,281万8,000円についてであります。説明欄1の海外技術研修員受入事業604万6,000円は、アジアを中心とします開発途上国から技術研修員を受け入れ、県内の大学や研究機関等で研修を受けることによりまして、母国の発展に貢献できる人材を育成

するものであります。また、2の海外移住宮崎県出身者子弟県費留学生受入事業677万2,000円は、ブラジルなど海外に移住された本県出身者の子弟を留学生として県内の大学等に受け入れ、修学の機会を提供するものであります。

続きまして、(事項)私学振興費39億9,499万6,000円であります。主なものといたしましては、まず説明欄1の私立学校振興費補助金37億5,532万7,000円であります。これは、私立学校の経営基盤の安定、教職員の資質向上、保護者の経済的負担の軽減など、教育環境の充実を図るとともに、建学の精神を生かした特色ある学校づくりを推進するため、補助を行うものでございます。次に、説明欄6の私立学校授業料減免補助金6,209万4,000円であります。これは、私立高等学校が行う授業料減免に対して補助を行うことにより、生徒の教育に係る経済的負担を軽減し、修学機会の確保を図るものであります。次に、45ページ、説明欄11の私立学校耐震対策緊急支援事業2,098万6,000円あります。これは、私立学校が行う耐震診断に対して補助を行うことにより、私立学校の校舎等の耐震診断を促進し、もって生徒の災害時の安全の確保を図るものであります。

先ほど説明を省略いたしましたブラジル宮崎県人会創立60周年記念事業につきまして、委員会資料の36ページをお開きください。ブラジル宮崎県人会創立60周年記念事業についてであります。まず、1の事業目的であります。ブラジル宮崎県人会が本年8月23日に開催します創立60周年記念祭典及び記念事業に参加、協力することによりまして、ブラジル在住の宮崎関係者とのきずなをより強固なものにするるとともに、新たな交流の機運の醸成を図るというものでございます。

2の事業概要であります。①の派遣期間は、祭典開催日を含んで7泊8日、うち機中3泊の日程であり、③の派遣人数は、知事及び県民政策部職員の計6人を予定しております。なお、県議会及び農政水産部におきましても、それぞれ予算をお願いしていると聞いております。また、市町村や農協等の関係機関及び移住者留守家族等の一般参加者につきましては、宮崎ブラジル親善協会が別途募集するということになっております。④の派遣内容、すなわち現地での主な行事であります。記念祭典への参加のほか、開拓戦没者慰霊碑参拝とか県人会会員等との交流等を予定しております。(2)の在伯功労者等表彰及び記念品授与ですが、県人会役員経験者等を対象とした県人会発展功労者、80歳以上の高齢者及び農政水産部が所管しております県農業青年派遣研修事業協力者等を対象とした県事業功労者を表彰するものであります。(3)の記念式典開催費等補助であります。記念祭典の開催経費と、記念事業として実施します県人会実態調査、これは県人会名簿の作成でございますが、及び平成15年に宮崎ブラジル親善協会が作成しました「宮崎県南米移住史」という分厚い冊子があるんですが、これを翻訳及び印刷するというので、その経費の2分の1を補助するものであります。3の事業費であります。1,346万7,000円でございます。よろしくお願ひします。

最後になりますけれども、46ページをお願いいたします。午前中、部長のほうからも御報告がありましたけれども、再度説明いたします。宮崎国際音楽祭を考える懇談会の設置についてであります。まず、1の設置目的であります。県立芸術劇場は平成18年度から財団法人宮崎県

立芸術劇場が第1期の指定管理者として管理運営しているところであります。平成22年度に指定管理期間が終期を迎えますとともに、その重要な指定管理業務であります宮崎国際音楽祭が15回の節目を数えることとなります。このため、これまで音楽祭が果たしてまいりました本県の芸術文化振興や本県のイメージアップに係る貢献度などにつきまして、総合的な評価をしますとともに、今後の音楽祭の方向性を検討する必要がありますことから、県民から広く意見を得るために懇談会を設置したいというものでございます。

次に、2の性格であります。懇談会は、知事の私的諮問機関に準ずるものとして、県民が広く意見を表明し、または意見を交換する場と位置づけまして、当懇談会におきます意見等を踏まえて県のほうにおいて音楽祭の方向を検討することといたしております。

次に、3の委員でございます。委員数につきましては、発言の機会を確保できるよう10名以内をしたいと考えております。また、委員の選考に当たりましては、多方面からの意見が得られますよう配慮したいと考えております。

4の設置期間であります。4月に設置しまして、年内12月までには御意見を取りまとめたいて考えております。

なお、5の会議の公開にありますように、懇談会は原則として公開とした上で、その主な御意見等については取りまとめた上で公表することとしておりまして、建設的な御意見をいただけるように努めたいと考えております。

文化文教・国際課からは以上であります。

○酒井人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の47

ページをお開きください。人権同和対策課の平成21年度の当初予算額は、総額で1億5,897万2,000円をお願いいたしております。

主な内容について御説明いたします。49ページをごらんください。(事項)人権同和问题啓発活動費3,779万7,000円であります。この事業は、適正な人権同和行政を行うための啓発研修や人権同和问题に対する理解等を深めるための啓発活動を行うものであります。説明欄1の宮崎県人権啓発推進協議会委託2,979万7,000円ですが、これは、人権啓発の推進のために設置しております同協議会に委託いたしまして、8月の人権啓発強調月間、12月の人権週間における各種の啓発事業やマスメディアによる広報などのさまざまな啓発事業を年間を通じて行うものであります。また、説明欄2の㊤みんなの人権！思いやり交流プラザ開催事業800万円ですが、これは、人権問題に取り組むNPOなどの民間団体、民間事業所と県民の皆様が交流を通じて人権についての理解を深めるイベントを開催するものであります。

次に、(事項)宮崎県人権教育・啓発推進方針推進事業費2,487万4,000円あります。この事業は、平成17年に策定いたしました宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づいて実施する事業であります。説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業1,682万円ですが、これは、平成19年に開設いたしました宮崎県人権啓発センターを拠点といたしまして、(1)以下に掲げております各種研修会の開催、情報誌の発行、人権問題に関する相談などの事業を実施するものであります。

次に、50ページをごらんください。4の㊤犯罪被害者等支援施策推進事業ですが、これにつきましては、別冊の資料で御説明させて

いただきます。総務政策常任委員会資料の37ページをごらんください。まず、1の事業目的であります。犯罪被害者等支援に関する県の部局や市町村等が被害者等からの相談などに適切に対応できるよう、関係部局との連携強化と、それらの職員の資質向上を図るものであります。

次に、2の事業概要ですが、(1)の犯罪被害者等支援に関する連携強化につきましては、庁内連絡調整会議や市町村主管課長会議を開催いたしまして、関係者間の情報の共有や連携強化を図ります。なお、情報の共有と申しますのは、犯罪被害者等の支援に活用できる施策、これは一般施策等を含むものでございますが、そういったものや、相談窓口などに関するものを想定いたしております。また、(2)の犯罪被害者等支援に関する研修につきましては、被害者団体の代表の方などから直接お話を伺うことによりまして、担当職員の理解促進と資質向上を図ってまいります。3の事業費は138万円を計上させていただいております。

人権同和対策課の当初予算につきましては以上でございます。

○渡邊情報政策課長 情報政策課について御説明いたします。

平成21年度歳出予算説明資料の青いインデックスで情報政策課のところ、51ページをごらんください。情報政策課の当初予算の総額は12億5,297万8,000円となっております。

重点事業を中心に主なものについて御説明いたします。53ページをお開きください。(事項)行政情報処理基盤整備費の1億1,709万6,000円あります。説明欄1のパソコン等整備費ですが、県職員が業務用として県庁LANで使用するパソコンを当課で一括して5年の長期継続契約でリース契約することによりまして、

コスト削減を図りますとともに、パソコンの仕様を統一化し、セキュリティー対策の強化を図るものでございます。

次に、54ページをお開きください。(事項) 電子県庁プロジェクト事業の2億8,757万1,000円であります。説明欄2の電子申請届出システム運営事業の5,844万2,000円ですが、これは、法律によりまして地方公共団体に電子申請の基盤整備等が求められておりますために、住民、企業等がいつでもどこからでもインターネットを通じて県への申請、届出等の手続きができる電子申請届出システムを運営するために要する経費であります。次に、説明欄5のサーバ管理委託事業の1億493万5,000円ですが、これは、耐震構造や厳格な入室管理などのセキュリティー対策が講じられました民間のデータセンター内に、職員パソコンの一括リースと同様に、5年間の長期継続契約に基づきまして、県庁内各システムのサーバを集中管理することにより、業務の安全かつ効率的な運営を行うための経費であります。説明欄6の情報セキュリティ監査推進事業の734万5,000円ですが、これは、情報の漏えいの発生、コンピューターウイルス等による被害が多発するなどの社会情勢に的確に対応した質の高い情報セキュリティーを確保するために、情報セキュリティー監査の実施などに要する経費であります。

次に、(事項) 地域情報化対策費の4億37万4,000円です。説明欄1の情報通信基盤整備対策費です。(1)のケーブルテレビ施設整備支援事業の2,500万円ですが、これは、市町村またはケーブルテレビ事業者が総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用してケーブルテレビのエリア敷設拡大を行う際に、その費用の一部を補助するものであります。

次に、(2)の宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業の1億7,753万円ですが、これは、高度情報化の進展に対応するために整備した高速・大容量の情報通信基盤であります宮崎情報ハイウェイ21の管理運営を行うもので、宮崎情報ハイウェイ21は、公共的な利用とともに、山間地における無線インターネットサービスの上位回線やケーブルテレビのエリア拡大、さらには地上デジタル放送のバックアップ回線などとしても利用されております。

次に、説明欄2の電気通信格差是正対策費です。(1)の携帯電話等エリア整備事業1億9,784万4,000円ですが、これは、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。38ページをお開きください。まず、1の事業目的であります。情報通信基盤の整備充実を図りますとともに、県内におきます情報通信格差を是正するために、携帯電話等移动通信のための鉄塔施設を整備する市町村に対しまして、その費用の一部を助成するものであります。次に、2の事業概要ですが、(1)の事業主体としては市町村、(2)の対象地域としては過疎地、辺地など、(4)の補助率につきましては、対象世帯が100世帯以上では国県合わせて10分の7、100世帯未満では15分の2、(5)事業予定地域としましては、延岡市、諸塚村、椎葉村内の3地区であります。なお、この事業につきましては、昨年までの国庫補助事業であります移动通信用鉄塔施設整備事業が、その財源を一般財源から電波利用料に移行されるとともに、従来の事業費3,000万円以上という条件が撤廃されたものであります。

情報政策課につきましては以上であります。

○外山委員長 各課長の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑がありましたらお

願いいたします。

○中村委員 委員会資料の12ページ、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業ですが、この前の代表質問の折に、台湾に私は行きましたということで、行きが47～48名、帰りが37～38名、搭乗率が30%ぐらいだったんです。鳴り物入りで知事が行かれて、定期便になったわけですが、このような状況であると、この前申し上げたように、いわゆる採算ラインを大幅に切っているわけですが、今からどういう手だてを打たれるのか、我々も考えねばいかんわけだけれども、それをお聞かせいただきたい。

○渋谷総合交通課長 台湾路線は、当初、台湾のほうから大分おいでいただけるんじゃないかということで期待しておったんですが、日本のほうからは、それなりに行っていただいているんですが、なかなか伸びない。そこは一つには、台湾の方々に宮崎県のよさというのが全然知られていないんじゃないかというのがあるのかなと思います。それで、まず、台湾のテレビとかそういったところに出してもらうために、今月から来月にかけて3つぐらい取材に来るようになっていきます。そういったことで今後も継続的に宮崎を知らせていくと。それから、県民の方々については御利用いただかんといかんわけですから、例えばこれまで団体利用補助を10人からとしていたものを、6人に引き下げて、行っていただく。そういったことで、行く人も来る人も双方向で利用していただこうと。さらには、6月には1周年ということになりますから、1周年に向けて何か企画を立てて、さらにPRを図っていきたいというふうに思っております。

○中村委員 この前、言いましたように、亜東協会で話したときに、鹿児島が非常に熱心で、中華航空が飛ぶんじゃないか、そうするとまた

少なくなるんじゃないかという話になったんです。いろいろあちこち行っているときに、頻繁にやっているのは石川県でしたか、あそこあたりは県の職員が、例えばある県に2名ぐらい出向して、向こうの県からもこっちに2名ぐらい出向してきて、そこでがっちりした地盤を築いて行き来をやっている。行く人が多いわけです。そういう手だてを講じないといけないんじゃないかと思うんです。我々は少数だったんですけど、行って、早速、向こうの偉い校長先生、台湾の中でも力のある校長先生と急遽会うことができ、来年度に修学旅行も派遣しましょうというところまで話が進んできたんです。頻繁に行つてそういうことをやることでしょね。その校長先生は修学旅行を仕切っているところの一番トップらしい。そういう人と会ってきたんだけど、そういう人たちとのやりとりとか、そういったものが必要じゃないかと。2県か3県、目星をつけて、県職員をお互いに派遣して、がっちり根を張っていくというのがいいんじゃないかという話があったんですけど、課長、どうですか。

○渋谷総合交通課長 修学旅行は非常に魅力だと思っています。台湾の窓口を忘れちゃったけれども、せんだって、鹿児島と宮崎と、たしか大分だったと思うんですが、台湾のほうから修学旅行を企画する上でいいところはないかといったようなことで視察等もあったようですので、そういったことについても期待したいと思っています。まず、スポーツ少年団なんかの交流とか、子供が行けば親がついていきますから、しかも向こうの方々と交流ができれば、そういったことで人の行ったり来たりがまたできるし、そういったところも力を入れてみようかと。まずは職員をというより、民間の方々の、そうい

うことで拡大を図っていければどうかというふうには思っているところでございます。

○中村委員 スポーツ少年団がドイツと交流をやっているんです。御存じだと思いますけれども、私も、かれこれ30年近く前に、少年野球の監督をずっとしておって、中学生を引き連れて、そのときは東西ドイツが一緒になっていないときだったけど、西ドイツを1カ月ぐらいホームステイしながら回ったんです。今考えてみると、金にかかるけど、非常によかったんですが、台湾だったら1時間で行ける。ドイツも大事なんだけど、台湾であれば、そういう金を何回も振り分けることができるんじゃないかと。ドイツとやっているのは日本がやっているわけで、宮崎県単独でもスポーツ少年団との交流ができるんじゃないかと思うんだけど、親が半分出して、半分ぐらい補助するような形でも結構交流ができるんじゃないかと思うんだけど、スポーツ少年団の中でも、野球とか限られてくるでしょうけど、そういうのは考えておかないと、廃止にならんかと心配です。

○渋谷総合交通課長 少年たちの交流については、空港振興協議会の補助、そういったものもありますから、そういったものを活用して、総合交通課だけでやれる話ではないので、関係者にも御協力いただいて、そういう交流が拡大できればと思っております。そういう方向で頑張っていきたいと思えます。

○中野廣明委員 今、観光コンベンションと窓口が2つあるんです。航空会社はいろいろ言うけど、台湾で人を集めるのはエージェントなんです。窓口が今2つあるんです。これをしっかり整理せんと、みんなそれぞれが言っておったってしょうがない。今後、東アジアで物産展などするのに、1つにせんと、それぞれ新しく来た

人が新しいことをまた始めるのでは、だめです。飛行機の補助を持っているけど、航空会社がいろいろ言うでしょう。航空会社は集めんわけです。エージェントにおろしてエージェントが集めて持ってくるわけです。航空会社が人を集めるわけじゃない。だからエージェントをしっかりと……。私は商工におったから、整理せんといかん。それぞれが別々にやったりして意味がない。今後は台湾も含めて、しっかり整理せんといかん。

○中村委員 説明資料の35ページ、多重債務者の件ですが、いろいろと消費生活センターで相談体制をつくられるのはいいんですが、課長、どこの職種が多重債務者の面倒を一番、見ておられるか、御存じですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 最終的には弁護士さんあるいは司法書士、そういう方々が債務整理のときには一番やっていただけていると思っています。私どもの消費生活センターでは第一義的な受け付けというか、整理をするようなことを考えているところです。

○中村委員 私どもの仲間は、多重債務者の扱いをやっているわけです。定期的に無料相談を受け付けているんです。彼らは物すごく忙しいんです。多重債務をなくそうと思ったら、根底から根を絶たないとだめなんです。県で補助金出してでも、高校を卒業する2～3カ月前でもいいが、そのときに、弁護士は高いだろうから、司法書士のほうがよく知っていますので、司法書士にお願いして、各学校に派遣して、金の借り方はこういうことをしたらだめですよと、こういうことで金は借りるんですよと、実例まで話をさせて、講演させたら、実が上がると思うんです。その辺の計画はないですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 今おつ

しゃったように、高校生等に対する、いわゆる世の中に出ていくときにいろいろ教育をするというのは非常に大事だと思っております。そういう意味で、今のところ、一日消費者スクールとか若者向けのスクール、そういった学校での教育というのでも取り組んでいるところでございますけれども、まだ全部というところには行っていないのが現状です。おっしゃるように、いろんな関係機関との連携をとりながら、今後ともそういった教育というのはやっていきたいと思っておりますけれども、今回の新規の中では、相互連携というところには入りますが、事業費としてはそういうところまではまだ入っていない状況でございます。

○中村委員 実は、学校にお願いして、司法書士協会でやっているんです。やっている学校とやっていない学校とあるんですけど、高校は県の管轄ですから、教育委員会と組んで、1日だけでも時間をとって、1日もかからんわけだから、3時間ぐらい、教育委員会と連携とりながら、多重債務の研修を高校卒業するときに、今、中学校を卒業して就職する人は少ないから、高校生に集中的に、定期的に1年に1回やるというようなことをやってほしいんです。こういうのも大事だろうけど、そのことによって多重債務者がなくなると思うんです。我々もボランティアでやっているんです。例えば、工業高校に出かけて行って、測量技術を我々の仲間が全部、機械持ち込みで教えたりやっているんです。県が教育委員会と一声かけてくれれば、そうしたら多重債務はぐっと減ります。ぜひやってください。部長、どうですか。

○丸山県民政策部長 多重債務者ですけども、平成19年8月1日に、国、県、弁護士会、司法書士会、日銀、そういう関係機関に入っていた

だいて、多重債務者対策協議会というのをつくりました。これは私が会長になっております。既に全体会を3回か4回、今まで開いております。18の機関がたしか構成員となっておりますので、その中で当然情報交換とか、もっと効果的な多重債務者対策はないのかとか、相談窓口の強化はどうしたらいいのかとか、そういう議論をさせていただいております。半日ぐらいかけてやっております。日銀さんが事務局になっている金融委員会の中でも、出前講座もやっていますし、中村委員おっしゃいましたように、司法書士会とか弁護士会のほうでもパンフレットとかリーフレットをつくって、各機関がそれぞれやるべき分担で一生懸命やっておりますので、今おっしゃったようなこともまた教育委員会とも連携して、やる必要があると考えております。また、そういう方向で1人でも2人でも多重債務者対策で助かるようにやっていきたいと考えております。

○中村委員 高校は3月1日が卒業式でしたから、ことは間に合わないけれども、教育委員会と来年の2月ぐらいはぜひやっていただくようお願いいたします。

○中野廣明委員 関連。多重債務者というのは、国富の我々も相談を受けるわけです。宮崎市は消費生活センターとかあるけど、こっちもたまらんから、この前、県警本部長に言ったら、交番でも相談に応じますよという話があった。だから、試しに交番に行ってみなさいと言ったら、余りうまくいかんで、本当に多重債務者対策をやろうと思えば、宮崎市につくったり、いろいろ会合だけするよりも、具体的に役場に1人そういう専門家を置くとか、県警もそうだけど、交番でもしっかりやるとか、そういう詰めをせんと、協議会をつくっておっても、田舎の人は

行くところがないわけよ。そういう音頭を取ってやらん限りは、ただやっていますやっていますと言うだけで……。宮崎市はいいわけよ。しっかりその辺を市町村含めて窓口をせんと、国富から一回一回宮崎市に行く人はいない。警察か役場にしっかりした窓口を看板ぐらい立てさせて、やるんだったらそこまで、ぜひ頑張ってください。

○高原生活・協働・男女参画課長 多重債務の窓口につきましては、すべての市町村にも現在置いてございます。消費行政担当のところは相談も受けているんですが、来年度からは、国のほうの消費者行政活性化基金というのがあって、その事業を3年間、集中的に実施するわけですが、その中でも、多重債務だけではないにしても、消費者行政の強化というのに市町村もそれぞれ取り組んでいただくことになっておりますので、全部、委員が思っているような専門家までにははならなくても、できると思いますし、私どもの新規事業の中でも、市町村の窓口がセンターのほうにホットラインで相談をいただくと、そこでアドバイスできるとか、そういうネットワークもつくりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○中野廣明委員 国富町の役場にあるというのを今初めて聞いたけど、看板ぐらいかげさせんと、どこに行ったらいいかもわからん。私なんか何人か、冬の寒いときに相談を受けるけど、追い立てられる人は大変です。極端な言い方をすると、米を買ってくださいとか、こっちも要らんけど、買ってやったり、しっかり窓口がわかるようにぜひしてください。

42ページの国際音楽祭、1億3,000万ですけど、ほかに入場料を取っていますね。これはどうなるんですか。トータル事業費、入場料を入れて

1億3,000万ということですか。

○福村文化文教・国際課長 この1億3,998万1,000円は県からの委託料です。入場料が3,000万とか、企業からの協賛金が3,500万ぐらい、それを合わせまして、約2億円近く事業全体としては経費がかかっております。

○中野廣明委員 これを見ていたら、国際音楽祭の開催目的が意味がわからんようなことになっているんだけど、どういうことかな。国際音楽祭は、視野の広い人材の育成、輩出となっているわけです。全体では3億ぐらい、音楽祭で単なる人材の育成とか輩出、当初からこういう目的かな。

○土持総合政策課長 2ページの②のところは新みやざき創造戦略ということで、総合計画の中から、特に知事マニフェストを中心として重点的に進めます事業を創造戦略ということで規定したわけですが、これが3つの戦略とそれぞれの枝戦略がございまして、視野の広い人材の育成輩出という枝戦略の中にこの事業をくくったということだけですので、どう説明していいかわかりませんが、そういう見方をしていただければよろしいかと思います。

○中野廣明委員 説明をせんと中身がわからんような整理の仕方というのは誤解を招くんじゃないかな。説明がなくてもきちっとわかるような……。国際的にどうのこうの、始めて10年かな、国際的になったかという、台湾に行っても何人かに聞いて、韓国に行っても聞いたけど、全然……。今度、新規事業でやり直しの意見募集とか言っていますけど、私は意見だけ言っておきますが、ヨーロッパじゃないけど、アイザック・スターン記念何とかコンクール、そういうのをすれば世界から目がけて来るようになると思うんだけど、今のままやっておったって、

好きな人が県外から何人か来るだけで、私は、やる意味がどうかなど。やるにこしたことはないわけよ。だけど、3億使えばもうちょっといろいろほかに宮崎を売るためのやり方というか、今これは宮崎を売るための音楽祭になっておらんような気がする。以上、意見を言っておきます。

○鳥飼委員 31ページ、総合交通課の物流・海上輸送対策費、委員会資料では32ページになっておりますので、中身について御説明をいただきたいと思います。これでいきますと、トラックからシフトと書いてあるから、恐らく今のJRを使っている人は対象にならないということだろうと思うんですけども、そこをもう少し詳しく説明していただけないか。

○渋谷総合交通課長 32ページの資料ですけども、「陸上トラック輸送から県内の」と書いてあるんですが、陸上トラックというのは、例えばこういうのも含まれます。宮崎港のフェリーが使えないものだから、志布志まで運んでいくとか、大分まで運んで行って、今までやってきた。県外に出るときはトラックを使っているわけですね。そういったものが宮崎の港から出ていくものに積まれれば対象にしましょうというもの。そのほかは、すべて、トラックで陸送していたものをJR貨物に載せたりとか、海上航路に載せかえたりとか、そういったものについて対象にしようというものでございます。

○鳥飼委員 12フィートシャーシで1万円ということなんですけれども、通常価格というのと、どの程度補助をするということになるわけですか。

○渋谷総合交通課長 12メートルシャーシ、どの程度になるのかというのは、料金は一定の基準があるみたいですが、ロット数とかリードタ

イムがどうだとか、そういったことでかなり価格が低く抑えられたりとかいろいろあるみたいなんです。実際、どれぐらいの価格で載せているかというのは私ども把握しておりません。今回、1万円としたことについては、19年度、20年度で関東航路の利用促進事業、「南王丸」に載せるやつ、これが12メートルシャーシで1個1万円で助成していた。それを3カ月間やったわけですが、それを参考にして一つの基準にしようということで、今回12メートルシャーシを1万円とし、そこにある資料で言うと、12フィートコンテナが3.7メートルですから、12メートルのほぼ3分の1です。1万円を基準にすると大体3,000円ぐらいになる、そういった形で助成しようというものでございます。

○鳥飼委員 船の場合は、20フィートコンテナというんですか。一段上になりつつあるようになって、いずれにしても、こういう仕組みをつくっていくというのはすばらしいことだと思っているんです。物流の改善をやっていくと。先ほど課長から説明があった物流対策推進本部で検討してこられたんですけども、ここで旭化成の水永社長さんとか寄ってもらって会議をしておられると思うんですが、その事業の予算化はされていないんでしょうか。

○渋谷総合交通課長 推進本部の予算につきましては、予算の説明資料の31ページを見ていただくと、広域交通ネットワーク推進費の中の説明欄3の(1)物流・海上輸送対策費がございまして、この中で、いろいろ検討委員会を開催したりとか、そういったものの経費を見ております。物流対策本部についても、関係者からヒアリングしたりとかいったこともございまして、そういった費用につきましては、この中で見ているというものでございます。

○鳥飼委員 わかりました。突然という怒られますけれども、対策本部も生まれてきたという経緯もあって、そういう取り扱いがされているのかなと思いました。

次に、生活・協働・男女参画課にお尋ねいたしますが、一般会計が約1億6,000万減額になっているんですけれども、主たる原因の説明をしてください。

○高原生活・協働・男女参画課長 今年度当初に組織改正がございまして、その分が昨年度は計上されていたんですけれども、今回の21年度予算につきましては、現状に合わせた形で行いましたので、そのほとんどは人件費の減ということでございます。

○鳥飼委員 組織改正に伴ってというのがあったということですが、多重債務の場合はもうお聞きしませんけれども、要望しておきますが、多重債務に陥る前、陥った後、どこでどういう機関がどういう手を差し伸べていくかということが問題で、寄り添っていくという、どこにも相談できなくなった人たちのどうするのかということがあるだろうと思いますので、お互い知恵を出していきたいというふうに思っております。

文化文教・国際課にお尋ねいたします。県立芸術劇場、中野委員のほうからもございましたけれども、15回になったということですがけれども、僕らは年に1回とかたまに、去年はN A S Aの映像を送ってもらったのを見ながら1曲だけ聞きに行ったんですけれども、宮崎にいて、こういう音楽祭が15年かけて充実、発展してきたという、そのよさというのは余りわからない点はあるんですけれども、全国的に見た場合、東京音楽祭とかいろいろあるそうですけれども、どういうふうな評価を受けているのか、お尋ね

したいと思います。

○福村文化文教・国際課長 委員おっしゃるように、今まで13回、今度5月が14回になるわけですが、当初からアジアに向けて情報発信しようということで、国際的な力といいますか、最初から外国人をゲストにしたりして、現在でもシャルル・デュトワさんという世界的なコンダクターを入れてやっております。そのことによって世界から注目されると。地方の宮崎にそういう大音楽家が来ているということで評価は受けていると感じております。その内容、実態がどうかといいますと、いろいろ県民の方からも出ておりますし、そのために今回、懇談会というのを設置しまして、いろいろな意見を聞いてみようかと。東京あたりでどういう評価を受けているか。音楽家同士では相当の評価ですね。5月は東京に日本の一流の音楽家がだれもいない、みんな宮崎に行っているとか、そういうことで一流の音楽家が宮崎に来ていることは事実だと思っています。

○鳥飼委員 聞くところでは、東京音楽祭とか札幌ですか、そういうのがあって、全国でも四大音楽祭と言われるまでに成長してきたという話も聞いたりするものですから、どういうものかなということでお尋ねしました。

先ほど協賛金の話も出たんですが、景気が悪いということでかなりの不況なんです。協賛金が集まるんだろうかと思っていたんですけれども、昨年と比較すると、今度の5月に予定されている音楽祭、協賛金はどんな状況でしょうか。

○福村文化文教・国際課長 去年と比べましても、現時点での協賛金の状況は減っておりません。去年は、現金協賛をしたところが45社、現物協賛といってホテルを安くしたりとかそういうのも含めまして10社、金額で換算します

と3,368万の53社ありましたものが、ことし14回は、現金協賛が41社で2,315万、現物協賛ということで1,281万の9社、合計が3,596万で50社というふうにカウントされております。不況で非常に厳しいんですけど、皆さんこの音楽祭に御支援いただいているというような、民間からの支援はいただいておりますのでございます。

○鳥飼委員 それなりに応援せないかなというふうに思っておられる結果ではないかという感じがいたします。

大規模改修事業費1億6,700万についてお尋ねしますけれども、この間、去年でしたか、視察に行きまして、大規模改修の状況といたしますか、計画なり御説明をいただきたいと思っております。

○福村文化文教・国際課長 21年度の当初予算で1億6,786万6,000円をお願いしておるんですが、19年度は予算計画では7,100万、今年度が1億3,900万ということでした。順次ふえてきている感じがあるんですが、ことしは舞台周り関係というのがありまして、舞台の機構の修繕、照明関係、音響のミキシング関係の修繕に1億5,272万ということで、修繕に相当経費がかかってくるというような状況になっております。来年もまたそういう感じをお願いしたいという計画は立てておるところでございます。

○鳥飼委員 芸術のことは、私は余り芸術的なあれがないものですから、たまに触れてというようなことなんですけれども、15年間でこうやって成長してきたといたしますか、属人的な名前を申し上げて恐縮ですけども、青木館長さんの力によるところが大きかったのかなというふうな思いはするんです。総括質疑のところになるのかもしれませんが、県民の意見を聴取する、その場合に、芸術劇場としての考え方を示していただくということが大事じゃないかと

思っているんです。もちはもち屋というところもありますし、ずっと継続してこられて、芸術劇場としてはこういうふうな今後の見通しを立てているんです、こんなふうな考えていますということを示しながら、県民の意見も聞いていくということにしないと、この15年がどうだったのかなということ議論しないままになるおそれもありますので、ぜひそこはお願いしておきたいというふうに思います。

それから、ブラジルに60周年記念事業で行くんですが、これは新規事業になるんですか。

○福村文化文教・国際課長 5年ごとに県人会創立記念をやっております。55周年のときにもこういう形で予算を上げさせていただいております。

○鳥飼委員 非常に苦勞しておられるということですね。頑張っておられたということで、中村委員が折に触れ、いろいろお話をされて、行ってよかったというお話を聞くんですけども、海外技術協力費のほうに入るのかもしれませんが、ブラジルからこちらに帰ってこられているとか、二世の方、三世の方とか、その人たちに対する支援とか、不況の中で雇いどめされて行くところがないということで、ブラジルの人たちはということでテレビでよく見るんですけども、その辺の支援、先ほど申し上げたことを含めて現状をお尋ねしたいと思っております。

○福村文化文教・国際課長 平成19年12月末現在で在住のブラジル人という方が全国で31万6,000人ほどおられるそうです。これは、日系三世まで日本で働けるという制度にのっとって来ている方だと思うんですが、その31万6,000人に対して、宮崎のブラジル人の数は56人ということで、宮崎におられるブラジルの方が特に派遣切りに遭ったとか、そういう状況は聞いてい

ないんですが、全国的には自動車産業の不況とか、そういうことで派遣切りに遭っているという問題が起こっているのは聞いております。宮崎の場合は、もしそういうことになりましたら、国際交流協会とか、そういうところでの相談とか、当課においても相談を随時受けたいと思っているんですが、今のところ宮崎ではブラジル人の特にそういった問題は出ていないと聞いております。

○鳥飼委員 具体的にそれ以外で、例えば留学生受入事業もしておられるということになるのかもしれないんですけども、その辺の実情ですが、私がお聞きしたいのは、ブラジルに行って御苦労さまでしたというのは非常に大事なことで、やっていただきたいというのがあるんですけども、継続的にどういうふうな支援なり宮崎県として応援を、二世、三世の方にしておられるのか、その辺は何かあるんでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 移住者子弟ということで留学生の受け入れを毎年2名ほどずつやっておりますし、以前は、研修員制度のほうも使いまして、ブラジルから研修員を受けているということで、既に200名近くが研修員で来ています。二世、三世の人たちが宮崎県にゆかりがあるということで県人会組織のほうに入ったりして、そういう人たちのきずなもずっと続けていくというような体制はできていると思っています。

○鳥飼委員 前も私、私の地元の阿波岐原の人がブラジルに行って、いろんな交流のことでということで相談を受けたことがあるんですけども、そういう人たちは協会の方に行かれるか、もしくは課に来られるだろうと思うんですけど、ぜひそういう相談支援をよろしく願いしておきたいと思います。

○井上委員 何点かお尋ねします。総合交通課の物流の関係のことですけど、前から私も意見を申し上げているけど、荷寄せは現実に可能ですか。ここはなかなか難しいところだと思うんですけど、荷寄せについての見通し。

○渋谷総合交通課長 基本的に、荷を集めていただくのは産業界で、行政が荷を集めるというのは確かに難しかろうと思っています。産業界が何とか協力して荷を集めようと、共通の認識は持っているわけですので、そういったところを促進、支援する上で、この事業を今回、御提案させていただいているわけでございます。

ただ、そうはいつでも、私どもも、それぞれ企業の方々に、荷主の方々に当たっていかんといかんだらうなというふうには思っています。については、この事業を行うに当たって、荷寄せのためのお願ひ、例えばある化学薬品メーカーで言えば、毎日、大分から関西方面に10トントラックで15台分が出ているらしいんです。それを宮崎県に持ってこれれば荷集めになる。そういったところはお願ひしていかんといかふうに思っております。

○井上委員 やっぱりそこだと思っんです。海上のほうにシフトしたりとか鉄道のほうにというのは、言われることはよくわかっているんですけども、問題は産業界の協力です。企業で言えば一番のポイントだと思っんです。コストのところであるし、それは各企業間の秘密でもあることすし、そんなにオープンに議論できる部分ではない。業界は業界同士のことなので、幾らで契約しているなどということについても一切口を出される内容ではないと思っます。

物流の問題について、この事業について一番の問題は、荷寄せが可能になるのかということがポイントになるのかなと。産業界含めて各企

業が個々にきちんと目的意識というか、そういうのが整合性がある形で、単なる、幾ら出しますからでそういうことが可能かどうか、行く荷も帰り荷も含めてですけど、ここが一番疑念を持つところなんです。政策的に仕上がりというか、それが効果のある形で出るものかどうか、そこが心配しているところですけど、新規事業なので、やり始めてみないとわからないところもあると思うんですが、今まで検討してこられて、その方向性というのは、少なからず天の岩戸が開いたみたいな感じはあるのかどうか、そこを聞かせてください。

○渋谷総合交通課長 県内の物流、海上航路とかJR貨物、そういった部分についての利便性を高めないといけないという提案というか、それが産業界のほうから出ているわけです。なおかつ、そのためには荷がとにかかないといけないんだと。我々もそう思いますし、産業界自身もそういう認識に立っております。先ほど言いましたとおり、荷を集めるのは、具体的にはやはり荷主の方々が集めんといかんわなという認識に立っていただかないといけないと思います。そこはしっかり協力をいただくように努めてまいりたいと思いますし、その一助とするためにこの事業が活用できればいいなというふうに思っているところでございます。

○井上委員 十分な議論と、これから私どもも議論を進めていかないといけないと思うので、やって、その結果を楽しみにしているところです。

次に、トロッコ列車活用の促進事業のところを聞かせていただきたいんですが、実は、私は、日南線には観光列車を早く走らせてほしいし、今回のトロッコ列車のことは非常に喜んでいるんです。これが本当に観光列車として皆さんか

ら認知されて、活用が広がっていき、乗ってくださる人がふえればいいなと、楽しみにしている事業です。駅舎の改修とか、駅名の看板とか、モニュメントの設置などというのが事業の中身の対象事業の中に出ているんですが、私は、こどものくにはこどものくにの駅舎らしくとか、青島は水族館ふうにしたらどうかとか、いろいろ言いたい放題言ってきたところですが、沿線自治体の皆さんの動きと今後の見通しは、事業をこれだけ書かれたということは可能性はあるというふうに理解していいのか、その辺の見通しはどうなんでしょう。

○渋谷総合交通課長 沿線自治体がとにかく中心になって頑張っていただかないといけないというふうに思っているんですが、一つは、日南線に旧TRのトロッコ列車が入るということ聞き及んで、今、南宮崎駅にあるJR九州の総事業本部に、それぞれ首長さんがぜひとめてくれ、停車してくれといった要望をされているように聞いています。したがって、非常に地元自治体としては関心が高かろうと思っています。私どもとしては、JR九州さんも含めて、各沿線自治体と、これが可決されて実行できるという状況になれば、早速連絡協議会みたいなものを立ち上げて、具体的に対応について進めたいというふうに思っております。

○井上委員 これは一つのポイントになるかなと思うんです。青島あたりの開発が一緒に進んでいくようなことができれば、また違う意味でこれには広がりが出てきて、おもしろい一つのポイントとしてでき上がっていただける可能性はあるのかなと思いますので、連絡協ができるぐらい積極的にやっていただいて、実物を見られたらもっと違ってくると思うんですが、ぜひこれは、言い方が変ですが、熱心にぜひやってい

ただきたいというふうに思います。

次に、宮崎国際音楽祭を考える懇談会のことですが、これはうがった見方をしているところもあるかもしれないんですが、知事が就任されたときに、これについては言及されて、国際音楽祭は、宮崎のように余りお金のない自治体でこういうものが本当に必要なのでしょうかみたいなことを言われたのをいつまでも記憶しているわけです。それからトーンダウンされたので、余りあれがないのかなと思っておりましたら、今回、懇談会の設置というのが出たんですが、音楽祭の方向性を検討する必要というのはどうということなんですか。納得いくような説明を。

○福村文化文教・国際課長 今のようなアジアに向けて発信するとか、一流の演奏家を全部集めてやるとか、今のスタイルで16回以降も続けていくのかとか、あるいは経費も含めてもうちょっと小さくした方向でいくのかとか、いろいろな考え方があるかと思うんですが、その辺を県民から幅広く聞いて方向性を定めるといいますか、どのような方向に展開していったらいいかということを検討したいという意味合いで懇談会を設置したいと考えています。

○井上委員 これはネーミングが既に宮崎国際音楽祭なんです。目的性はこれにあらわれているわけです。音楽祭の中身というのは、国際音楽祭なんです。それを宮崎県はずっと選択してきた。一方で、それを支えていく、音楽に親しむ、芸術に親しむ人たちの人材を、底辺を広げるということで、教育委員会が、子供たちが芸術劇場に親しむとか、音楽に親しめる環境をどんどんつくっていくというのが、底辺を広げる。もう一つは、昨年非常によかったストリート音楽祭的な、地域の人たちが参加できるような音楽祭をやるということで、中身についてははずっ

と変遷してきたし、いかに底辺を広げていくかということの努力はされてきたというふうに私は思っているわけです。

例えば、けさ、たまたまラジオでやっていたのがこれだったわけです。日本という国は地域に、市民文化ホールも含めてですけど、音響効果のいいものをたくさん持っているけれども、宝の持ち腐れの的などころがあるということがちょうどラジオで討論されていた中身ですが、例えば地方財政として考えたときに、宮崎県ごときが、財政力が余りないのに宮崎国際音楽祭をやることがおかしいとかという視点で議論されるんだしたら、これはまた意味合いが違うのかなと。少ない財政だけれども、これをやりきるといふふうに考えていくのか。そこはまた違ってくると思うんです。最初の知事の発言等がいつも頭にあるわけですけど、身分的にふさわしくないものをやっているんだという感覚でこれを議論されるということについては、ある意味では問題点ありではないのかなというふうに思うんです。

幅広く意見を聞くというふうに言われておりますので、どういうのが幅が広いのかというのが——お考えは10名ですね。委員数は10名で、音楽祭を熟知している者、一般鑑賞者、多方面からの意見を得られるように配慮、これはなかなか難しい委員の設定の仕方なのかなと思うんです。委員を10名と限定したことと、意見を聞く委員をこの方たちだけにしたという選び方というか、それについてはいかがお考えでしょうか。

○丸山県民政策部長 私のほうから説明させていただきます。音楽祭も、先ほどから何回も出ていますように、今回が14回になるわけです。当初はスターンさんが主賓ゲストでコーディ

ネットされてやってこられました。スターンさんが亡くなって、主賓がかわりまして、今、デュトワさんがやっているわけですけれども、この10数回の中でも、当初は宮崎国際室内楽音楽祭でありましたので、室内楽が中心でありました。それが現在のように大オーケストラという格好にもなっているわけでありまして。ですから、先ほど課長が申しましたように、コストあるいは時期、期間、それから内容、オーケストラでいくのか、あるいはもとに戻って室内楽中心でいくのか、そして地元とのかかわり、国際ストリート音楽祭も3回やりましたけれども、続けるのか続けないのか、続ければどういうスタイルでやっていくのか、あるいは次世代育成支援のための音楽家をどう育てていくのか、これは日中間でやってまいりましたけれども、それをそのまま続けていくのか、あるいは県内の受講者に限って、レベルは少し落ちてでもそういう方向で行くのか、そこらあたりの意見を聴取したいと考えております。音楽祭をやめてもいいという意見であれば、こういう懇談会をする必要はないわけでありまして、これをやるということは、音楽祭をやめるという選択肢は我々は持っていないところであります。

○井上委員 今の部長のお話でよくわかるんですが、確かにうちのような貧乏県でこんなものをしてと言われる方もいるかも知れませんが、一方では、貧乏県でありながら、こういうことをやっているということのステータス、それも考慮いただいて幅広い議論というのを……。確かに経済的に力がなくなってくれば、こんなのを支えているよりか、ほかのことをやったほうがまだいいだろうということはいっぱいあると思うんです。これもできるし、あれもできるではないかという議論も確かに一方ではあると思

うんです。私のように山下達郎ごときでいいのかという話もあるかもしれませんが、これは十分な議論をしていただくということを要望しておきたいと思います。

○中野廣明委員 この問題は、目的は何のためにするのかという議論を内輪でせんと、この10人集めて、14回したのはよかったよかったと。カラオケでもやっている人や行ったことのない人が3億円ももつたいないと言うのは、結論はわかっている。宮崎からの発信とか、そのためにアジアのと、ではアジアの音楽祭にすればそれであるかと、内部で目的検証するべきじゃないのかな。それをまた県民の10人に諮って聞くと。主催者で金を使っているほうがもうちょっとしっかり検証して、それを出すべきだと思うけど、要望だけでいいです。

○米良委員 関連。私もこの委員会で、7～8回目ぐらいだったでしょうか、そろそろ国際音楽祭は考えたほうがいいんじゃないですかという話をしたことがあるんです。というのが、なぜ宮崎市だけかということの議論から始まったんです。ところが、最近、特に都城にもいい文化ホールができましたし、延岡にも日向にもあるんです。県央だけがこういうものを享受するというでなくて、地域分散型はできないかということから始まったんです。それが一つ。

もう一つは、今、皆さん盛んにおっしゃいますように、これをやることによって、小学生、中学生、高校生の若い人たちにどう影響力を持って、そういう人たちの後を追いかけるといってちょっと言い過ぎかも知れませんが、小学校、中学校の子供たちにどう影響を及ぼしていくかということや考えますと、子供たちを招待して、未来にこういうものを目指していこうという、希望ある子供たちを育てるといのはどうです

かという話をしたことがあるんです。どなたかの質問にありましたように、課長お答えになりましたけれども、国際音楽祭をやったことによる成果の調査あるいは踏み込んだものを持っておかないと、部長がさっきお話しになりましたけれども、やるかやらないか、私は今度最後でいいと思いますよ。4億も5億も使うんだから、これならいきましょうと、これならやめようとか、そういった思い切った判断というのは10人に聞く必要はないと思う。皆さんたちで判断をされて、やめます、やりますというような、やればやるだけのそういった効果というものを、15回のそういうものを羅列して、自信ある態度を持つべきだと私は思っておりますが、それについてどうですか。

○福村文化文教・国際課長 まず、地域分散型にしたかどうかということの意見は、劇場のほうでも大分検討しまして、サテライトコンサートというのを音楽祭期間中に各地方に出向いてやるという、少ないんですけど、そういうことは取り組んでおります。今度も日南のほうでやるということになっています。

小・中・高生への影響力の問題も、毎年、小学6年生を対象に1,800名ほど全県下からこの音楽祭の期間中に招待してやっています。それは最初からです。1,800名を無料で招待して一流のクラシック音楽を聞かせるということはやっています。手前みそですけど、成果としまして、その中で育った子がN響のオーボエ奏者になるとか、ホルン奏者になるとか、1けたの人数ではありますけれども、そういう効果も出ているというような評価はしているところでございます。

成果を10人の方に聞くんですけども、あらゆる方面から、改善派とか、このままでいいと

いう人とか、いろんな方に頼んで、いろいろ意見を聞きたいというふうに考えています。

○中野一則委員 答弁されましたから、繰り返しになるかもしれませんが、多額のお金を使って国際音楽祭をするわけですけども、委員を音楽祭に熟知している者、一般鑑賞者などとすれば、もっとお金をかけたならもっと立派なものができるとか、まだまだお金が足りないという意見しか出ないと思うんです。部長は先ほど、開催する方向で云々と言われたけど、開催の是非を含めて抜本的な改革ができるようにやってほしいと思うんです。国際と名のつく音楽祭は、日本じゅうたくさんありますけれども、お金をかけなくてやるところもありますよ。どういうものが宮崎県から発信する国際音楽祭にいいのか、ふさわしいのか。さっきは郷土芸能について、宮崎県は日本の原点だという言葉を使う文化交流推進費もありました。これが原点になるのかどうかわかりませんが、抜本的な見直しを、金額も含めて、そういうメンバーも入れて委員にさせていただきたい。そうしないと、今まで熟知してとか、鑑賞した人、こういう人たちが中心になれば、やる方向で決まるのが当然であって、工夫、知恵というものは余りわかんと思うんです。

○福村文化文教・国際課長 委員の10名のメンバー構成ですけども、熟知している者と書いておりますが、いろいろ新聞等で投書をされたりとか、意見を書かれる人もおりますけれども、実は10名のうち、2名は公募にかけようと思っています。2名は一般の音楽祭に関心を持っている人も入れて、委員がおっしゃるような意見も言われる方も入ってくるかもしれません。ただ、今まで文化を考える懇談会とかで意見を聞くんですけども、音楽祭をやめたらとかいう

ような意見は聞いていないところですが、やり方にいろいろと不満がある方とか、県民の参画が足りないとか、そういうような意見は出ておきます。

○中野一則委員 やめろとは言いませんが、開催の是非も含めて検討するような委員にしてほしいと。それから、地域性ですね。市町村の統計をとってみればわかると思うんですが、10何回するのに1回も、こういうのがあるということも知らんという人も多いと思うんです。地方の声を反映できるような人も含めて、10名に限定せずに、30人であっても、がやがやするぐらいの集まりにしてくださいよ。多額のお金をこっちだって流用すれば幾らでも開催できると思うんです。ぜひお願いしておきます。

○丸山県民政策部長 人選については、中野委員のお話に出ましたように、地域バランスも当然考えます。年代とか、そういうのを総合的に勘案して、人選を行いたいと考えております。

○鳥飼委員 関連してお願いだけしておきたいと思えます。中野廣明委員のほうからありましたが、内部議論が不足しているのではないかと考えているんです。なぜかという、これは簡単なものですから、もっと詳しいものが出てくるのかもしれませんが、どうしましょうかというような聞き方で、今から実際始めればそうはならないですよと言われるかもしれませんが、先ほど申し上げた芸術劇場の意見はどうか、それを受けて文化文教・国際課としてはこういう意見で、それをやって、部全体で議論して、この国際音楽祭をどういう方向に持っていこうかというものを持った上で聞かないと、どうなるかわからないと思っています。なくしたほうがいいんじゃないかという意見もあるわけですから、いろいろ意見は県民の中にあ

ると思うんです。しかし、15年積み重ねてきた歴史というものをしっかり踏まえたものでないといけないと思うんです。そういう意味で、先ほど要望を課長に申しあげましたけれども、ぜひそういう議論を部の中でしっかり詰めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○外山委員長 以上で第2班の審査を終了します。

総括質疑の準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後3時0分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が終了しましたので、これから総括の質疑を行います。

○米良委員 午前中、中山間地域の問題等含めまして大分議論がありました。対策室長、資料の29ページにあります創造支援事業につきまして、具体的に内容をお聞きしたいと思うんですが、その辺からお話し願えませんか。

○後沢中山間・地域対策室長 中山間地域等創造支援事業につきましては、地域創造枠という、資料で言うと(1)の①に書いてある部分が来年度から新規につくろうとしている部分でございます。今までの地域づくりの支援事業というのが、事業というものがまずありきで、その事業を実施するのに合う地域はどこかと、可能な範囲で連携できるんだったらほかの事業と連携しましょうという発想だったわけですが、そういうことではなくて、まず地域づくりありきで、その地域づくりを実現するために投入すべき事業はどれかという発想で連携していこうというものでございます。市町村で骨太な地域づくりの取り組みがある場合に、その取り組みを事前

に市町村、県、場合によっては取り組み主体になるかもしれない地域住民と連携して、地域創造計画として練り上げていって、計画として練り上げたものを中山間地域対策推進本部で決定する。このタイミングでその地域で何を目標してどういう取り組みをするのか、その取り組みを実現するために県の事業としてどういう事業のタイミングで導入するのかということもあわせて計画に位置づける。後はそれに従って、県民政策部の事業もあるでしょうし、農政の事業もあるでしょうし、環境の事業もあるでしょうということで順次投入していくと。どの事業でもなかなか対応できないという部分について、この中山間地域等創造支援事業の地域創造枠で支援していくという発想でございます。

○米良委員 昔から、農業、林業を中心とした第1次産業が衰退すれば国は滅びるというぐらいに、農業なり林業、そういうところを抱えた中山間地というのは疲弊してしまっているという、まさに限界集落ということが言えると思うんですけども、市町村が過疎地域なるものの、市町村が一番必要とするということがこの事業だと思っんです。それを支援していこうとしておるわけでしょうが、今日までそういう事業として、これは改定版だと思いますが、市町村からどういうふうな事業が要請して上がってきているのかということは、これは今からなんですか。今からの日程をお示し願えませんか。

○後沢中山間・地域対策室長 この地域創造枠を使って連携、集中支援をしていく対象の取り組みは、これから固めていくことにはなりますが、今どこでという話ができない段階ですけども、我々も日常業務などを通じて、ある市町村のこういう取り組みは少し検討すれば太くなるんじゃないのかなというイメージを持っている箇

所は何力所かありますので、予算をお認めいただいて事業が成立した段階から、具体的に、我々が候補になり得るかなというところについて詰めていきたいと思っています。実際にどのタイミングで本部で決定できるまで練り上がるかというところは、正直言って、やってみないとわからないところもありますので、できる限り早く本部で決定したいと思いますが、余り拙速にまとめ上げる性質のものでもないのかなと思いますので、そこは兼ね合いでやっていきたいと思っています。

○米良委員 そこで、室長のサイドで県内のそういうところを見渡したときに、この時代に当たってどういう内容を皆さんたちとしては想定して支援していくのか、そこらあたりは、ある程度皆さんたちが頭に描かれてやっていこうというのがあるんじゃないですか。そこあたりはどうですか。

○後沢中山間・地域対策室長 イメージとしてないことはないんです。例えば、いろんな事業を使っているいろんなことをやっている市町村があるんですけども、それぞれの取り組みがばらばらなところ、例えば農業関係の補助事業を採択してもらって何か農産品をつくろうとしている、一方で観光交流の拠点づくりをしようとしている、その2つの取り組みの間での連携がないとか、そういう取り組みが私たちの目から見ると幾つかあるものですから、そういうところを連携させて、もうちょっと大きい取り組みに育てられないかというイメージでとらえております。

○米良委員 限界集落とて元気はあるんですよ。ただ、私がいつも言うんですけど、生活していく上において経済的な豊かさが伴っていないから、生き生きしていないんです。元気はある

んです。元気集落という名称に皆さんしましたけど、経済的な豊かさをこういう支援事業を通してもたらしていくような事業に発展的にしていけないという、例えば、5つ、6つ、今度、重点施策として中山間地を上げていただきましたが、まさに時宜を得た事業と皆さんたちに私も敬意を表していますけれども、果たしてそれぞれの事業がそういうものに結びついていくかということに対しては、いささか疑問を持たざるを得ない。

言葉じりをつかんで大変恐縮ですけれども、例えばいきいき集落にしましても、元気な集落づくりに取り組む集落ということ的前提にしてのぼり旗を立てるのもいいかもしれません。あるいは商標マークをかざしているいろいろそういうことを標榜していくのもいいかもわかりませんが、実際に、先ほど言いましたようなことにどう結びついていこうとしているのか、その辺が見えてこないところに歯がゆさを感じるんです。大きな支援事業と打ち出しておられますけれども、その裏々に皆さんたちがこれから支援をしていくにふさわしい内容が見えてきて初めて、大きな希望なり期待をかけるわけですけれども、その辺をどう考えておられるのか、もう少し具体的に示してもらいたいなと思うんです。市町村だけにゆだねたって、それは今までも限界があるんです。今まで一生懸命、市町村は首長さんを中心にしてやられましたけれども、国の絡みの政策的なものもありますから、一朝一夕にしては解決できていないところにジレンマを持つわけです。29ページに描かれておる支援事業については、皆さんたちのほうで何かモデル的なケースの話が具体的にここで出るかなと思って期待して聞くわけですけれども、その辺はどうですか、もう一回。

○丸山県民政策部長 私のほうで答えさせていただきます。今までいろんな事業に取り組んで集落の活性化や維持充実に努めてきましたけれども、今回この事業は、先ほど室長がちょっと触れましたけれども、具体的にどういうのをやるかということ、例えば地域資源を使った特産品の開発、販路開拓、あるいはそれを売するための物産所の新設、改築、それとか小中学校の廃校を使った都市住民との交流拠点づくり、あるいは地域の伝統文化を保存活用した地域づくり、あるいは集落の景観をもうちょっと立派にしようとか、そういういろんな内容を考えております。それが有機的に結びついて全部やれば、外に発信できるようなモデルケースになるのではないかと考えております。

実際、地域づくりをやっていらっしゃるところは、先ほどちょっと出ましたけれども、例えば五ヶ瀬町の桑野内の夕日の里づくり、あるいは現在取り組んでいる西米良村の小川地区の作小屋づくりですね。小川集落というのは、西米良村で一番高齢化率が高かった集落と記憶しているんですけれども、そういうところは地区の人が夜に何回も集まって、当然、市町村の職員も入って計画を練り上げて、具体的な姿が、ハード面で集会所なんかでき上がってきつつあります。ですから、今度はそれをいかにソフト面で活用するかというのが大事であろうと考えております。

そういう中で今回、県も、市町村に3名程度の職員を派遣して、市町村の地域づくりを応援するといいますか、一緒になって元気な集落づくりに取り組むと。県職員もそこに行くと、どういう問題点が、過疎あるいは限界集落——限界集落と私は使いたくないんですが——にあって、地域の方は将来の自分の集落のことをどう

いうふうに考えているのか、そこらあたりを詳しくつかむことができますので、できれば職員もそこに住んでいただいて、地域ともにそういう課題を整理していただいて、この事業による地域づくりに励んでいただきたいと考えているところであります。市町村がやる気になれば、県はそれなりの応援はしますので、絶対にいいモデルケースができると私は確信しております。

○米良委員 室長、部長もですが、24ページに中山間地域の点検モデル事業ということで、これはほとんど結びついていくと思うんですけれども、私が思いますのは、政策研究事業の中で、まだ成果の検証とか効果的な施策を研究するというのが入っているんです。研究は既に終わっていると私は思うんです。渡邊次長、どうですか。まだこういうことを研究調査せなならんのかと。部長がおっしゃるのもわかるんですよ。集落をどう維持させるのか、活性化させていくのかというのは、大分議論してきました。若い人たちをどうそこに定着させるか、魅力を持たせるか、魅力を持ってもらうか、みずから考えていかなきゃならん立場にある若い人たち、しかし、にっちもさっちもいかないところに、こういうところはもがいてももがいても何も出てこないんです。そこで、23ページもありますよ。農業の振興ということで、きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業とか、7,800万ですが、それから中山間地域等直接支払制度推進事業に5億6,000万組まれています。こういうのを内容的に吟味して、皆さんたちと所管のところ、例えば農政水産部との連携がどう図られておるかということも、ここあたりで見えてこないといけないと思うんです。今、部長がおっしゃるのもわかりますけれども、経済的な豊かさにつながっていく、そこから若い者に夢と希望を持

たせて、やっぱり私たちが生まれ育ったこの中山間地に根づかないかんだという自信と誇りが、あの人たちの自力だけでは出てこないんです。23ページの中山間地の直接支払制度事業でも、いろんな制度事業を活用して、皆さんたちの部と課で連携して、そういうものと一緒に並行して連絡調整を図って行って、振興していくという、そういうのがここで見えてこないから、言うんです。室長、わかるんですよ。わかりますけど、ある程度そういうものを描いて市町村に流さないと、展開はなかなか難しいんじゃないかと思えてならんです。渡邊次長、どうですか。

○渡邊県民政策部次長 24ページの集落点検モデル事業、まさに米良委員がおっしゃったように、研究とか、そういう段階はもう終わっていると。先般の特別委員会で井上委員からも言われましたように、特別委員会の報告なんかをよく見て、あなたたちはそれを具体的に政策としてやればいいんですよという話もありました。我々としては、当然そういう段階は過ぎていまして、ここで言う集落点検モデル事業の内容というのは、個別集落ごとに具体的にどうやったらいいか、抽象的になべて政策を打つんではなくて、個々の集落ごとにこの集落支援員たちを活用しながら、具体的な事業を考えるということだろうと思うんです。ここは、より具体的な事業といいますか、そういう意味でとらえたほうがいいと思うんです。

もう一つ、農政のきらりの話が出ました。まさに米良委員がおっしゃるとおりでございます。我々は本部としても、農政は農政でやっている、ほかの部はやっている、うちはうちでやっている、これをどうにか一緒に土俵に乗せて、政策的に集中的にやれないかという議論をやっ

てきたんです。ところが、ことしはそれがうまくいったというか、そういう議論はしているんですけど、具体的な事業実施で結果的にばらばらになってしまった。そこは深く反省して、そういう意味で、今回の地域等創造支援事業で地域創造枠というのは、各部が全部一緒に集まって、そこで可能な事業を各部全部出して、この地域に集中的に事業展開できるものは何かということ議論し吟味しようかと、そして庁内でプロジェクトチームを組んで、具体的な事業を展開する、そういうことを考えていますので、まさに米良委員がおっしゃった視点を我々が十分持ちながら、今後この事業を展開するというところでございます。

それからもう一つ、米良委員がおっしゃったんですけど、確かに市町村からなかなか上がってこないんです。一つは、財政的な問題がありまして、地域創造枠というのは4分の3なんです。4分の1は地元負担が要るんです。そうしますと、なかなか上がってこない。途中で採択しますと、市町村は補正になるわけです。それもまた難しい。だから、我々としては、早い段階でこれを市町村と議論しなきゃいけないし、市町村からなかなか出てきませんので、我々も今、室長以下ずっと地域を回っています。ここは何かできるんじゃないかという視点を常に持ちながら我々は考えています。実は、ことしの事業で、この事業ではありませんけど、市町村から上がってこなかった事業がありまして、それを個別に、特に中山間地域に出向きまして、個々の市町村と議論して事業を上げていただく、そういう手だてを一部とった事業もあります。我々としては、そういう方向で市町村と、これは市町村との日ごろの議論が一番大事だろうと思いますので、そういう視点でやっていきたい

と思っています。

○米良委員 力のこもった御答弁をいただきましたから、期待をしております。私は、中山間地の5つ、6つの事業というのは、まさに時宜を得た事業だと思っていますけど、中山間地の雇用の場というか、働く場、金にならないから、そういうところを希望しているんです。例えば、28ページに皆さんたちが掲げておりますように、小さな自治会でもいい、小さな加工グループでもいいからこういうのを創出して、いこうという、わずか1人でも年間50万でしょう、4人いたら200万と上がっていますけれども、ちっけなグループでもいいから、そういう場が欲しいんです。町村でやれるかといったら、恐らくやらないんじゃないでしょうか。次長がおっしゃるように、部長もおっしゃいましたけど、皆さんたちは連絡調整の最高機関ですから、農業は農業、林業は林業の窓口と連携を密にして、おれが部はおれが部、あんたどもはあんたどもだという、従来どおりのものじゃなくて、もうちょっと連絡調整機能というものを果たしていただいて、僕がいつも言うように、皆さんたちは県庁の一番の幹部じゃないですか。大きな期待を寄せていますから、そういう観点でそれぞれの事業に取り組んでほしいということを改めて要望申し上げておきたいと思います。

○井上委員 延長線上なんですけど、今度の平成21年度は、雇用創出・就業支援対策、中山間地域対策、子育て・医療対策、環境エネルギー対策、この4本が大きな重点施策になっていて、そのうちの中山間地域対策だと思っています。先ほどもありましたように、工夫していろいろな事業を組み立てていくということは、私も評価しています。動かないとそのままになってしまうけど、動けば何かが起こってくるとい

うふうに思うので、石を投げるということは大変大事だなというふうに思うんです。

実は私は議場でこういうことを申し上げたんですけれども、今回期待をして見ておりましたけど、一切載っておりませんで、残念に思っているところなんですけど、交流人口をふやすということは大変重要だと思っているんです。それと、宮崎県の子供たちをどんなふうに育てるかということはすごく大事だと思っているんです。一方では、一村一祭というのも、新聞なんかでも見ていると、トップに出るぐらい、みやぎきアピール課というのがやっている。私は、今も話がありましたように、各部が連携して取り組まないといけないというふうに思うんです。でないと、政策的効果が出てこない。予算を投資した分の効果が出てこない。小さく予算額を切るだけで何の意味も持たないというふうになってくると思うんです。そのためには、中山間地域の交流人口をどうふやしていくかということは、まずは宮崎県の子供たちをそこに動かすということが大事だと思うんです。教育委員会の事業を見てみると、教育委員会からもそういうのは載っていない。連携がいかげなものかと思うんですけど、先ほど渡邊次長からもありましたように、この地域ならこの地域を集中的に今回重点的にやりたいということもあったりすれば、そこは各部、教育委員会からも協力を得て、地域の再発見なんだから、宮崎県をもう一度子供たちが認識するという意味でも、そのことは私も再三申し上げているので、どうしてうまく連携できないのが疑問なんですけど、教育委員会との連携はいかがなんでしょうか。

○後沢中山間・地域対策室長 子供が宮崎を見直す、中山間地域対策ということであれば、中山間地域の魅力を再発見するという意味では、

国のほうで、農水省と文科省と総務省だったと記憶しておりますけれども、連携して、子ども農山漁村交流プロジェクトを推進しているところでして、都市部の小学生を中山間地域の農業体験ですとか、農泊体験とかさせるというのが動いております。県のほうでも、教育委員会や農政のほうメインになって、そのプロジェクトを推進するということになっておまして、予算の計上という意味では教育委員会や農政水産部のほうということになりますけれども、その推進に当たっては中山間・地域対策室も一緒になってやろうということで話を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○井上委員 政策的効果を出すには、各部が強く連携するということだと思うんです。長崎県は、ブリを上海にどんどん出しています。上海のブリのお返しとして、何をしているかといったら、長崎県の子供たちが修学旅行であっちへ行っているんです。総務政策常任委員会の議論の中で、修学旅行の誘致をという話が先ほども出ましたけれども、それは大きいんです。子供たちが動く。これは将来的な広がりになるのではないかという期待感がすごくあるわけです。修学旅行というのは大きな力を持っているわけです。そういうことも含めて子供たちを動かしていく。これはすごく学びの場所でもあるし、中山間地域に行ってそこで学習もすると同時に、自分たちの地域がどういうところなのかということを実際体験していくということは、教育的効果も大きいので、ほかのところからという感覚ではなく、もっと中山間地対策の一つの位置づけとして大きく力を持ってやっていただきたいというふうに思うんです。それを要望しておきたいと思います。各部との連携を深めない限りは、県民政策部の力というのは発揮で

きないというふうに思うんです。それをぜひひとつお願いしておきたいと思います。

それと、先ほど国際音楽祭のことをずっと議論もさせていただきました。国際音楽祭は、それでは、宮崎県を売り出すものの一つのポイントには全くならないのかということです。宮崎県を売り出すときの観光の一つの、お客を呼ぶときの一つのポイントには全然ならないのか。その視点が抜けると、私は問題なんじゃないかなと思うんです。商工観光労働部と宮崎国際音楽祭とのそういう位置づけ、商品価値みたいなのは議論をされたことがあるのかどうか、それを聞いておきたいと思います。

○丸山県民政策部長 国際音楽祭ですけれども、音楽祭が始まったときと、シーガイアがグランドオープンしたのは多分一緒の時期だったのじゃないかと思っているんです。ですから、宮崎県の観光をシーガイアを核にして一方では売り出す、あるいは一方では文化的な面で宮崎国際音楽祭を連動させて売り出す、そういう思想があったと思います。その思想は、一つの観光の手段として、宮崎国際音楽祭も売り出していく必要があるし、今まで以上に情報発信していく必要があるんじゃないかと考えております。

話は変わりますけれども、先ほど議論がありましたけれども、懇談会は10名以内でいろんな方、地域バランスとか、専門家等、総合的に勘案して選ぶわけでありまして、2名の方は公募したいと考えております。その中で、今の芸術劇場の館長さんは初回から総監督みたいな立場でずっとタッチしてきておられます。ですから、芸術劇場は芸術劇場なりの音楽祭に対するスタンスや考え方を整理されていると思います。県は県で整理しろという話がありましたので、そこらあたりはもう一回議論をして整理したいと

考えております。その中で、懇談会に対しては、芸術劇場の考え方、県の考え方を、多分初回になると思うんですけれども、そこらあたりの考え方を披瀝して、懇談会の皆さんの議論を聞いてみたいと考えておるところであります。

○井上委員 これは関連してずっとというふうに理解していただけたらいいと思うんですけど、総合交通課が持っている航空ネットワークも、実際にどこに観光客がおりて、その観光客をどうこっちに引っ張ってくるかということもそれには入っていると思うんです。人の流れをどうつくっていく、宮崎にどうやって人を呼び込んでいくのかということは大事だと思うんです。

私は昨日の総務部と議論したときに、フィルムコミッションで職員で自主企画で行きたいところがあるとかいったときに、その国はどこですかと聞いたら、イギリスと言ったんです。それは何をイメージしているのかと疑問に思ったんですが、最近、映画なんかで言えば、「レッドクリフ」「K-20」、怪人二十面相なんですけど、映画も含めてアジア系なんです。怪人二十面相は、一部は中国のほかのところの地域も入っていたと思うんですけれども、撮影した場所が多くは上海と山口県なんです。ちょっと視点が——宮崎県は大方が東アジア戦略をとっているわけで、その東アジア戦略と皆さんたちが考えていることが、執行部全体の中で整合性がとれているのかなど、流れがよくわからないところがあるわけですけど、そういうところをもう少し整理していただくといいなど。韓国と台湾だけ飛んでいるから、決してそれでいいというものではないと思うんです。

今、福岡に中国の富裕層の人たちがクルージングで来ている。先日、九州の県議会議員の研究交流大会のときに、福岡の方が喜んでおっ

しゃっていましたけど、クルージングの数が多くなって、資生堂の化粧品と太宰府天満宮の学業成就のお守りと真珠を買って帰るといふわけです。大量に買って、すごくお金をばらまいて帰る。喜んでおっしゃっている。そこでとめるなよという話なんです。もっとこっちにも人をおろせよと、観光客をおろせよという話なんですけど、そういうのを考えると、きのうもその議論が出ましたが、宮崎県としてどうネットワークをきちんと張りながらやっていくのか。県民政策部というのは、そういう意味では、相対的に宮崎県全体の政策の中心なんだから、そういう点での各部の連携というのをもっとしっかりやってもらって、形が出てくるようにしてもらえたらなと思うんですけど、総合交通もここできとまっていたいいのかというのが疑問なんですけど、それはどうですか。

○丸山県民政策部長 今、県は2路線持っているわけです。国際線ではソウル線、これは8年前になりますけど、それから台湾線、これが6月で1年になりますけれども、確かに我々も、仕分けとしては、こっちから台湾、ソウルへ送り出す、いわゆる搭乗率向上については県民政策部の総合交通課のほうで担当すると。入りのほう、ソウルあるいは台湾からの宮崎への呼び込みについては、商工観光労働部で担当する。そういう仕分けはできておまして、そういう格好でやっております。ただ、国際航空というのは双方向での、フィフティー・フィフティーで高いレベルでの誘客送客が一番大事でありますので、仕分けしているというものの、連携もしているところであります。ソウルにも商工観光労働部と県民政策部一緒に行ってセールスをやりますし、台湾でもそうであります。形として委員の皆様には見えない分があるかもしれま

せんけれども、執行部としてはやっておりますので、それをもうちょっと見える、パンチのきいたところで21年度以降も取り組んでまいりたいと考えております。

もう一点は、例えば台湾からのお客さんがどういうルートでどこから出ているというのは、資料等は調べております。もうちょっと具体的に言いますと、台湾から定期便で宮崎に入っただけで、高千穂を経由して阿蘇を通過して福岡から出るケース、もちろんハウステンボスなんかにも寄られるコースもあります。それと逆のコースもあるわけです。福岡から入って宮崎から出ていく。それと、宮崎から飫肥のほうに行くと、指宿に行くと、北上して熊本を回って福岡から帰る。それから、逆のケース、これがあります。通過していただくと金は落ちないわけですから、いかにして宮崎に1泊あるいは2泊していただくかが重要でありますので、そこらあたりの視点を最重要視して、また商工観光労働部あたりとも連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○井上委員 今の部長の答弁で結構なんですけど、各部との連携——結局少ないお金かもしれないけど、政策的効果が十分出るように各部にもっとアプローチするというのも県民政策部がしないといけないのではないかというふうに思います。

先ほど言いました中山間地域のところは、宮崎県の子供たちが中山間地にどんどん行くというふうにならないと、交流し合うようにならないと、中山間地域対策というのは外向けばかりではだめなので、親も連れていくぐらい、親も一緒にとりあえずいらないといけないのではないかと考えておりますので、そこは教育委員会と十分議論していただきたいというふうに思いま

す。

○黒木委員 総合交通課長、私は一般質問でも出したんですけども、国の予算が通った、そうしますと、4月下旬から高速道が1,000円になってかなり遠いところまで行ける。入ってくるほうも来やすいですね。宮崎にもかなりそういう面では観光客も来るかもしれない。入ってくると思うんです。ただ、その分、カーフェリーの利用がかなり落ち込むだろうと、これが非常に心配しているんです。今も支援はしているだろうと思うんですけども、カーフェリーが宮崎県としては大事なんです。これがなくなるといことになるで大変ですから、この支援をどうやっていくのか。また、国に対してもお願いせないかん。これは全国的な問題も船にはあるわけですから、その辺はどうですか。

○渋谷総合交通課長 そういった話でしたので、宮崎カーフェリーも非常に大切な航路です。13日に早速、鹿児島県と大分県と私ども3県で上京いたしまして、国交省の重立ったところに対して要望活動をやろうということで今進めているところでございます。

○黒木委員 ぜひ、南九州だけでもそういう陳情をしていただければというふうに思います。今言いましたように、宮崎県にもそういう車はたくさん入ってくると思います。観光にも来やすいし、出ていくほうも出ていくんですね。といいますのが、福岡に買い物に行こうとか、もっと遠いところに買い物に行くとか、逆に今度は宮崎県からもかなり出ていく可能性もあります。その辺も十分入ってくるように対策をお願いしておきます。

○中野廣明委員 お願いですけど、中山間地の話がありました。国富は、その分野に入らんのだけ、端っこのほうに行くと、限界集落みた

いなところがあります。先週の日曜日、法華嶽の下小学校が閉校になった。今度の日曜日は、緒方課長の母校がなくなる。学校は、いろいろ聞いていると、去年、耐震構造にしたばかりだという話です。民間でいろいろアイデアが出てきて跡を使えばいいけど、恐らく今の調子では出らんだろうなと思うんです。これを活用した地域の動きが、いろいろ話に来るわけです。県会議員をしていると、何でも話に来る。

いろいろ考えるんだけど、中山間地というのは農政もやっている。林務もやっている。私が何か考えようかと、いろいろあるけれども、逆に、国の補助事業を見てアイデアが出るかもわからんわけです。補助金が交付金に化けて、国が直接やっているのもあるわけです。今言ったような廃校が県内でもいろいろ出てくる。廃校跡地の再利用というような形で、当てはまるような補助事業、国の交付金、これを一回整理してもらいたい。こっちで探そうと思ったら、農政の補助事業を見たらこれぐらいある。これから出てきますよ。そういう整理も一回して、私は早いうちにももらいたいんです。ことし3月いっぱい閉校になるから、これを1年も2年もほっといたら、逆にまた使い物にならんだろうと思うんです。市町村でもそういう資料というのは必要だと思いますから、総合政策課がありますから、そこでぜひそういう補助金の整理をお願いしたい。

○渡邊県民政策部次長 今、中野委員のおっしゃったことは、日之影町に鹿川中学校があるんですけども、廃校になったんです。日之影はどういうことをやっているかという、宿泊施設に衣がえをしようとしています。たしか国の補助金を使っているんです。それを実はある企業が職員の研修施設に使おうかという話もあ

りまして、だから、いろんな展開が考えられるんだと思うんです。我々も小中学校の廃校をずっと調べておりまして、実態を全部調べて、使っているところもあるんです。地域でPTA活動とかそういうので使っておられるところもありますし、使っていないところもあります。かなりあります。それをどういう形で地域振興に結びつけていくかというのは本当に大事だと思います。施設がもっていないですから、そういう視点で我々はおります。

○鳥飼委員 何点かお尋ねしたいと思います。中山間地はまた後ほどということで、人権同和対策課にお尋ねします。49ページ、みんなの人権！思いやり交流プラザ開催事業、以前は、人権フェスタというのがあったような感じがしたんですけれども、それとの関連があれば、この事業について説明をお願いします。

○酒井人権同和対策課長 おっしゃるとおり、以前と名称が変わっておりまして、20年度まで3カ年事業で実施しておりまして、好評であるということも踏まえまして、その3年間の事業の実績の足りなかった点を拡充するというような形で新たにお願ひしております。拡充したいと思っておりますのは、現在、20年度までの主力が、NPOなどの団体を対象にした県民への展示とかアピールとかをしていただいているんですけど、企業あるいは事業所単位で人権問題に取り組んでいらっしゃる企業がありますので、こういったところの紹介等をしていただくことによって、企業にとってはPRになるし、県民にとっては人権意識の高揚につながる、そういった事業を展開させていただきたいと思っております。

○鳥飼委員 ありがとうございます。頑張ってください。

情報政策課にお尋ねします。54ページになると思いますけど、予算自体が一般会計で1億7,000万減額になっているんですけれども、恐らく大型コンピューターの廃止でサーバ管理委託ということではないかと推測するんですけれども、この辺の御説明をお願いします。

○渡邊情報政策課長 主なものを申し上げますと、委員御指摘のとおり、県庁の4号館、県税事務所が入っている上のほうに、従来、情報政策課がございました。そここのところの大型の共用コンピューターを今年度で廃止いたしました。それに伴うものが約8,000万減額になっております。それと、先ほど委員会資料で御説明しました38ページ、国の事業の枠が拡充いたしましたということを申し上げましたが、従来、国の枠から漏れていたものを平成18年から20年まで県単事業ということで、当初は5,000万未満のものを対象にしていました。国が3,000万まで落ちてきたということでやっていたものが、今回、国のほうがすべて国の助成事業、補助事業として対応できるということになりましたので、昨年度まで県単の携帯電話サービス地域拡大支援事業というのがございましたが、これが結果的に廃止になりました。これが大体3,500万、そういうものが主なものとして少なくなっているというものでございます。

○鳥飼委員 中山間地域対策の関連でお尋ねしますが、予算的には、14ページ、15ページかなと思うんですけれども、該当する事項だけ列挙していただけますか。

○後沢中山間・地域対策室長 当室の所管の事業について列挙して申し上げればよろしいですか。まず、15ページですが、(事項)中山間地域活力再生支援費の説明欄1から5すべて、その下の(事項)過疎対策推進費の説明欄1から3

すべて、その下の（事項）ふるさとづくり推進事業費の説明欄1から4すべて、その次の（事項）地域活性化促進費の説明欄1から7まですべて、16ページ、（事項）水資源対策推進費すべて、（事項）エネルギー対策推進費の説明欄2の水力発電施設周辺地域対策事業が当室の所管です。17ページでございますが、（事項）土地利用対策費の1から7まですべてということになっております。

○鳥飼委員 ありがとうございます。先ほども質問が出ていたようなんですけども、新規事業、改善事業については後ほどお聞きいたしますが、例えば15ページの過疎対策推進費ということで200万、ハード中心の過疎法に基づく計画の進捗状況を確認する事務費ということになっておりますけれども、これも事項を分けている意味があるのかなという気がするんです。中山間地域対策としてはこういうことを打ちますよといったときに、事項で分けていると、これは別のことをやっているのか、これは本当に中山間だなというふうな気がいたしますし、ふるさとづくり対策事業もそうなんですけれども、この辺はどうなのかなという気がするんですけども、その辺の考え方についてお示しいたきたいと思います。

○後沢中山間・地域対策室長 事項につきましては、当然その下にぶら下がっている各種事業が主に何を狙っているかという観点から分けているところでございます。事項の中山間地域活力再生支援費についてはどんぴしゃですね。中山間地域振興を考えるとという事業がぶら下がっているわけですが、ふるさとづくり推進費ですとか地域活性化促進費ということになりますと、地域づくりという、より広い概念でとらえて講じている施策が説明欄の具体的な事業と

して並んでいるものですから、中山間地域と一つにすることがなかなかできないとか、一つ一つの事業の目的に照らして事項に割り振っているというところでございます。

○鳥飼委員 わかりにくいというか、過疎地域と中山間地が重なるのではないかなと。今のお話でいくと、例えば宮崎にもふるさとづくり推進事業が当てはまるということにもなるんだろうと思っているんですけども、そういう意味では、中山間・地域対策室で持っているというのはわかりにくい。地域振興課時代の名残で引きずっているのかなという感じがするんですけども、そんな感じがしましたので、申し上げました。

中山間地域集落点検モデル事業というのがございまして、いろいろと質疑も出されたところですが、事業の概要についてそれぞれお聞きしていきますが、集落支援員というのが新たに掲げてあるわけですけども、例えば区長さんとか、公民館長さんとか、地域のリーダーとか、そういう人たちになると思っているんですけど、新たに集落支援員をとというのは、その辺の関連はどんなふうに考えていけばいいのか、どんなふうに市町村に説明していかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○後沢中山間・地域対策室長 集落支援員は、この事業概要に書いてございますとおり、一つの集落を巡回しながら、集落の現状、住民の意向を把握する。それをもとに集落の点検を実施する。集落ごとの将来像の話し合いのコーディネーター役を果たす、そういう立場の人だというふうに考えております。今御指摘のあった区長さんですとか公民館長さんが結果として集落支援員としての役割を果たすということはあるかと思いますが、我々としては、支援員イ

コール区長さんということではなくて、区長さん以外の、例えば役場のOBの方が集落支援員として活動する、そのときには区長さんとの連携というのがあるんでしょうが、ということもあり得ますし、都市部の若い人が、地域についてはわからないけれども、フレッシュな視点で集落支援員をやるということもあり得ると思っておりますので、必ずしも集落支援員イコール区長さんということではないというふうに考えております。

○鳥飼委員 そうしますと、イメージですけども、例えば五ヶ瀬町が県北にあります、五ヶ瀬町に集落支援員を1名置いて、チェックして回るというか、そんなイメージをすればよろしいんでしょうか。

○後沢中山間・地域対策室長 イメージとしてはそういうことですが、集落支援員は1名に限るものではないので、複数名ということも当然あるかと思っております。

○鳥飼委員 それは持っている集落によって、例えば人口どれぐらいというようなことで1名とか、そういう腹案とか持っておられるんでしょうか。

○後沢中山間・地域対策室長 この事業の支援を受けてやるという意味ですと、1つの市町村に積算上は1名という積算をしております。そういう意味では、1人ですべての集落を見るということは難しいと思いますので、幾つの集落を受け持つかということにつきましては、その市町村に幾つの集落があるのかということと連動してまいりますので、腹案として1人5集落とか10集落とかいうものを持っているわけではございません。

○鳥飼委員 ということは、1人もしくは2～3人になるときもあるということですか。

それから、いきいき集落応援事業ですけども、ここに事業の目的、概要とか書いてあります。ここも同じように、限界集落ではないんです、いきいき集落ですよということなんです、宮崎市でもこういうのに応募すれば該当するというので理解していいんでしょうか。

○後沢中山間・地域対策室長 いきいき集落は、さすがに宮崎中心部というのはイメージしておりませんが、周辺部で中山間地に近い状態のところはありますので、そういうところがいきいき集落として名乗りを上げることは十分あると思っております。

○鳥飼委員 別に中山間地という断りはこれにはないんですね。私、宮崎市内の阿波岐原におるんですけども、あそこは最近、イオンもできて街になったんですけど、その隣なんです、防災事業をやったりとか、一ツ葉の浜の渡り鳥の営巣の地を整備するとか、そんな事業をやっているんですけども、そういうのは中山間地じゃないから該当にならないということなんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 その地域がどんなところなのかにもよるんですけども、なるべく広く受けとめようと思っておりますので、委員のおっしゃったところがそのまま当てはまるかどうかというのは、私もイメージがわからないところもあって申しわけないんですが、基本的には手を挙げてきたところは広く受けとめようというふうに思っております。

○鳥飼委員 当初は、限界集落はイメージが悪いからこれを変えようじゃないかということでしたけれども、当初の目的からすると、大分変わってきたということですね。

○渡邊県民政策部次長 この枠はやっぱり中山間地対策なんです。中山間地域という定義をやっ

ていないんです。いわゆる地域振興関係の5法というのがあるんですけど、そういうのにかぶさった地域を我々としてはおおむね中山間地域としてやろうじゃないかということで、以前の委員会でも御説明したんだろうと思います。したがって、そういう枠は一応保ちながら集落認定をしていかないかんとというのは、思想としてありますので、そのあたりは無規律にどんどん広がっていくということじゃないということをご理解いただきたいと思えます。

○鳥飼委員 宮崎市はコミュニティ税で大騒動だものですから、そういうお金が来ると、コミュニティ税を取らんでもいいかなという感じがいたしまして、お尋ねしました。

中山間地域等創造支援事業というのがありまして、先ほどそれぞれ委員から質問があったところですが、言葉じりをとらえるようで恐縮ですけれども、地域創造枠のところでも市町村の骨太な地域計画というのがあるんですけど、これはどんな意味ですか。大まかな計画、別に骨太と入れんでもいいのかなと思ったんですが、何か意味があって入れられたのかなと思うんですけど。

○後沢中山間・地域対策室長 ここで言っている骨太というのは、取り組みの幅が広いという意味で使っていて、その地域の将来像が何かあって、実現に向けていろんな要素が組み合わさって実現しようとしている取り組みということで骨太という言葉を使っています。決して計画自体が膨大な作文をつくるか、そういう意味での骨太ということではございません。

○鳥飼委員 わかりました。

事業費が1億ということで補助率がいろいろ書いてあるんですけども、イメージがわからないんですが、限度額とかそういうものはあるん

でしょうか。それと、何件程度想定しておられるのか、その辺を御説明いただきたいと思えます。

○後沢中山間・地域対策室長 まず、件数については、地域創造枠については2～3件ぐらいというふうに考えております。限度額につきましては、ソフトとハードで分けて考えています。ハードで2,000万、ソフトで500万ということで考えているところでございます。

○鳥飼委員 限度額はあるんですね。書いていないから何かなと思ったんですが、ハードで2,000万、ソフトで500万ということ、これも2～3件ということですか。

○後沢中山間・地域対策室長 ソフト、ハード含めて2～3件と。その取り組みの中で、ソフト的な取り組みに対しては500万限度、ハード的な取り組みについては2,000万限度ということでございます。

○鳥飼委員 2番と3番の一般枠、条件不利地域市町村枠の限度額と件数見込み額を御説明いただきたいと思えます。

○後沢中山間・地域対策室長 まず、一般枠と条件不利市町村枠につきましては、件数につきましては、前身の個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業の実績などを勘案しまして、一般枠、条件不利市町村枠、合わせて5件とかそれぐらいかなと。限度額につきましては、まず一般枠についても、広域連携市町村枠と合併市町村枠、いろいろあるんですが、例えば合併市町村枠のハード事業で1,500万、条件不利市町村枠の最も条件のいい枠を使った場合のハード事業でやはり1,500万ということで考えております。

○外山委員長 4時になりますので、続けるのであれば休憩したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 57 分休憩

午後 3 時 59 分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

○鳥飼委員 苦勞が多いでしょうけれども、頑張ってください。

○外山委員長 その他ございますか。

○米良委員 2つ、3つお聞かせください。総合交通課長、ようやく物流の支援事業が動き出したという感じがしますが、何で6カ月だけの補助なんですか。

○渋谷総合交通課長 今、関東航路利用促進事業というのをやっています。これは、「南王丸」について19年度、20年度の事業としてやっています。これが実は3カ月の助成をしているんです。この関東航路も踏まえて、新しい事業を今回、関東航路だけじゃなくて、JR貨物とか、ほかの航路も含めて助成することにしたんですが、考え方としては、一定の長期間やらんと効果が出ない、コストの問題とかりスク管理とかそういったことから考えると短期間じゃいかん、3カ月ぐらいでは効果が出ないだろうということで、今回さらに延ばして6カ月支援をしようということに決めたところでございます。

○米良委員 私は、1年間の事業だから、12カ月何でやらんのかということをお前提にして尋ねたんです。

○渋谷総合交通課長 6カ月ぐらいやれば効果が出るのであろうということでしたんですが、いずれにしても、1年間というのは非常に厳しゅうございます。と申しますのは、新年度から入って行って、業者についても連絡調整とかそういったことをしないといけないということがありますので、幾ら早くても7月、8月ぐらいからしか取り組めないんじゃないかと思っています。

そういったことからいくと、6カ月ぐらいが相当かなということで、今回6カ月とさせていただいたところでございます。

○米良委員 わかりました。トラック業界は業界としての考え方があると思うんです。自分たちは陸路でずっと運ぶという方もおられると思うんですけれども、トラック業界との摩擦という語弊があるかもわかりませんが、その辺まではなかったものでしょうか。将来考えられないものでしょうか。

○渋谷総合交通課長 トラック業界につきましても、中長期的に考えると、ドライバーの高齢化が進んでいる。人の手配ということに苦勞されているということがございまして、かなり長距離を陸路で走るといのは困難だという、そういった意味もあって、それが一つです。それから、モーダルシフトという流れがございまして、これを実施するに当たっては、トラック業界に対しても十分御理解いただくために説明しようと思っておりますが、そういったことを考えますと、摩擦というか、そういったことは起きないものというふうに考えております。

○米良委員 わかりました。

もう一つ、黒木覚市委員からも、この前の一般質問で細島港を中心とした海上輸送の話が出ました。長い間、議論をしてきたんですけれども、将来的に、宮崎県の農畜産物の流通の問題で海上輸送というのを考えたとき、特に北のほうが細島に近いんですけれども、そういうことを前提にして、これからそういうものを具体的に宮崎県も考えていかないかんのじゃないかと。ただ叫ぶだけでは——実際にそういう事業を起こしていくという時期に入ったんじゃないかと思うんですけれども、それに対する皆さんたちの考え方というのはどうですか。具体的にこれ

から入っていかなきゃならんと思うんですけども。

○渋谷総合交通課長 要は、荷物がどういうふう
に流れるのか、どれだけ集約できるのかとい
うことを図っていかなといかんのだろうと思っ
ています。私どもとしては、そういう視点を持っ
て今後の動向を考えていかないといけない。実
は、港湾整備を担っております県土整備部に
おきましては、21年度に東九州自動車道が通ると
か、そういったことを前提に一定のアンケート
調査みたいなこともやりたいというふうに考
えていらっしゃるようですので、そういったもの
も含めて県土整備部とも十分連携を図りながら、
対応していきたいというふうに思っております。

○米良委員 いずれにしても、経済連あたりが
要請というか、希望というか、将来の見通しが
立たない中での農業振興ということを標榜して
いますと、不十分なんです。片一方はどんど
んやれやれと言うけれども、県を主導として前
に進まないというジレンマもありますから、そ
こあたりも具体的にこれから真剣に取り組ん
でいかなきゃならんのではないかということ
を考えるものですから、真剣にこれから考
えてみてください。要望しておきます。

もう一つ、女性両課長にお聞きします。統計
調査課長、せっかくお金かけて統計を出しま
すが、県民手帳には部分的に出るんです。緒方
秘書広報課長もおられますから、私は特に言
うんですが、県の広報を通して部分的でも小
出しをしていって、みんな必要ですけれど
も、この時期はこの統計を出したいというの
があると思うんです。それをもとにして県民
の生活というのは経済的にも動いていくわけ
ですから、県の広報を通して県民に知らし
めるというのも大事じゃないかと思いま
すけれども、せっかくの調

査が、死んでしまいますという変な言い方
ですが、そのあたりはどうですか。

○橋本統計調査課長 おっしゃるとおり、統計
につきましては、活用させていただいてこそ
のものでありますので、私どもは、統計調査
の結果につきましては積極的に出しているつも
りではございます。ただ、今のやり方といた
しましては、予算等もそう潤沢にあるわけ
ではございませんので、例えば印刷室で印
刷いたしましたものをお配りするとか、そ
ういったこともいたしておりますし、また
ホームページでも最新情報を掲載するこ
とにはいたしております。それから、もち
ろん秘書広報課のほうの予算を使わ
せていただきたりとか、そういったこと
もやっ
てはいるところですけども、やっている
ことが皆様方に認識していただい
ていないということになりますと、
また今のやり方もさらに工夫
をしていかなといけないと思っ
ております。

○米良委員 余り出ていないものね。県の
広報に余り出ていないでしょう。要望
しておきます。

高原課長、多重債務の話が出ました
けれども、私は、何で消費生活セン
ターかなと思って、さっきから首
をかしげるんです。消費生活セン
ターで扱うということは、女性対
象が多いんでしょう。そういう観
点で見ると、御婦人方、女性の
皆さんたちにそれに対する教育、
その場所、場
というのが必要ではないかと思
うんですけども、その辺はどう考
えていますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 多重債務、
すなわち女性ということはありません。
もちろん女性もですけども、男性
のほうが多重債務の相談は多いぐ
らいです。ちなみに、委員がお
っしゃったように、まず消費生活
センターの場所に会議室とか研
修室的なものがござい
ますので、

そちらのほうで皆さんをお呼びしていろいろ講義をするという場もございます。あるいはどこかに出前という形で行くということもありますので、消費生活センターとしては積極的に多重債務の関係についてもアピールしています。そういう事業の中身ではなくても、最近の話題として多重債務及び振り込め詐欺がございますので、それを必ず最後に加えて、もう一度注意喚起をするといったようなことも行っております。また、最初におっしゃいましたような県の広報等、これにつきましても、相当活用させていただいていますけれども、今後ともしっかりとやっていきたいと思えます。

○米良委員 ぜひお願いします。

文化文教・国際課長、ブラジルにあなたは行かれるんですか。

○福村文化文教・国際課長 県民政策部6人ということで上がっていますので、まだ候補になるかどうかわかりません。

○米良委員 ぜひ行ってください。実は5年前に、55年の記念事業に僕は行ったんです。そのときに何の要請を受けたかという、ブラジル県民会館の土地は準備していますと。米良議長、どうしてもこれをつくりたいんですわと。ぜひ補助してくださいという話がまだ残っているはずです。そういう話が恐らく出ます。そのときは、頭の隅に置いていただいて、将来的にどうするかということを課長、描いて行ってください。歓待を受けますし、喜ぶますし、そういう希望、要求の強いのがありましたから。ほかのところは何県か持っているそうです。宮崎県もぜひひとつ補助していただいて、あのときは長野県の会館を借りてやったのかな。そういうつもりでぜひひとつ、そういう思いを持って行ってください。お願いしておきます。

○福村文化文教・国際課長 県人会館の経緯については伺っておるんですけども、県人会長が帰ってこられたときにいろいろとお話を聞いたりします。県人会組織でどういうふうに考えているのかということを知りたいんですけども、ちょっとしぼんできたかなというような感じがしているところがございます。経費について3億円ほどかかるようなことを考えておられるようで、県の財政からは厳しいかなということで、はっきりした結論を申し上げているわけではないんですけども、そういう話はしたところでございました。

○米良委員 本当に思いが強いんですよ。あのときは江藤出納長と行ったんです。一般の方も含めて県内から50~60人行きました。いろんな事業でいろんな歓待を受けまして、いい交流もできましたけれども、そういう思いの強かったことは今も忘れません。今度も恐らく出ますよ。私の名前も出ると思えます。大きいことを言って帰りましたから。ひとつよろしく。

○井上委員 答弁は要らないんですが、先日、私、議場でも申し上げましたが、知事の記者会見の関係ですけども、緊急経済対策の記者会見のときにも、やる気がなさそうな、職員に答えてみたいな感じで記者会見……。結局あれはライブで流れることと、後で「知事の部屋」をアクセスすれば県民は見れるということなので、できたらあの記者会見のときに、相手は県民であると、そこに来ている各社の記者ではないということをお理解いただいて、もう少し県民に対してアピールするような形で記者会見の場所ではしっかりと物を言っていたらいいなと。それが県民に対する県民総力戦の第一歩になるのではないかとこのように思っています。知事に対して言いづらいかもしれないけれども、そ

のようなことをよろしくお願いします。

○外山委員長 以上で県民政策部の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時15分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

明日は、午前10時から会計管理局の審査を行うことといたします。

本日は以上で終了いたします。

午後4時15分散会

平成21年3月12日（木曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	新見	昌安
委員		米良	政美
委員		中村	幸一
委員		黒木	覚市
委員		中野	一則
委員		中野	廣明
委員		鳥飼	謙二
委員		井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

会計管理局

会計管理者	長友	秀隆
会計管理局次長	中西	秀徳
会計課長	井上	昌憲

人事委員会事務局

事務局	長	大野	俊郎
総務課	長	吉田	親志
職員課	長	大野	保郎

監査事務局

事務局	長	佐藤	勝士
監査第一課	長	川越	長敏
監査第二課	長	篠田	良廣

議会事務局

事務局	長	石野田	幸蔵
-----	---	-----	----

事務局次長	弓削	孝幸
総務課長	田原	新一
議事課長	富永	博章
政策調査課長	桑山	秀彦

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田	渉
議事課主査	湯地	正仁

○外山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました会計管理局予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○長友会計管理者 会計管理局の平成21年度当初予算案について御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の433ページをお開きください。会計管理局の予算は総額5億5,795万3,000円でありまして、前年度当初予算に比べますと、金額で1,010万3,000円、率で1.8%の減となっております。

その主なものにつきまして御説明申し上げます。437ページをお開きください。（目）一般管理費の（事項）職員費2億9,348万3,000円でございます。これは、会計管理局職員の人件費でございます。

次に、（目）会計管理費の（事項）出納事務費でございます。これは1億6,949万3,000円でございますが、出納事務執行及び財務会計システムの運営管理等に要する経費でございます。なお、出納事務執行に要します経費の中に、今回新たに計上いたしました金融機関に対する窓口収納事務手数料800万円が含まれております。

次に、（事項）証紙収入事務費9,497万2,000円でございますが、これは、県の証紙売りさばき

に要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○外山委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑をお願いいたします。

○中野廣明委員 437ページの財務会計システム運営管理費は、恐らくパソコンの管理費、こういうのが高いか安いかというのは何か見方があるのか、難しい。

○井上会計課長 実は昨年、栃木県の会計課のほうが生じた全国の調査があります。ただ、数は出てくるんですが、委員おっしゃるとおり、対象業務とか受ける会社等も変わってきておまして、比較がなかなか難しいという状況ではございます。

○長友会計管理者 これも、いずれにしても、情報政策課におります専門職員の審査を通して査定見積もりをしておる金額ではございます。

○中野廣明委員 これは単価があってないような開発費だから、できれば同じような、1億2,000～1億3,000万規模のところがどれぐらい、今後の参考に、何か参考に見るべきかなど。

○外山委員長 そのほかございますでしょうか。

○黒木委員 関連。これは同じ会社がずっとやっているんですか。それとも入札しているんですか。

○井上会計課長 私どもは富士通にずっと同じでお願いしております。

○外山委員長 以上をもちまして、会計管理局を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時11分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○大野人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成21年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の521ページをお開きください。予算額は1億5,401万7,000円でありまして、対前年度比1.3%の減となっております。

次に、525ページをお開きください。(事項) 委員報酬672万6,000円は、人事委員3名に対する報酬であります。

次の(事項) 委員会運営費79万2,000円は、人事委員会の開催等に要する経費であります。

次の(事項) 職員費1億1,942万5,000円は、事務局職員15名の人件費であります。

次の(事項) 事務局運営費661万円は、事務局運営に要する経費であります。

次の(事項) 県職員採用試験及び任用研修調査費1,401万4,000円は、採用試験の実施等に要する経費であります。内容につきましては次のページをごらんください。まず、1の県職員採用試験に要する経費は、試験問題の印刷などの試験実施に係る事務的経費、及びホームページ、パンフレット作成等に要する経費であります。2の任用制度等に関する調査研究に要する経費は、人事行政の調査研究や採点処理等に要する経費であります。

次の(事項) 警察官採用共同試験実施費237万2,000円は、警視庁ほか3府県と共同で採用試験を実施する経費でありまして、試験案内や試験問題の印刷等の事務的経費であります。

次の（事項）給与その他の勤務条件の調査研究費208万8,000円は、人事委員会勧告等に要する経費であります。内容についてですが、まず1の給与報告及び勧告に必要な調査研究に要する経費は、民間給与実態調査、給与報告・勧告などに要する経費であります。2の給与その他の勤務条件の調査研究に要する経費は、勤務条件に関する調査、給与の支払い監理等に要する事務的経費であります。

（事項）審査監督費199万円は、不服申し立ての審査等に要する経費及び労働基準監督関係に要する経費であります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、お手元に受験案内がきょうの朝できてまいりましたので、ホットなものですが、参考までにごらんいただければと思います。

○外山委員長 以上、説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いいたします。

○中野一則委員 このモデルは職員ですか。

○吉田総務課長 県庁の職員でございます。看護師さんと事務職の方ということになっています。

○中野一則委員 20年度採用のということですか。

○吉田総務課長 新採ではございません。2年なり3年なりたった職員ということですか。

○中野一則委員 選ばれた基準があったんですか。

○吉田総務課長 特にないんですが、見ばえのいい方と言うとちょっとあれですけども。

○中野一則委員 応募がたくさんあることを願っております。

○米良委員 局長でも結構ですが、後学のために、526ページの不利益処分に関する不服申し立

てという、内容的にはどういうことでしたか。

○大野人事委員会事務局長 具体的な今度の事例ですか。不利益処分というのは、懲戒免職とか懲戒処分を受けた方がそれは不服だと、懲戒処分を受けて職を失った方が人事委員会に審査請求を上げるわけです。その結果、言い分があるという場合には変更することもあります、棄却することのほうが大半です。その処分に不服がある場合、今度は裁判所のほうに訴えることもできるわけです。具体的に内容は言いにくいんですけども。

○米良委員 人事委員の一つの職務でしょうか、20年度の場合、どのくらいあるものですか。

○大野職員課長 申し立ての件ということでございましょうか。今年度の審査ということで行ったのは3件でございまして、昨年度に引き続いて継続しておりますのが1件、新たな申し立てが2件ということでございます。昨年度継続しておりますものについては、今年度、私どものほうで裁決をしております。残る2件については、1つが審理中でございます。あと1つは、受理の要件を満たさないということで却下しております。

○米良委員 わかりました。

○井上委員 1つだけ教えてください。通勤手当で最高支給額1月当たり5万5,000円となっているけど、大体どこからどこの場合ですか。相当遠いところまで自宅から通えるということですか。

○大野職員課長 例えば、宮崎から延岡というところでJR等を利用してという場合は、かなりの費用がかかります。遠距離が多いんですけども、この限度額で措置するということになります。

○井上委員 人事委員会は違うのかな。職員の

通勤手当というのは総額どのぐらいになるものですか。それは総務だね。わかりました。

○黒木委員 職員で例えば飲酒運転をして事故を起こした、基準的にはこれは免職ですね。そういう職員がどこでどういう処罰を受けるとか、そういう基準というのは全部できておりますか。

○大野人事委員会事務局長 人事課のほうでそういう基準をつくっております、例えば飲酒運転で事故を起こした場合は懲戒免職が適用になることが多いです。まして人身事故なんかになりますと、今はかなり厳しい処分をしております。

○黒木委員 それは人事課のほうがつくって、それで不服申し立てが来たときに受けるということになるわけですか。

○大野人事委員会事務局長 処分は任命権者がやります。その結果に不服がある場合に、人事委員会に審査請求が上がってくるというわけでございます。

○黒木委員 別なことだけれども、例えば、県の職員の皆さんの退職金と市町村の職員の退職金、こういうのはどこが是正していくんですか。地方のほうが高いじゃないかとかある場合は、そういうのは何も関係なしで、県は県というふうに見ているんですか。

○大野職員課長 県の退職手当の場合は基本的には人事課のほうで、知事部局のほうで行うということで、退職手当のあり方については私も人事委員会のほうでどうするかという調査研究等はしております。市町村については基本的に市町村課のほうで指導を行うという形になっております。

○黒木委員 県の退職金を見たときに、私は日向ですが、日向のほうが高くて高いものだから聞いたんです。確かに答えにくいけれども、

県の退職金が市町村に比べると低いと思ったものだから、そういうのがいいのかなというふうに感じたものだから、不服申し立てが何も来ないわけだから、人事委員会のほうはどうしようもないわけですね。わかりました。

○中野一則委員 昔はよくラスパイレスというので比較表があったですね。県を100にしたときに市町村が何ぼ、国家公務員だったですか、県よりもオーバーしている市町村というのはまだたくさんあるんですか。

○大野職員課長 ラスパイレス指数ということで、国家公務員を100とした場合に地方公務員、県と市町村の職員ですが、どれだけの指数になるかというのでございまして、今おっしゃった市町村の場合において、100を上回っている市町村は宮崎市と延岡市ということで、これは平成19年4月1日現在のものがございます。

○鳥飼委員 先ほどの通勤手当のところでお尋ねしますが、限度額5万5,000円ということですが、実際通勤しておられる方は、通勤手当の額で通勤にかかる費用は十分担保されているというふうに思ってよろしいのでしょうか。

○大野職員課長 通勤手当を含めた手当については、民間の支給状況あるいは国及び他の地方公共団体の状況を見ながら、総合的に判断して定めるということになっておりまして、基本的には、国に準じた支給基準で支給しているということでございます。ただ、例えば特急等を利用して宮崎から延岡に通勤している者、そういう職員については、5万5,000円以外に特急加算というのがございまして、2万円を限度に支給しているんですが、これについては自己負担がかなり大きいという状況は出ております。

○鳥飼委員 大体どの程度を自己負担しているんですか。

○大野職員課長 宮崎から延岡に至る通勤をしているケースで言いますと、年間16万ぐらい自己負担が出ているという状況がございます。

○鳥飼委員 わかりました。東京だったら特急でなくても、普通でも特急みたいに行くから、宮崎の場合は特急でないと墓石が読めるというようなことでいろいろ言われましたけれども、そういう意味では通勤手当でカバーできるようにしてあげられるといいなと思っています。

補正のときにお尋ねしましたけれども、採用予定者名簿登載についても一回確認したいんですが、ずっと以前は、人事委員会に名簿登載をする。その中から、4月1日に採用の人もおるし、7月1日の人もおるし、10月1日の人もおるというような状況だったんですけれども、今までお聞きしたところでは、名簿登載の人については期待権があって、迷ったりしてというようなこともありまして、それぞれの任命権者から何名と言ってきた場合について、その人数だけを名簿登載して、そのまま入れ込むというふうになってきたと思うんです。私はこれまでも委員会などで、途中でやめられる方とかいるものですから、職場は人がいない、名簿に登載していないものですから人も来ない、そういう事例もあるので、名簿登載をやって、必要な人員を確保したほうがいいんじゃないですかということでお話をしてきた経緯がございます。この間の御説明では、その人数に若干プラスして名簿登載しているということだったんですけど、実態をもう一回御説明いただきたいと思うんです。

○大野人事委員会事務局長 今年度の試験から定数プラスアルファで、辞退する方のことも考えて、多く合格を出すようにいたしました。理論的には、例えば今度の4月1日に入庁した人

が事故とかあるいは病気等でやめなきゃならないというのが4月の末にでも起こった場合に、1カ月たっていますが、そういう場合は、まだ事例はありませんが、これからですので、人事課のほうが次の順位の人を採用したいという可能性は十分あります。ただ、秋になって急にやめたという場合に、では名簿順位の人を秋に採用するかどうかというのは、そのときの人事担当部局の判断によってなされるのではないかと考えております。理論的にはあり得ますけれども、実際にどの時点までにやめた場合には補欠採用するかというのは、まだ今のところは事例がありませんので、始まったばかりですので、そういう状況でございます。

○鳥飼委員 私、時々出先機関を回るんですけど、この間、普及センターに行ったら、机はあるけど、そこはいないんですということで、机は4つあるけど、2人しかいない、そんなところがあるものですから、「2007」で人数も絞っているという実態もありますし、定数からかなり減になってきている状況があるわけです。職場はぎりぎり仕事をしている中で、人が1人なくなるということは非常に打撃でもあるわけで、今進めておられるような形で要員をしっかり確保して仕事をやっていただくと。そうすることが結局、飛躍するようすけれども、一昨日、総務事務センターに聞いたんですけれども、休職、病休の人の6割ぐらいは精神的なものが多いという実態です。以前、私が勤めていたころは、大体定数でありましたので、そういう方もおられましたけれども、周りの人がカバーしてあげようということで、病気の人でもカバーしてきた経緯があるんですけれども、今はもうカバーする余裕がないんです。余裕がなくて、そしてそういう実態の中で結局仕事がやれないと

ということで休職とかに人が追い込まれているような状況がありますので、ぜひ余分に名簿登録して行って、後は任命権者、人事課とかそれぞれのところになりますけれども、そういう体制をぜひ継続していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中野一則委員 関連。合格通知を出して今までに、20年度、辞退者が何名ぐらいいたんですか。

○吉田総務課長 20年度の辞退者が、警察官も含めまして40名ほど出ております。

○中野一則委員 世の中が不況で雇用環境が悪くなった中で辞退者がこんなにいるというのは、辞退者はどういう理由で辞退されているんですか。

○吉田総務課長 ほかに国家公務員を受けたりとか、民間を受けたりということもありましたり、警察なんかでは、ほかの県の警察も受けたというのもあったりします。職員につきましては、試験日は九州全部一緒で、そこで選択は終わっているんですが、警察官の場合は日にちがちよっと違うものですから、ほかの県に行くということもあります。

○中野一則委員 辞退者はフォローするように、鳥飼委員が言われたような感じでフォローすることで全部確保できたわけですね。

○吉田総務課長 おっしゃるとおりでございます。今のところ採用予定に対する欠員は出ておりません。

○大野人事委員会事務局長 中野委員のおっしゃったとおりですけれども、昨年度までは定員しか合格を出さなかったものですから、辞退があった場合はそのまま欠員になるわけです。数年前は、大卒の一般行政で15名募集したのに6名辞退したことがあったんです。6名の欠員

というのは補充できないわけですので、それは周りの人がカバーするか、あるいは臨時職員とかそういうのでやらざるを得なかったんだろうと思うんです。ただ、今は再任用制度ができてきましたので、そういう場合は、県庁をやめられた方が再任用でカバーできる場合もあるかもしれない。ただ、仕組み的には、国家公務員とか市町村に、県庁に通ってもそちらに行く方もいらっしゃると思いますので、何人ぐらい補欠といえますか、その枠をとるかというのも悩ましいところで、辞退者が多くなれば、結局補欠でも足りない場合も出てくると思うんです。それはその時々状況に応じて、何人合格者を出すかということは毎年考えていかなければならないというふうに思っております。

○外山委員長 以上をもちまして、人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○佐藤監査事務局長 監査事務局の平成21年度一般会計当初予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の515ページをお願いいたします。監査事務局の予算額は2億2,353万1,000円でありまして、平成20年度の当初に比べて1.9%の減となっております。

この内容につきまして519ページで御説明申し

上げます。まず、(事項)外部監査費1,768万3,000円についてであります。これは、外部監査の実施に要する経費であります。この外部監査につきましては、今回別途に議案第31号をお願いしておりますので、後ほど説明させていただきます。

次に、(項)監査委員費についてであります。まず、(目)委員費は2,980万3,000円お願いしております。この内訳は、(事項)委員報酬が監査委員4名の給与、報酬でございます。(事項)運営費が旅費など監査委員の監査活動に要する経費であります。

次に、(目)事務局費でございますが、1億7,604万5,000円をお願いしております。この内訳は、(事項)職員費が事務局職員17名の人件費であります。また、次の520ページですけれども、(事項)運営費でございますが、監査事務局職員の監査活動や事務局の運営に要する経費でございます。

続きまして、議案第31号について御説明申し上げます。提出議案書では127ページでございますけれども、お手元に配付しております委員会資料で説明させていただきます。この議案は、平成21年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。包括外部監査契約は、参考のところにありますように、毎会計年度、契約を締結するようになっております。この契約の目的は、包括外部監査人による監査の実施と結果の報告を求めるというものであります。契約の金額は1,711万800円を上限とする額をお願いしております。外部監査契約は、地方自治法におきまして、弁護士、公認会計士等と締結することとされておりますが、平成21年度の契約の相手方としましては、

今年度に引き続き、公認会計士の安楽健一氏と契約を考えております。安楽健一氏は、公認会計士として多年の実績を有しておられ、日本公認会計士協会南九州会宮崎部会から推薦をいただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○外山委員長 執行部の説明が終了しました。議案についての質疑をお願いいたします。

○黒木委員 外部監査委員は2年間ということですか。今まではどういう事例だったんですか。

○佐藤監査事務局長 資料の一番下になりますけれども、連続して4回を超えてはならないということになっておりまして、3年までは同一人と契約ができるということでございます。

○黒木委員 今まではどういう状況だったんですか。

○佐藤監査事務局長 今までは、やはり同一の方に3年ずつお願いしてきております。

○米良委員 1,700万が安いか高いかは別としまして、安楽さんの出勤日数、勤務の関係からして、年間どのくらい出ておいでになるものですか。

○佐藤監査事務局長 包括外部監査につきましては、総務省のほうから義務づけられておりまして、一応の予算積算の目安みたいなものも示されておるんですけれども、今回の算定基礎にもなっておりますが、監査人は50日相当の勤務を予定しております。金額の内訳につきましては、本人が50日、補助者を使ってやっておられますので、その方々も2人、それぞれ50日、50日の100日程度をこの業務に当たっていただくような形で積算しております。

○米良委員 契約以前の段階で、公認会計士がこういうことに携わるという要求度合い、ほか

にそういう人たちというのが殺到してくるものですか。それとも契約の段階でこの人お一人とか、そういうことなのか、まだほかに要望者がいるものなのか。

○佐藤監査事務局長 包括外部監査人には、先ほど申し上げましたように、公認会計士、弁護士、税理士、業務に精通した行政経験者という形で例示がされておまして、ほとんどの県が公認会計士と契約を結んでおります。本県の場合、県内の公認会計士は現在21名おられますので、その中から協会のほうにピックアップしていただいて、推薦していただいておりますけれども、この金額で喜んで受けていただいているのかどうかということにつきましては、必ずしも十分ということではないのかなど、協議する中でそんな感触を持っております。ただ、税理士の方はこの仕事がやりたいということで、税理士協会あたりは意欲を持っておられますが、どちらがいいのかということになりますと、税理士、公認会計士とした場合に、全国の状況にもよりますが、税だけじゃなくてもっと広い部門のノウハウを有するというので公認会計士のほうに県でお願いしておるということでございます。

○黒木委員 税理士と公認会計士、ちょっと違いますね。例えば会社の幾らまでは税理士が受けられる。それ以上は公認会計士しかできない、その辺がありますね。その辺はどうなんですか。そういう感覚というのはあるんですか。

○佐藤監査事務局長 専門的なところまで承知していないんですけれども、公認会計士の方は、公認会計士の資格を取っておられれば、手続きすることによって税理士の資格は取れるということになっておるようでございますので、公認会計士がすべてを網羅しておるということ考

えております。

○鳥飼委員 今、何年目になったのですか。

○佐藤監査事務局長 平成11年度から実施しておりますので、今年度で10年目でございます。

○鳥飼委員 大体3年でしてこられて、公認会計士としては4人目の方になられると。監査の項目はこの人たちに任せられるということなんですけれども、事務局の補助というのも当然出てくると思うんですが、そこは実態的にはどんなふうになっているんでしょうか。

○佐藤監査事務局長 具体的に包括外部監査人から、いわゆる事務的な手伝い等を依頼された場合、それとか今後になってきますけれども、成果物ができ上がってきますと、印刷製本ということ等もございまして、そういうこと等を下支えするという形で、純粋な事務的なお手伝いを事務局のほうではやっておると。先ほどありましたように、テーマの選定とか、そもそものところにつきましては包括外部監査人に任されておるということで、我々は従事させていただきます。

○鳥飼委員 事務局としては余り負担にはならない、そんな状況でしょうか。

○佐藤監査事務局長 通常の監査業務に大きな負担になっておるということではございません。

○鳥飼委員 項目ですが、それぞれ監査委員の問題意識なりということで、例えば佐藤局長、今どういう問題がございましてかとか、どういう議論が上がっていますかという意見はもちろん交換するわけだろうと思うんですけれども、そこら辺はどんな状況でしょうか。

○佐藤監査事務局長 余りそんな形のやりとりはしておりませんで、監査人が補助者等を予定されますので、補助者等を決められて、現在、3名の補助者と公認会計士の方、全体4名でチー

ムを組んでやっておられますので、その4名の方で話し合われてテーマを決めておられるというような実態でございます。

○鳥飼委員 職員費のところでは職員数17名で算定してあるんですけど、昨年からすると、減になっているということはないですね。

○佐藤監査事務局長 職員数は変わっておりません。ただ、若干補足させていただきますと、17名が定数でこういう形になっておりますが、実員は19名でございます。人事課併任の職員が2名おまして、近年は19名で監査業務に当たっております。

○鳥飼委員 併任がよくわからんのですが、職員録を見ても併任で、どちらが主務なのかどうかということで、主務とっていいんですか。

○佐藤監査事務局長 監査の業務に主に当たっております。

○鳥飼委員 わかりました。

○井上委員 監査委員の報酬ですけど、4名でこの金額という、年間にどのくらいの日数なんでしょうか。

○佐藤監査事務局長 常勤監査委員はお二人、識見委員は常勤でございますので、月曜から金曜日までフルに勤務されております。議会選出の監査委員の方でございますが、実際40日程度です。

○井上委員 この報酬の大半は、常勤の方の2名の報酬というふうに考えられますか。

○佐藤監査事務局長 常勤の方のほうがもちろん高いわけでございますが、常勤の方は現在、月額で言いますと62万4,000円程度もらっておられます。議会選出の方、現在、月額、これは5%が飛ばされておりますけれども、12万7,000円でございます。

○中野廣明委員 県でいろいろあると公認会計

士とか弁護士とか出てくるんですが、あの人もみんなそれぞれ専門分野があるんです。公認会計士も、本来は商法にのっとった株式とかで、単式の単年度主義の中身を勉強している人はだれもいない。県でその辺をしていた、裏の裏を知っている人が一番適している。それもできないことはないわけで、ただ、公認会計士が格好としてはいいわけです。税理士が何でなりたかという、県の監査委員とか箔がつくわけです。話をすると、全く素人と一緒です。最近、何でもかんでもそういう人だけど、これは本来の仕事じゃないわけです。そこだけは言いたくて、それが現実です。地方自治なんか勉強している人はいない。

○外山委員長 以上をもちまして、監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時48分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○石野田議会事務局長 議会事務局の平成21年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料は1ページでございます。議会事務局の当初予算額は13億6,150万7,000円となっております。前年度に比べまして9.9%の増であります。

5ページをお願いいたします。(目) 議会費でございます。8億1,557万9,000円でございます。

以下、事項ごとに御説明をいたします。まず、(事項) 議員報酬でございます。議員の報酬、期末手当等の経費で5億8,844万4,000円を計上してしております。次に、(事項) 本会議運営費でございます。本会議及び議会運営委員会の開催に要する経費で2,866万5,000円を計上してしております。次に、(事項) 常任委員会運営費でございます。常任委員会の開催、県内外の調査活動等の運営に要する経費で1,322万円を計上してしております。次に、(事項) 議会一般運営費でございます。議長等の各種行事への出席に要する経費や政務調査費に係る交付金等で1億7,617万4,000円を計上してしております。6ページでございますが、(事項) 特別委員会運営費でございます。特別委員会の開催、県内外の調査活動等の運営に要する経費で907万6,000円を計上してしております。

続きまして、(目) 事務局費でございます。5億4,592万8,000円であります。以下、事項ごとに御説明いたします。まず、(事項) 職員費でございます。職員32名の給与等で2億6,478万7,000円を計上してしております。次に、(事項) 本会議運営費でございます。本会議の記録や会議録の印刷等に要する経費で1,655万9,000円を計上してしております。次に、(事項) 常任委員会運営費でございます。常任委員会調査活動の随同行等に要する経費で353万5,000円でございます。次に、(事項) 図書室運営費でございます。議員の調査活動に供するための図書室の運営に要する経費で920万4,000円を計上してしております。このうち4に㊟議会図書室ネットワーク推進事業を上げておりますが、これにつきましては、後ほど政策調査課長より御説明をさせていただきます。次に、(事項) 議員寮運営費でございます。議員寮の維持管理に要する経費で1,006万円を計上し

ております。次に、(事項) 議会一般運営費でございます。議会広報活動等の一般運営に要する経費で2億3,564万9,000円でございます。このうち4の㊟議会棟大規模改修事業につきましては、後ほど総務課長より御説明をさせていただきます。次に、(事項) 議会史編さん費でございます。平成20年度、21年度で第21集の議会史作成に取り組んでおりますが、21年度は議会史の印刷に要する経費として533万9,000円を計上してしております。次に、(事項) 特別委員会運営費でございます。特別委員会調査活動の随同行等に要する経費で79万5,000円を計上してしております。

続きまして、債務負担行為についてでございますが、お手元の平成21年2月定例県議会提出議案(平成21年度当初分)の9ページをお願いいたします。先ほど出てまいりました議会棟の大規模改修工事でございます。この改修工事につきましては、議会中、工事できないということもありますので、工程上、21、22、23年の3年間で実施するというようにしてございまして、債務負担行為として設定するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○田原総務課長 お手元にお配りしてあります総務政策常任委員会資料の1ページをお開きください。㊟議会棟大規模改修事業でございます。

まず、1の事業の目的であります。議会棟は、参考欄にありますとおり、昭和37年3月に隣の行政棟とともに建設されまして、築後47年が経過しておりますが、これまで大規模な改修工事が行われていないことから、壁やはりなどの躯体部分にひび割れが、また給排水施設や屋上防水等に劣化が見られております。このため、来年度以降、所要の改修工事を行うことにより、議会棟の安全性、利便性の向上、ライフサイクルコストの縮減及び建物の長命化を図ろうとす

るものであります。

次に、2の事業の概要でございます。(1)の予算額であります。来年度の事業費としましては1億7,443万9,000円を計上しております。ただし、事業全体といたしましては、(2)にありますとおり、平成23年度までの3年間で、事業費総額といたしましては3億7,110万4,000円を見込んでいます。(3)の表の各年度の主な改修内容でございますが、2ページ以降に各階ごとの改修平面図を添付しておりますので、これにより説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。1階部分の平面図でございます。まず、来年度は、赤色で表示しております部分の壁の補強または増設を初め、黒塗りで表示しております部分、議会図書室の改修、共用会議室の設置及びトイレや湯沸かし室の改修等の工事を行います。なお、議会図書室につきましては、1階入り口に近いところを新たに閲覧室といたしまして、議員の皆様が気軽に立ち寄って新聞や雑誌、資料等を閲覧いただけるようにするなど、利用しやすい環境づくりの推進を図っていくこととしております。

3ページをお開きください。2階部分であります。黒塗りで表示しておりますトイレ、湯沸かし室の改修工事、平面図はございませんけど、屋上部分の塗膜の防水改修工事、ここまですを来年度行うこととしております。次に、2年目、平成22年度であります。同じく3ページの2階部分の赤色で表示しております部分の内壁の補強等を行います。

4ページをお開きください。3階部分であります。黒塗りで表示しておりますトイレの改修工事、ここまですを平成22年度に行うこととしております。次に、3年目、平成23年度であり

ますが、同じく4ページの3階部分の階段周りには、赤色の点線で表示しておりますとおり、防火シャッターを設置することとしております。

5ページをお開きください。4階部分でございます。外壁のうち赤色で表示しております部分を補強することとしております。

工期が3年に及びますことから、議員の皆様には多大な御迷惑をおかけすることとなりますが、これは、建物の強度を確保しながら工事を進める必要があることから、1階から順次、上の階に向かって工事を進めていく必要があることや、会期中はもとより、閉会中の委員会開催日等にも工事を行えないことなどの事情によるものでございます。御理解賜りたいと存じます。

説明は以上でございます。

○桑山政策調査課長 同じく、ただいまの資料の6ページをごらんいただきたいと思います。㊦議会図書室ネットワーク推進事業について御説明をいたします。

まず、1の事業の目的であります。この事業は、議会図書室を県立図書館とネットワーク化することによりまして、情報量の充実を図りますとともに、それらの情報が利用しやすいよう、図書室の環境整備を行うことによりまして、議会の調査機能、政策立案機能の一層の充実を図ろうとするものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は299万6,000円をお願いしております。事業内容につきましては、まず、(2)の①県立図書館とのネットワーク化の推進であります。県立図書館の情報システムとインターネット回線を利用して接続しまして、議会図書室の図書や資料等を県立図書館のシステム内に一元的に登録、管理できるようにいたします。これによりまして、必要な図書等を検索する際には、議会図書

室だけではなくて、県立図書館の蔵書分も含めて検索できます。また、貸し出しも可能となります。例えば、議員の皆さんが調査活動の一環としまして、県立図書館所蔵の図書あるいは資料等を借り受けたいという場合には、議会図書室のほうで手続をしていただければ、本をこちらに届けてもらう、そういうシステムを構築する予定にしております。また、県民の皆さんにとりましては、県立図書館の蔵書の検索をする際に、議会図書室の検索も同時に可能になりますので、必要な資料等があればこちらに来て閲覧していただけるということになります。開かれた県議会という点でも幾らか貢献できるのではないかと考えております。

次に、②の利用しやすい環境づくりの推進でありますけれども、議会図書室内に新たにパソコンを設置いたしまして、来室者が国立国会図書館を初め県内外の図書館の検索ができるようにする、そういう環境を整備するほか、議員の皆さんがある特定の情報、資料をお求めになった際に専門的な知識、具体的に言いますと、図書館司書といった資格がございますが、そういった資格を有する職員を配置しまして、図書等の検索を行って資料の提供を行う、これをレファレンスサービスと言っておりますが、こういった機能を充実させるという予定にしております。

以上が事業の概要でございますが、下のイメージ図のとおり、議会図書室自体は小さな情報量しか有しておりませんが、県立図書館とのネットワーク化、さらには、その背後に公立、国立、いろいろな図書館がありますが、こういったところを含めた膨大な情報量を共有することができるのではないかと考えております。これによりまして、議会図書室の機能を向上させて、議員の皆さん、さらに事務局職員も含めまして、

大いに利用していただくことにより、県議会の政策立案機能の充実に寄与してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○外山委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑がございましたらお願いいたします。

○中野廣明委員 例えば、今度のシステムで検索して、議会にはないけれども、図書館にあったら、図書館のほうから、それを借りたいときは本を議会まで持ってきてくれるわけですか。

○桑山政策調査課長 詳細はまだ今後、図書館側と詰める必要がありますが、委員がおっしゃったような形で、図書館にある資料、本が欲しい、見たいということであれば、図書館からうちのほうに届けてもらう、配送してもらう、そして図書室からお届けするという形を考えております。

○鳥飼委員 図書室の今、説明いただいた点ですけれども、かなり充実してきて、いい企画だなと思っております。今出されましたけれども、1つは、レファレンスサービスというところですけれども、専門的な資格がもちろん要るわけで、私も委員会で鳥取県議会とか図書室も見てまいりましたけれども、ここをどうされるのかということと、職員の人件費のところが減になっている。6ページに事務局費として32名2億6,400万、昨年度と比較しますと130万ぐらい減額になっているんですけれども、これはどんなふうに対応されるのでしょうか。

○桑山政策調査課長 最初のお尋ねのレファレンス機能の関係でございますが、具体的に申し上げますと、ただいま臨時職員で、先日1月の補正でつけていただきました22条職員の予算でもって雇用している職員がおりますが、そういった職員が図書館の司書の資格を持っております

ので、そういった職員を今後、非常勤職員という形で、8カ月という期間ではなくて、1年間通じて配置できるような体制に変えまして、かつ図書館あるいは県外での研修等を受けさせまして、専門的なレファレンスサービスの対応ができるような体制をとっていきたいと思っております。

○田原総務課長 2つ目の職員の人件費の関係でございます。委員のほうから御指摘ございましたように、昨年度より約1,000万以上、人件費の金額として減少しているところでございますけれども、職員の人件費につきましては、毎年度、1月1日現在の現員現給で計上するというのが1点と、今現在、総務課に育児休業中の職員がおりまして、その者の部分の給与を計上していないということで1,000万以上の減額になっているということで、職員の体制等には影響等はございませんで、引き続き現在の体制で、図書室の運営も含めまして、充実強化していきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 失礼しました。1,000万ですね。図書室のネットワーク化事業は、確かに司書の方がされたほうがいいので、臨時職員の方が今までのような形ではできないのかなと思っておりますので、処遇が十分なのかどうかという問題は出てきますけれども、ぜひそれで充実していただければというふうに思います。

もう一つ、本会議運営費というのがありますが、これも減額になっています。5ページの本会議運営費が1,700万減額になっていますが、この辺の事情はどういうことでしょうか。

○田原総務課長 本会議運営費につきましては、説明欄にございますように、本会議開催に要する経費、これが2,580万6,000円ございますが、すべて議員の皆さん方の応招旅費に係るもので

ございまして、応招旅費が昨年4月1日から5,000円一律減額されたということで、実際には今年度から始まっているわけでございますけど、予算上は今年度の当初予算から反映されるということで、この減額分は応招旅費が減額されたことによるものでございます。

○鳥飼委員 4月1日の予算でやっているからですね。

○米良委員 2～3お聞かせください。常任委員会と特別委員会の運営費ですけど、昔のことを言って大変恐縮ですけれども、この予算書を見ても、職員の皆さんたちも一緒に出張する場合は別途旅費が計上されておりますね。以前はこういうふう在接受取っていたんです。例えば、1つの常任委員会で400万、500万ずつぼんと、職員の皆さんたちの旅費関係、宿泊関係は全部そこで精算していたような気がしますけれども、最近の予算配分というのは、常任委員会も特別委員会もどういうことで積算してあるんですか。

○田原総務課長 委員のほうからございました委員会ごとの経費の、2月補正でも打ち切りという形でお話をお聞きしたところでございまして、私どものほうでも調べましたところ、以前は、特別委員会を設置する際に、どういったことを調査しますよということとあわせて、その経費についても例えば300万円なら300万円以内とか、そういったこともあわせて決めていたといった経緯があったようでございます。ただ、それにつきましても、県の予算でございまずので、内容につきましては、きちっと旅費は幾らとか、需用費は幾らとか、そういった積算をした上で内容を固めていったのではないかと、いうふうに考えているところでございまして、総額的にはそういった取り決めをしたとしても、

内容的には今と同様に、必要な金額を必要な分だけ計上するという形としては変わっていないのではないかと考えております。私どもとしましては、常任委員会、特別委員会、随行職員という形で、1つの委員会の県外・県内調査につきましては、各2名ずつの職員を随行させるという形で、来年度につきましても予算措置させていただいているところでございます。

○米良委員 総務課長おっしゃるような積算基礎なるものがあって、打ち切り旅費を組んでいた、私も、いいかげんなようなことではなかったというふうに思います。ただ、最近、職員の皆さんたちが同行していくのを見ておりますと、何か窮屈なような気がしてならんのです。行財政改革なんかを御旗にして、職員の皆さんたちも気の毒な思いをしながら、同行していく調査活動のような気がするものですから、さっき私が言ったように、1つの委員会に打ち切りという言葉が適当であるかわかりませんが、そういう枠内で職員も一緒に常任委員会の与えられた予算を全部使うということであれば、職員の皆さんが心おきなく一緒に出張できるんじゃないかと思うものですから、どちらがいいかということで総務課長、積算基礎はびしゃっとしなきゃならんと思いますけれども、そういうことを前提にして予算配分というか、今後、入れる入れないを判断していただきますといいんじゃないかなという気がしてならんのですけれども、その辺また検討してみてください。いずれにしても、きちっとした積算基礎というのは持ってなきゃならんでしょうから。

それから、議員寮は、ことしも1,000万計上されておりますが、19年度の収入はどうなっていますか。

○田原総務課長 19年度でございますが、金額

としましては373万4,000円の収入となっております。

○米良委員 私も、指定料というのを1カ月4,000円か5,000円か22年納めてきましたが、泊まる泊数からいって、個人的なことですが、1カ月に何泊泊まったかなということからすると、3〜4日ぐらいでしょうか。それでも指定料をずっと納めてきました。何かといいますと、収入と支出のバランスをとったときに、いつお世話にならないかんかということをお前提にして、納めてきたんです。将来的にそういうことしていくのかというのが一つ。これは考え方です。

こういう3分の1の収入しかないという状況で将来ともこれを残していくのかということは、事務局の皆さんたちは大変言いづらいと思います。最近、市中のホテルというのが安いですね。5,000円未満のところもいろいろありますし、市中のホテルが非常に利用しやすくなった。そういうことを考えますと、あれをどういうふうに活用するかということになってくると、なかなか難しいだろうと思いますけれども、そういう面も含めて、率直な事務局の皆さんたちの考え方はどうなのかなと思うんですが、その辺は内部で検討したことがありますか。

○石野田議会事務局長 議員寮の運営の件につきましては、今お話しのとおり、あの施設そのものが築26年ということで相当老朽化してきておりまして、設備備品等もそれぞれ古くなってきております。平成18年に、議員寮のあり方についての一定の方向を出すということで検討された経緯があるようですけれども、そのときには結論は出ていないという状況であります。先ほど申し上げましたように、今後、電気設備とか空調、上下水道といった高額な設備が取りかえなり、傷んでくるという可能性がございま

途中で、この厳しい財政状況の中で今後、今、御指摘のとおりどうするかということと、周辺の宿泊施設等の料金等も見ながらということはあるかと思いますが、我々のほうとしましては、できましたら、21年度、新年度に、寮のあり方につきまして検討していただくような場をつくって御検討いただければというようなことは考えております。

○米良委員 時代的な流れからしてもそういう時期に来たのかなという気がしますし、遠隔地から来ている皆さんたちを中心とした検討委員会でも立ち上げて、将来に対する議員寮のあり方等につきましては議論しなきゃならんのかなという気がするものですから。いつの時代でしたか、新聞にも出たときがありますね。それに端を発しまして、こういう収入と支出のバランスの問題とか出た経緯がありますものですから、またぞろ、そういうのが出ますと、我々もいろんな危惧する面を感じるものですから、その前に何か打てる対策があればいいなと内心思ったりします。そういう事務局の皆さんたちの考えなりがわかりましたので、我々でまた内々そういう話し合いもしていかなきゃならない。

○外山委員長 寮に関しては、利用される方々に一回諮らなきゃならんですね。使わない人は別に何とも思わんわけですから、使われている方々が一度御相談されるといいと思います。

○黒木委員 関連。私も寮は利用しているんです。利用するけれども、今、朝食つきで3,500円ですね。ホテルを考えると、言われるように4,000円ちょっとぐらいで、寮はトイレも外、ふろも共同ぶろ、勝手は確かに悪いです。今、近所のホテルを使っている、そういう議員の皆さんもいるわけです。この前は真冬におふろもない、シャワーでいけと。我々はだんだん狭められて、

出ていけということかなというふうに感じたりするんです。今言うように検討委員会は早く立ち上げて、利用している人たちがどうするのか、考えないかん時期が来ていると思いますので、早い時期に検討委員会を立ち上げさせてください。

○外山委員長 こっちの問題ですね。

○黒木委員 いや、向こうが一応何かそういうものをつくらないと、我々はそれに乗って……。

○石野田議会事務局長 大変御不自由をかけている面を最初にお断りしなかったのは大変申しわけありませんでした。確かにお話のとおりでございますが、先ほど米良委員がおっしゃいました指定料という分につきましては、遠くからお見えになる方々が、車で見えないときには、やはり置いておきたい荷物もあるということから、そういう仕組みがつくられておりまして、そういった場合に、例えば近隣のホテル・旅館等をお使いになる方々が毎回持ってこなくて置いておけるような場所とか、そういったこともまた出てくるかと思えますし、そのあたりも含めながらの今後のあり方の検討ということになるのかなというふうに思っておりますが、御指摘のように、できるだけ早いうちに機会をつくらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○井上委員 議会図書室のネットワークの推進は、ぜひやっていただきたいと思うんですが、以前は、議員の質問に関しての個別のデータがあったんです。最近では、以前のデータがなくて、最近のデータもどうなのかわからないんですけど、それはどうかなりませんかという変なんですけど、議員がした質問を一括でアクセスすると、例えば何々に関してといったらばっと出て、各議員の名前と何年の何月だったという

データが欲しいんですが、以前はあったんです。アナログでちゃんと事務の人がとってくださって、いつの時期にだれがどんなふうにしたというのが個人別に整理してあったんですけど、それが今ないので、できたら、大変かもしれませんが、何か整理をお願いできればと思うんです。

○桑山政策調査課長 昔のことを私、知りませんで、見たことがなくて申しわけないんですけども、私どもの役割として、新聞情報なり、いろんな資料を提供する役割がございますので、おっしゃるようなこともまた整理の対象として検討してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○鳥飼委員 図書室ネットワーク、一般行政職員の利用についてはどんなふうを考えておられるんですか。

○桑山政策調査課長 議員の皆さんの調査活動の一助となるために、地方自治法上、図書室は設けるようになっております。職員に言え、私たちが事務局職員のほか県職員につきましても、利用できるようにしております。本の貸し出しとかレファレンス機能を含めてです。ただ、一般の方々となりますと、議員の方の利用がまず最優先でありますので、当面は閲覧とかそういう形で対応していきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 行政職員の分はいいわけですね。わかりました。

○井上委員 私もその質問をしたかったんですが、県庁の職員の人たちも利用できるようにしていただきたいということと、もう一つは、先ほど聞いていると、一般の方が議会の図書室の利用が可能なような開かれた議会とか、そのあたりの制限は難しいのかもしれないんですけど、

一般の方が非常に多く利用されるとなると、私は物すごく気を使うんですが、それはどの程度ということですか。公表して、ぶわっといらっしやいみたいな感じですか。

○桑山政策調査課長 まず、図書室と県立図書館をネットワーク化したという場合に、今の見通しでは、うちにあって県立図書館にないという本は、ほとんどないという状況かと思えます。したがって、一般県民の方がうちにある本を目指してたくさんお見えになるということは現実にはならないだろうなど。ただ、議会関連の資料等でももちろん図書館に置いていないものはあると思えますので、そういったものをごらんになりたい方がお見えになる可能性はあるだろうというふうに思います。

それから、職員の利用可能、あるいは議員の皆さんも図書館の資料を居ながらにしてこちらに取り寄せることができると御説明申し上げましたが、これはあくまでも、議員の皆さんや私どもの調査活動、本来の職務の一環としてということになりますので、全くの一県民、私人としての図書館の利用をここですということとは制限がかかる、できないということになると思います。そこの一線は画することになるだろうと思います。

○井上委員 議会棟の改修のことですけど、私は、トイレの改修は非常に期待しているというか、長年の望みで、そんな長く利用できないのかなと思ったりもするんですが、ぜひ女子トイレの改修はきちんとしていただきたいというふうに思います。男子トイレが常にオープンであるということには、前から違和感を覚えるんですが、そこについても何らかの対応ができるように今回改修のときに少しお考えいただけたらと思っています。

もう一つ要望するならば、議事課と政策調査課のあの場所というのは、私が見る限りでは狭いような気がするんですけど、あれで職員の方が仕事をするには十分なのかどうか、今度はカウンターもつくったりとかされると書いてあるので、その辺の配慮をどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○田原総務課長 今の段階では、まだ大まかな設計段階ということでございますので、今後、そういった議員の皆さん方の希望もお聞きしながら、実現可能なものについてはそういった配慮もしながらやっていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村委員 3階の改修平面図、4ページ、自民党控え室がありますね。ここで党議をやるわけですが、党議をやって休憩したときにトイレに行くわけです。マスコミがこの辺にたむろしていて大変なことなんです。今からどういう事態が起きるかわからんけれども、座り込み等もやられたりした場合にとか、前もだれかが言っていました、この近辺で緊急的にトイレをつくっておいたほうがいいと。党議をやっていて休憩しますというときに、わっとぶら下がられるわけです。この辺で何かできないのかなという気がするんですけど。

○田原総務課長 今、委員のほうからございましたように、確かに自民党控え室のほうから現在のトイレの場所が遠いということでございます。御希望をかなえるとなると、またかなりの見直しとか、金額とか、そういった部分も出てこようかと思ひますので、検討はさせていただきますけれども、厳しい部分があるかと思ひしております。

○中野一則委員 議会棟の大規模改修の件ですが、ここだけですね。委員会室は全くしないん

ですね。

○田原総務課長 委員会室は平成2年度の建物ということで、今回の改修の対象にはなっておりません。

○中野一則委員 議会棟じゃないけれども、このマイク施設がいつも録音が、声が出なかったりしますね。ああいうのは取りかえとかできないんですか。

○田原総務課長 そういった不都合等ございましたら、どんどん事務局のほうに申しつけていただければ、修繕費等も毎年度とっておりますので、そういった中で対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○中野一則委員 音声が出なかったというのがちょくちょくありますね。3年前だったと思うんですが、委員会の議事録は逐語記録ということで、録音されていないものは委員会の議事録に登載する必要はないということで、一回そういうことがあったんです。きちんと録音されない可能性もあるから、逐語記録として記録に残せないということもあると思うんです。そういうことがありましたので、速記者がいないわけですから、きちんとしておってほしいと思ひます。

○中野廣明委員 産前産後の休業日にちと、給料は何割ぐらいあるのか、教えてください。

○田原総務課長 育児休業でございまして、無給ということでございます。

○外山委員長 よろしいでしょうか。

以上をもちまして、議会事務局を終了いたします。執行部の皆様には御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時33分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行いますが、明日13日、開会時刻は13時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 以上で本日の委員会を終了いたします。

午前11時33分散会

平成21年 3月13日（金曜日）

午後 1 時 1 分再開

出席委員（9人）

委 員 長	外 山 衛
副 委 員 長	新 見 昌 安
委 員	米 良 政 美
委 員	中 村 幸 一
委 員	黒 木 覚 市
委 員	中 野 一 則
委 員	中 野 廣 明
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	黒 田 渉
議 事 課 主 査	湯 地 正 仁

○外山委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び第2号、第22号、第26号、第28号及び第29号、第31号から第33号まで、並びに第72号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第2号、第22号、第26号、第28

号及び第29号、第31号から第33号まで、並びに第72号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等ございますか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 皆様の御発言が網羅できるように努めてつくりますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 では、そのようにいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 ないようでございますので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 3 分閉会